

第5章 緑のまちづくり推進のための施策

1. 施策方針

I. 緑を守ります

(1) 骨格や拠点となる緑を守ります

1) シンボル加古川を守ります

- ・ 清流「加古川」がもたらす多様で豊かな自然環境を守るため、本市のシンボルである加古川を、水と緑の都市空間として保全・活用します。
- ・ レガッタをはじめ、ソフトボールやテニス、ジョギングなど様々なレクリエーション活動の場となるよう、加古川河川敷緑地等の活用を進めます。また、加古川まつりや加古川マラソンなど、全市的なイベント会場として活用を進めます。
- ・ 都市景観軸として、加古川と一体となった良好な都市空間の形成を図るため、加古川市景観まちづくり条例等に基づく風景形成地域等の指定について検討を進めます。
- ・ 生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、瀬・淵やわんど・たまり等の再生及び河口干潟や水際植生等の保全に努めます。



加古川河口



加古川河川敷緑地

2) 河川や湖など水辺空間の緑を守ります

- ・ 生物の移動空間として、河川、ため池などの水辺の軸や丘陵、街路樹などの緑の軸の形成を図ります。
- ・ 平荘湖や権現湖の湖畔については、自然とのふれあいやジョギング等レクリエーション活動が楽しめるよう、平荘湖プロムナード、加古川右岸自転車道、あじさい公園などの適正な維持管理とその活用を進めます。
- ・ 平荘湖周辺については、ウェルネスパーク、平荘湖アクア交流館や少年自然の家、野外活動センター等と平荘湖との一体となった活用を進めます。
- ・ 平荘湖とその周辺の丘陵が一体となった良好な景観の形成を図るため、地域の規制状況や特性となる色彩等の調査を行い、風景形成地域等の指定や、緑の保全に向けた検討を行います。
- ・ 七ツ池や長池等のため池においては、市民や市民団体による生態系の調査を促し、渡り鳥等生物の生息環境を保全します。また、水辺空間と丘陵地とが一体となった、自然と親しむことができる空間づくりを進めます。
- ・ 集中豪雨等の自然災害に備えるため、法華山谷川、別府川などの河川整備を進めます。

- 別府川などの河川については、水生生物の生息環境など、環境の保全に配慮し、水質等の調査を行います。
- 河川やため池は、多様な生物を育む貴重な自然環境であり、その保全に努めます。また、ため池におけるかいぼりなどと合わせた外来種の駆除を促します。
- 五ヶ井用水や新井用水等市内に発達した用水路は、市街地の涼しさと彩りを感じる空間として活用します。
- 河川やため池などの親水空間を、市民の憩いの場として活用します。また、その周辺の空き地等を活用し、彩りある樹木の植栽やベンチの設置等による街中のクールスポットづくりを検討します。



加古川右岸自転車道



平荘湖



寺田池



五ヶ井用水

3) 自然豊かな樹林地や丘陵の緑を守ります

- 本市の骨格や拠点となる重要な丘陵、斜面緑地については、保全重要度や法的担保性等を勘案した緑の保全の優先度に応じ、法や条例による保全施策について検討します。また、丘陵や斜面緑地、樹林地の保全の担保性を高めるため、市民理解の醸成を図りながら、法令等による保全施策の実施を進めます。
- 播磨中部丘陵県立自然公園や権現湖周辺などに残る樹林地については、「加古川市森林整備計画」に基づき保安林等の保全を行います。
- 森林が有する生物多様性の確保、地球温暖化の防止や水源のかん養等、多様な機能を勘案し、森林所有者に対する啓発等を通じ、公益森林の適正な保育を図ります。
- 市民が自然に親しめる機会を創出するため、身近な樹林地等の市民緑地としての活用を検討します。
- 自然とのふれあいや健康増進を促すため、高御位山、城山の登山ルートや見土呂周辺のウォーキングコースの保全、再整備を進めるとともに、これら身近な登山ルートを加古川の魅力の一つとして発信します。
- 加古川が流れる雄大な播磨平野、瀬戸内海を望むことができる高御位山、城山等の山

頂について、眺望地点の指定を検討します。

- ・ウォーキングコース「ふるさと自然のみち」や近畿自然歩道（山陽路ルート）の拠点施設として、ウォーキングセンターを活用します。
- ・緑基金の活用などによる地域主体の活動により、樹木の伐採や下草刈り等による適正な管理を促すとともに、身近な里山の保全・整備を進めます。



高御位山からの眺望



神野の斜面緑地（青垣）

4) 歴史文化の緑を守ります

- ・鶴林寺やその周辺地区については、本市の歴史と郷土文化の拠点となるよう景観の形成を図り、都市としての魅力向上を図ります。
- ・日岡山公園、浜の宮公園は、市民の健康づくりや憩いの拠点、また防災等の拠点としての整備を進めるとともに、その周辺地域は、歴史文化と一体となった樹林等の保全や周辺地区の景観形成について、検討を進めます。
- ・本市の歴史的景観を有する浜の宮公園等に群生する黒松の適正な育成に努めます。



鶴林寺周辺地区 景観形成地区

鶴林寺と風致公園を中心とし、隣接する周辺の民有地を含む良好な街並み景観は、周辺の住民、市民にとって重要な資産であるため、保全・育成することが必要です。歴史を感じる落ち着いた生活空間、緑あふれる魅力的な沿道環境、うるおいのある水辺空間の形成を図るため、次の目標を定めます。

- ①建物の系統的つながりによる、まとまりのある落ち着いた街並み景観の形成
- ②緑豊かな、眺望性に優れた道路景観の形成
- ③落ち着いた街並みを保全し、育てる官民協働の沿道景観の形成



■地域で守りたい緑（社寺、社寺林）Best10（市民意識調査より抜粋）

順位	名称	回答数
1	鶴林寺	93
2	浜宮天神社・浜の宮公園	45
3	日岡神社・日岡山公園	43
4	寺田池・明神の森	18
5	泊神社	17
5	平荘湖・ウエルネスパーク	17

順位	名称	回答数
7	教信寺	9
7	野口神社	9
7	加古川河川敷緑地	9
10	総合文化センター	5
10	志方八幡宮	5

(2) 郷土の特徴ある緑を守ります

1) 社寺などの緑を守ります

- ・ 明治から大正期の建造物であるニッケ社宅クラブ、あかがね御殿等は貴重な景観資源として、関係者等の意向に配慮しつつ、周辺と一体となった緑の保全により、都市景観の形成を進めます。
- ・ 教信寺、泊神社、住吉神社などの社寺には、地域の歴史やコミュニティに根付いた優れた緑があり、関係者の意向に配慮しつつ、社寺林の保全を進めます。
- ・ 神吉、志方八幡神社をはじめとした八幡神社や大歳神社などの社寺には、地域の特徴を彩る緑があり、関係者の意向を踏まえ、これらの樹林・樹木等の保全を進めます。また、高齢者の健康増進や地域交流の場としての活用を促します。
- ・ 緑や都市空間が不足する市街地においては、地域住民の貴重な憩いの場として社寺の活用を進めます。



教信寺



あかがね御殿

2) 愛着ある自然空間の緑を守ります

- ・ 寺田池、峠池等市街地に隣接するため池は、水源のかん養など防災面の役割や、生物多様性など自然環境の保全に配慮しつつ、市民に親しまれる親水空間として保全・活用します。特に、寺田池、花園池、野々池、猫池等本市東部に連なるため池群は、水辺の軸として保全・活用します。
- ・ 市民に親しまれる豊かな森林づくりを進めるため、明神の森等の森林の適正な保育を促します。
- ・ 田園集落に隣接する里山について、市民参画による整備を促進します。



峠池



寺田池・明神の森

(3) 暮らしの中の身近な緑を守ります

1) 市街地の中に残る優れた緑を守ります

- ・ 市街化区域の農地については、都市部の貴重な緑資源であることを認識し、農地と居住環境の調和による良好な市街地の形成を図ります。
- ・ 都市部の遊休農地の活用の一つの手段として、農地が持つ防災、健康・レクリエーションや景観形成などの優れた機能に着目し、市民農園としての活用を促します。
- ・ 緑地や公園等の空間が十分でない地域において、魅力ある都市空間や防災上の空間を確保するため、生産緑地など農地等の保全・活用に関する新たな制度の導入について検討を進めます。



市民農園

2) 田園集落の農地等の緑を守ります

- ・ 本市北部の農地、里山、集落等の田園環境を守るため、田園まちづくり計画の策定を促し、その実現を促進します。
- ・ 都市農業の拠点として、市街化調整区域の優良な農地を農用地区域として指定するとともに、加古川市農業振興地域計画との連携のもと、北部、東部に広がる農業振興地域等の一団の農地において、農業の活性化を図ります。
- ・ 有機質資源のリサイクル等による環境保全型農業を推進し、市内農畜産物の流通や生産振興を支援するとともに、将来の農業を支える人づくり等営農環境の充実を図ります。
- ・ 安定した農業生産基盤を維持するため、営農組合認定農業者の育成とともに、新規就農の促進や農業の担い手を育成します。
- ・ 遊休農地の解消を図るため、遊休農地の流動化を促します。また、季節感にとんだ景観形成作物等の栽培を促す等耕作可能な農地状態への復元整備を進めます。



里山



農用地区域

- 農作物の安定的な生産に必要な水の確保をはじめ、雨水を蓄える調整池としての役割や、多種多様な生物が生息する豊かな自然環境の確保など、多様な機能を持つため池を保全・活用します。
- 地域住民の生命と財産を集中豪雨や地震等の自然災害から守るため、緊急性や重要性等を考慮し、計画的に老朽ため池整備を進めます。

【緑の保全の優先度】

加古川市の緑の保全優先度の評価について、緑が持つ環境保全、健康・レクリエーション、防災、景観形成の機能を基に数値化した「緑の保全の重要度」および都市計画法、都市緑地法、農業振興地域の整備に関する法律等による保全状況を数値化した「緑の法的担保性」の2つの視点に基づき、緑の保全優先度を定量的に指標化しました。

①保全重要度評価

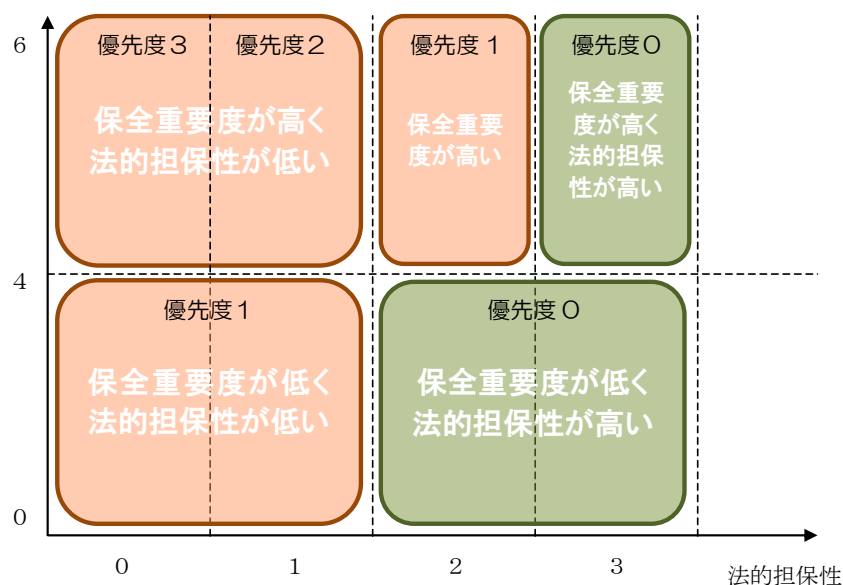
緑の保全重要度	環境保全機能	貴重な植物が生息している【得点1】 (植物群落が生息する緑)
		都市部の熱環境、騒音・振動の緩和等に効果がある【得点1】 (市街化区域内の緑)
	健康・レクリエーション機能	多くの人に利用される価値がある【得点1】 (人口集中地区内に存在する緑)
		都市公園から連続した緑を形成している【得点1】 (都市公園に連続する緑)
	防災機能	延焼遮断帯等まとまりのある緑を形成している【得点1】 (1ha 以上連続する緑)
	景観形成機能	広域的に優れた景観・歴史的風土を形成している【得点1】 (北部の丘陵地、平荘湖周辺の樹林地、青垣)
		地域の歴史的風土・景観資源となっている【得点1】 (指定文化財、加古川60選、社寺から半径50m圏)

②法的担保性評価

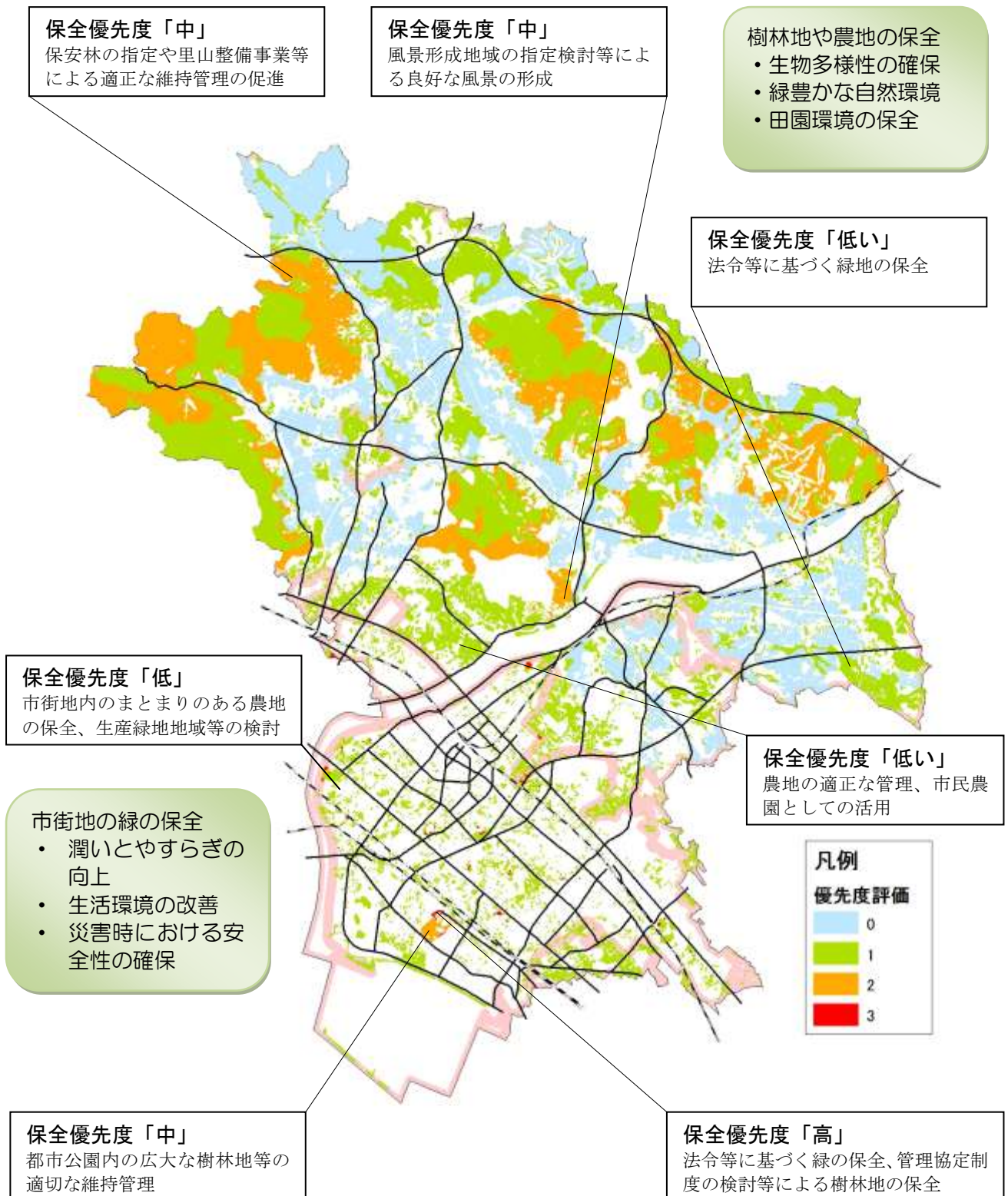
緑の法的担保性	開発の抑制	市街化調整区域【得点1】
	緑の保全	自然公園特別地域、保安林、農用地区域【得点1】
	都市公園の設置	都市公園の区域【得点1】
	その他市条例による保全	景観形成地区【得点1】

③緑の保全優先度

保全重要度



■緑の保全優先度と施策イメージ



Ⅱ. 緑を創ります

(1) 骨格や拠点となる緑を創ります

1) 都市公園など骨格となる緑を創ります

- ・ 都市部と農村の交流や農業振興、地域の活性化を図るため、自然の中で市民が楽しめるレクリエーション施設として、みとろフルーツパークの運営を行います。
- ・ 市民ボランティアや緑化団体の活動・交流拠点として、日岡山公園の活用を進めます。
- ・ 防災拠点施設や災害発生時の一時避難場所としての役割を考慮し、日岡山公園や浜の宮公園等都市公園の防災機能の向上を図ります。また、必要性に応じ、貯水槽、防火水槽の設置等により、更なる防災機能の充実を図ります。
- ・ NEXCO 西日本との連携によりハイウェイオアシス機能の充実を図るとともに、市民にとって魅力的な自然レクリエーションの拠点公園として、権現総合公園の整備を進めます。
- ・ 海と親しむ空間として、別府みなと緑地は、海洋文化センター、スポーツ交流館や住吉神社と連携し、海に面する市民の交流拠点として活用します。
- ・ 30m水路、緩衝緑地などは緑豊かな親水空間を形成しており、水辺と一体となった緑の軸として活用を進めます。
- ・ 未整備の都市計画公園の見直しを進めるとともに、緊急性、重要性などを勘案し、新たな公園の整備を進めつつ、本市の特性や地域ニーズに応じ、既存公園の再整備に努めます。

■拠点となる緑・水辺

加古川河川敷緑地、漕艇センター

日岡山、日岡御陵、日岡神社、日岡山公園、武道館、日岡山体育館、日岡山市民プール

浜の宮公園、浜宮天神社、浜の宮市民プール

別府港緑地周辺、海洋文化センター

鶴林寺、鶴林寺公園

権現湖、権現総合公園、権現総合公園キャンプ場

平荘湖、ウェルネスセンター、平荘湖アクア交流館、少年自然の家、野外活動センター

七ツ池、志方東公園

加古川運動公園陸上競技場、総合体育館

みとろフルーツパーク、みとろ果樹園、日光山墓園

加古川総合文化センター、寺田池、明神の森



日岡山公園



権現総合公園

2) 本市の核となる緑を創ります

- 都心、副都心においては、土地区画整理事業、道路整備事業などによる緑の創出や民有地の敷地緑化等を進め、本市の顔となる賑わいと風格のある景観形成を図ります。
- 主要な駅前広場については、本市のシンボルとなる高木を育て、緑豊かな都市環境を創出し、地域拠点に相応しい景観形成を図ります。
- 学校、公民館や公園等の樹木については、できるだけ自然な樹形を残した育成に努めます。
- 市民に公開された憩いやレクリエーションの緑地を増やすため、緑地所有者の協力を得ながら、市民緑地制度等の導入を検討します。
- 地域の魅力ある緑を育てるため、桜や紅葉等花の名所づくりを検討します。
- 鶴林寺周辺の景観形成地区における民有施設の景観形成を図るとともに、日岡山周辺など「地域で守っていききたい緑」（加古川市緑の基本計画に関する市民意識調査）の周辺地域における景観形成の検討を進めます。



JR 加古川駅



JR 東加古川駅

3) 良好な沿道や歩行者空間を創ります

- 道路の新設整備においては、延焼遮断帯としての役割にも配慮し、地域特性に応じた街路樹の植栽に努めます。
- 街路樹の管理基準を策定し、駅前広場や道路植栽の計画的な育成を図ります。
- 都市部におけるヒートアイランド現象の緩和や防災機能の向上を図るため、都市部や幹線道路沿道において、大規模建築物等景観形成基準等に基づく接道部の高木植栽や敷地の緑化を促します。
- 緑と歩行者のネットワークについては、うるおいや安全性に配慮した再整備を進めます。また、周辺の地域資源の活用やツーデーマーチ等のイベントと連携し、加古川市の魅力の一つとして、情報発信を行います。
- ため池ミュージアム等により整備されたため池周辺の歩行空間と、緑と歩行者ネットワークとの連携を進めます。また、緑ネットワークが交差する地点や近接する公園等において、交流スポットづくりを進めます。



松風こみち

- 幹線道路や新井緑道、松風こみちなどで構成する緑と歩行者のネットワークについて、日常のウォーキングやジョギング空間等としての活用を図ります。また、五ヶ井、新井、養田川などの水路に近接する空間について、水辺のクールスポットとしての活用を検討します。
- 公民館等を拠点とした地域のウォーキングモデルコースの活用を図ります。



接道部の緑化



明姫幹線

 TOPIC

ウォーキングモデルルート

ジャンル	公民館	加古川	氷丘	加古川北	陵南	野口	東加古川	平岡	別府	尾上	加古川西	両荘	志方
西国街道浪漫		●						●					
中世・戦国時代浪漫													●
ノスタルジック		●									●		
開運		●								●			
生物観察								●				●	
神話と伝説を巡る			●								●		●
播州松めぐり									●				
港めぐり									●				
遺跡巡り				●									
歴史上の偉人				●		●	●						
マイナスイオン					●						●	●	
温故知新					●								
水を訪ねる		●	●	●			●			●		●	
廃線						●		●	●				

(2) 地域に愛される身近な緑を創ります

1) 身近で良好な都市空間を創ります

- 土地区画整理事業などにより、地域に愛され利用される身近な公園の整備を進めます。
- 新たな市街地を形成する地域の都市空間を確保するため、一定規模以上の開発（3,000㎡以上）に際し、開発面積の3%以上の緑地・公園の整備を進めます。
- 公園の入口、園路や公衆トイレのユニバーサルデザイン化など計画的な修繕や更新に取り組み、公園の長寿命化と再整備を進めます。
- 公園の緑については、地域を印象付ける良質な高木の育成を図るとともに、適切な間引きや剪定を行い、緑の健全育成に努めます。
- 公園が近接する地域については、立地、利用状況や地域ニーズに応じ、公園の役割を見直すとともに、その再整備に努めます。
- 市民との協働により、安全で快適に利用できる施設として、公園の維持、管理を行います。
- 公園が不足している地域にレクリエーション空間等を確保するため、利用されていない未利用地等を活用した公園等の導入を検討します。
- 地域住民やPTAなどの市民参画により、小中学校の校庭や幼稚園の園庭等の芝生化を推進します。また、市民参画による芝生の維持管理を促します。



身近な公園



園庭の芝生化(野口南幼稚園)

2) 地域の豊かな緑を創ります

- 街なかの賑わいや彩りを与える空間として、公共未利用地などをポケットパークとして活用します。
- 公共施設の植栽に努めるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図るため、緑被が少ない都心部などにおいて、民有施設の緑化を促します。



公共施設の緑化

3) 良好な居住環境を創ります

- 地区計画、緑化協定などの締結を促し、接道部への生垣植栽などにより、住宅地における緑を創出します。また、地区計画制度に基づく緑化率の最低限度等の義務づけを推奨します。
- 民間未利用地や遊休農地を地域資源として捉え、遊休農地を地域の市民農園、空き地をポケットパークとして利用するなど、都市空間の確保に努めます。
- 地域住民との協働により、地域の特性に応じたまちづくり計画の策定を促し、良好な居住環境の実現を目指します。



住宅地（地区計画）

4) 工場等との緩衝空間を創ります

- 周辺環境との緩衝や工場の緑化を行うため、新たな工場整備については、公害防止協定や工場立地法などにより、建築物の緑化や高木の植栽を促します。
- 兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、建築物および敷地の緑化を促すとともに、加古川市景観まちづくり条例に基づく大規模建築物等景観形成基準により、既存樹木の保存や高木を中心とした植栽を促します。
- 工場立地法などにより創られた樹木等の緑を残すため、開発等の指導により、既存の樹木を活かした開発を促します。



工場の緩衝緑地

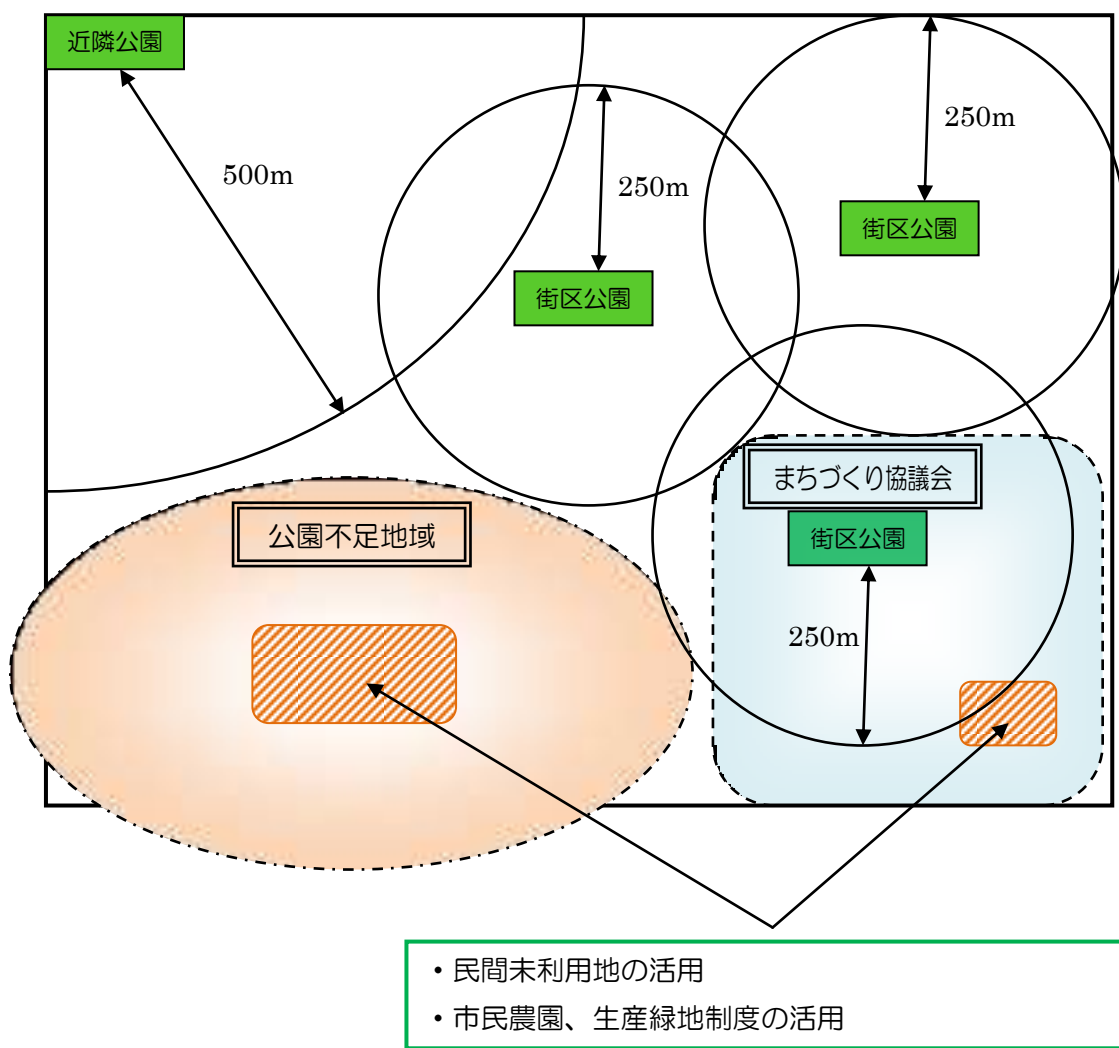
TOPIC

民間未利用地を活用した都市空間の確保（案）

加古川市では、これまで計画的に公園整備を進めてきましたが、誘致距離の考え方に基づいた適正な配置がなされていないのが現状です。

そのため、旧市街地等公園整備が遅れ都市空間が不足している地域において、放置された空き地等の民間未利用地を活用し、都市空間の確保に努めます。

また、地域住民が主体となったまちづくり活動により、オープンスペースの確保を促していきます。



Ⅲ. 緑を育てます

(1) 緑の普及・啓発を行います

1) 市民への広報等を行います

- 花や緑に関し、市民への幅広い普及を図り、緑に関するまちづくりを促進するため、「緑化ハンドブック」「公園ガイドマップ」等を作成するなど、緑に関する情報を広く市民に発信します。また、花の見どころや見ごろ、市民参画による緑化活動等について、市ホームページやFacebook等ICT技術を活用し、情報発信に努めます。
- 緑のまちづくりを行う団体、市民等の活動意欲を高めるとともに、市民への更なる普及を図るため、緑化に関するポスター・標語の募集や緑化功労者の表彰等を行います。



緑化ポスター

2) 記念樹や花苗等を配布します

- 緑に対する市民の関心を高め、緑化活動に参加する契機として、結婚や子どもが生まれた家庭に、記念樹等を配布します。
- 公園や学校、市役所庁舎等の公共施設等の緑化を推進するため、花苗を育成し、市内の学校や団体等に配布します。
- 温室効果ガスの排出を抑えるため、市役所庁舎や公民館、学校等公共施設において、蔦性植物による壁面緑化を進めます。また、ゴーヤの種等を配布し、市民レベルの活動において、緑のカーテンの普及を行います。



地域の植樹祭



壁面緑化(別府公民館)

3) 魅力ある緑のイベントを開催します

- 花と緑のフェスティバル等を開催し、市民が緑とふれあう場を提供します。
- 花や緑にふれあう場を提供するため、民間団体による菊やバラの展覧会の開催を促進します。
- 都市住民に身近に農を感じてもらえる機会として、農林漁業祭を開催するとともに、コスモスまつり、ルピナスまつり等の地域イベントの活性化を図ります。
- 緑に触れ合う機会として、ツーデーマーチや地域のウォーキングイベントなどと連携し、緑と歩行者ネットワークの情報発信に努めます。
- 市民が緑とのふれあいや自然環境への理解を深める環境学習の場として、自然観察会やグリーンウォッチングを開催します。



ルピナスまつり



花と緑のフェスティバル

(2) 市民、事業者、行政の協働により育てます

1) 緑の人材育成を図ります

- ・ 緑に関する知識や技術を習得した地域のリーダーとなる人材を育成するため、花と緑のまちづくりリーダー養成講座を実施します。また、緑化に関する様々な課題や問題等に対応した相談会等を開催します。



NPO法人(加古川緑花クラブ)の活動

- ・ 樹木の剪定や花の栽培についての知識等を広めるため、公民館事業等と連携し、花と緑の教室を開催します。
- ・ 地域に愛される緑を増やすため、公園の愛護活動や街路樹の保護・育成等の活動の場を提供するとともに、市民ボランティアや団体の育成を図ります。
- ・ ビオトープの設置や野外活動など、学校教育との連携により、緑の大切さを学べる機会を設けます。
- ・ 里山などの樹林地の保全について、地域住民をはじめ、ボランティア、企業などの参画を促します。



自然観察会



収穫体験



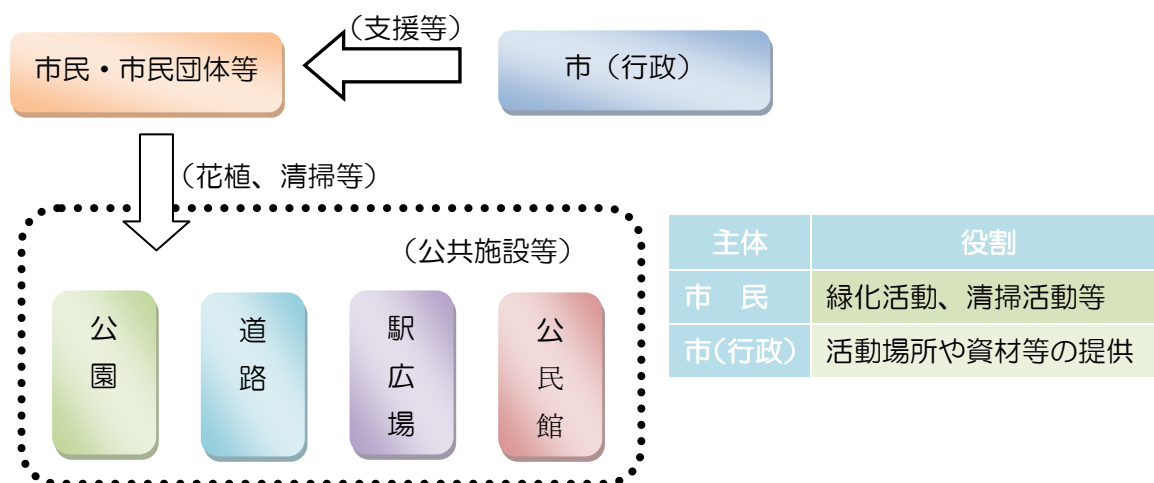
里山の保全活動

2) 市民参画による緑化活動を進めます

- ・ 駅周辺の花壇、ポケットパーク等の公共施設等において、NPOやボランティアの参画による緑化を進めます。
- ・ 地域住民の利用増進を図るため、市民に身近で愛着ある公園や街路の植栽において、ボランティア団体や地域住民の参画による維持管理を進めます。
- ・ 多様なニーズに応じた質の高いサービスの提供を行うため、指定管理者等民間ノウハウの活用を検討を進めます。
- ・ アイデアの募集や地域からの提案により、公共施設の緑化を進めます。
- ・ 保育園、介護施設などの福祉団体と連携し、子どもから高齢者まで、幅広い世代に利用される公園づくりを進めます。

 TOPIC

公共施設等における市民活動（例）



ボランティアによる緑化



ポケットパーク

3) 緑に関する支援制度を充実させます

- 良好な街並み景観の形成を図るため、地区計画や緑地協定などを定めた地域において、占有敷地の緑化に係る費用を助成します。
- 街並みの豊かな緑を育てるため、道路の接道部の緑化指導とともに、高木植栽への支援制度の充実を図ります。
- 都市緑地法に基づく市民緑地制度などを検討し、市民に公開された緑地を確保します。
- 賑わいや彩りあるまちづくりを進めるため、公共施設等の緑化活動を行う市民や団体の活動に対し助成を行います。
- 県民まちなみ緑化事業の活用などにより、建築物の壁面や屋上の緑化、駐車場の芝生化などを促します。
- ポケットパークや街路樹（低木、花壇）等の緑化を進めるため、アダプトプログラムの普及を進めます。
- 市民の環境保全活動や、企業の社会貢献活動等による樹林地の保全制度の活用を進めます。

TOPIC

市民主体の景観まちづくり

加古川市では、平成11年4月に「加古川市景観まちづくり条例」を施行し、清流加古川を中心に広がる豊かな水と緑の景観を守り、うるおいとやすらぎのある美しいまちづくりを進めています。

今後、緑の基本計画に掲げる緑のまちづくりを進めるためにも、当該条例に基づき、景観樹木等の指定や市民・事業者・市のパートナーシップによるまちづくり等各種施策を展開していきます。



企業の森づくり

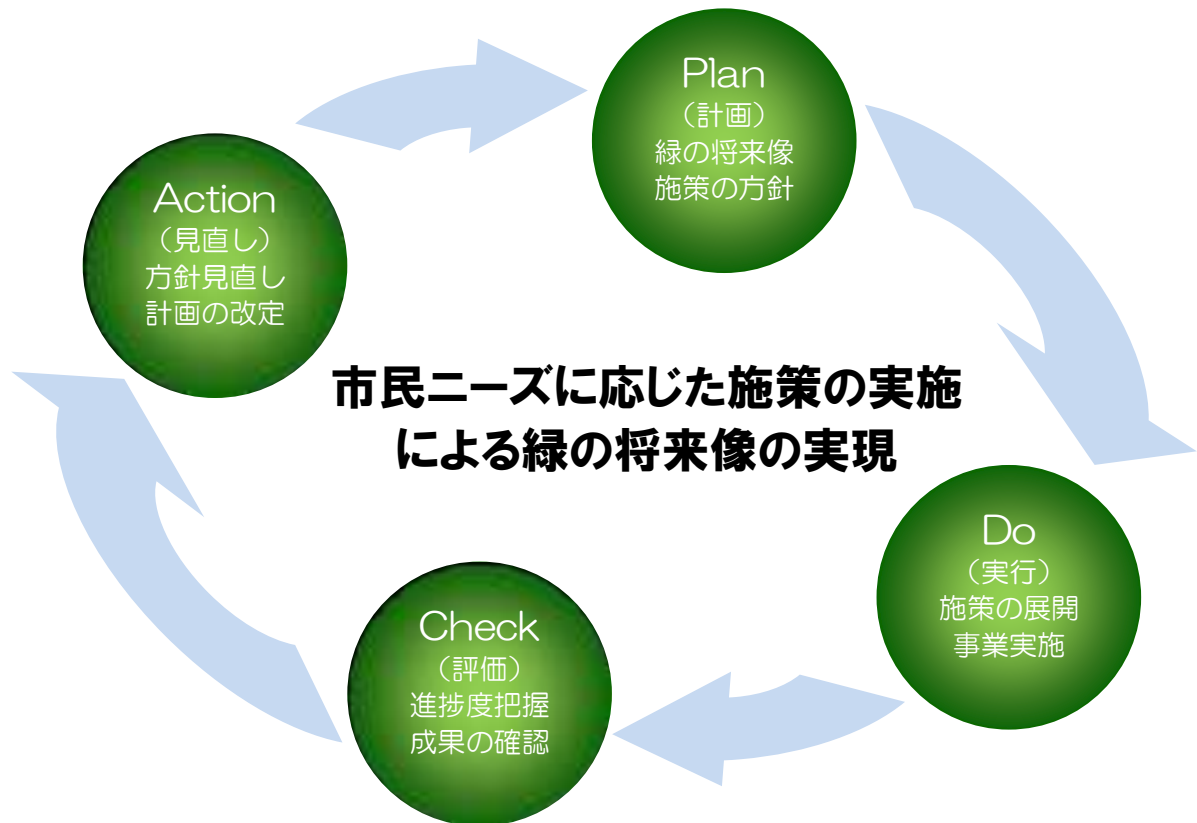


占有敷地の緑化

(3) 緑に関する施策・事業を総合的に進めます

1) 緑に関する施策マネジメントを適切に運用します

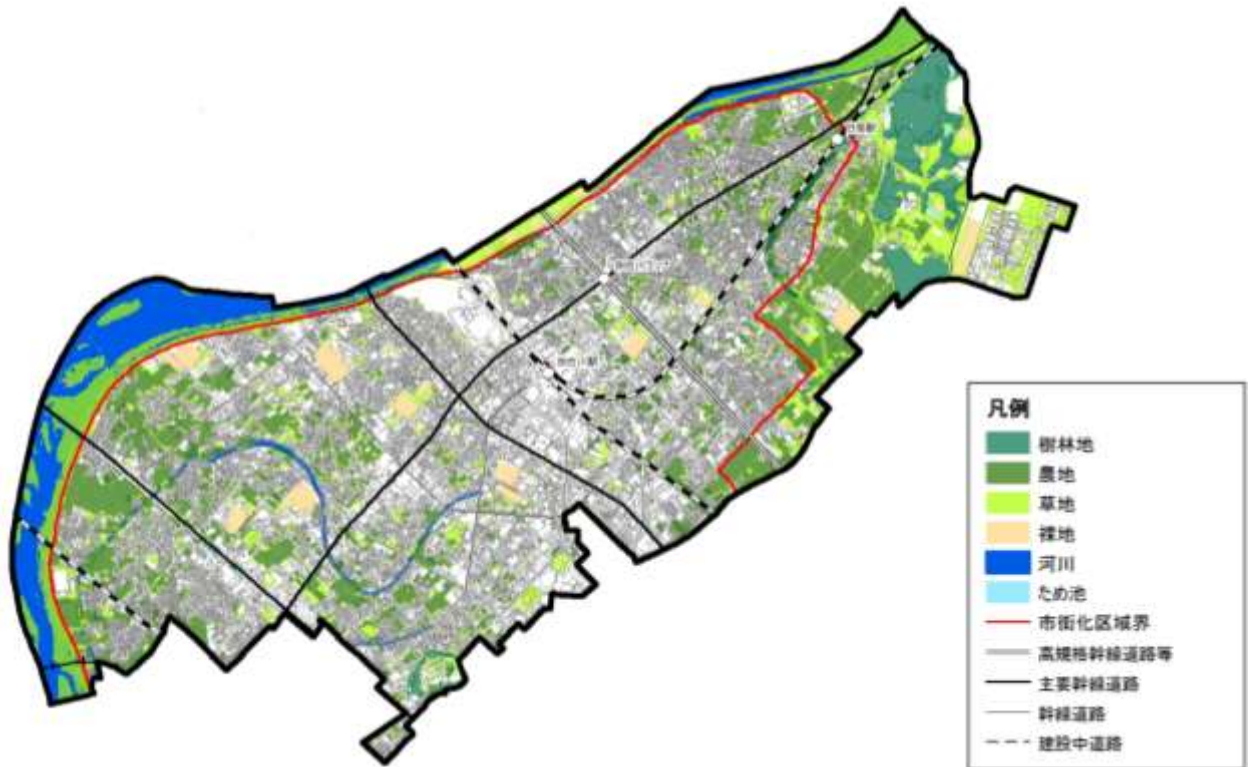
- ・ 緑の基本計画に基づく施策を実現するため、緑に関する理念、市民・事業者・市の責務、緑の保全や緑化の推進に関する各種制度を位置づけた（仮称）加古川市みどり条例の検討を進めます。
- ・ 計画の推進にあたっては、PLAN、DO、CHECK、ACTION のマネジメントサイクルに基づく進行管理を実施します。また、加古川市総合計画の見直しに合わせ、必要に応じて緑の基本計画を改定します。
- ・ 緑に関する施策・事業の進行を適切に評価するため、概ね5年を目途に、市民意識調査、緑被調査等を実施し、緑の現状把握に努めます。
- ・ 緑のまちづくりの大切さについて、市民の理解の醸成を図るとともに、緑に関する施策の実施にあたっては、市民への意見聴取の機会を設けます。



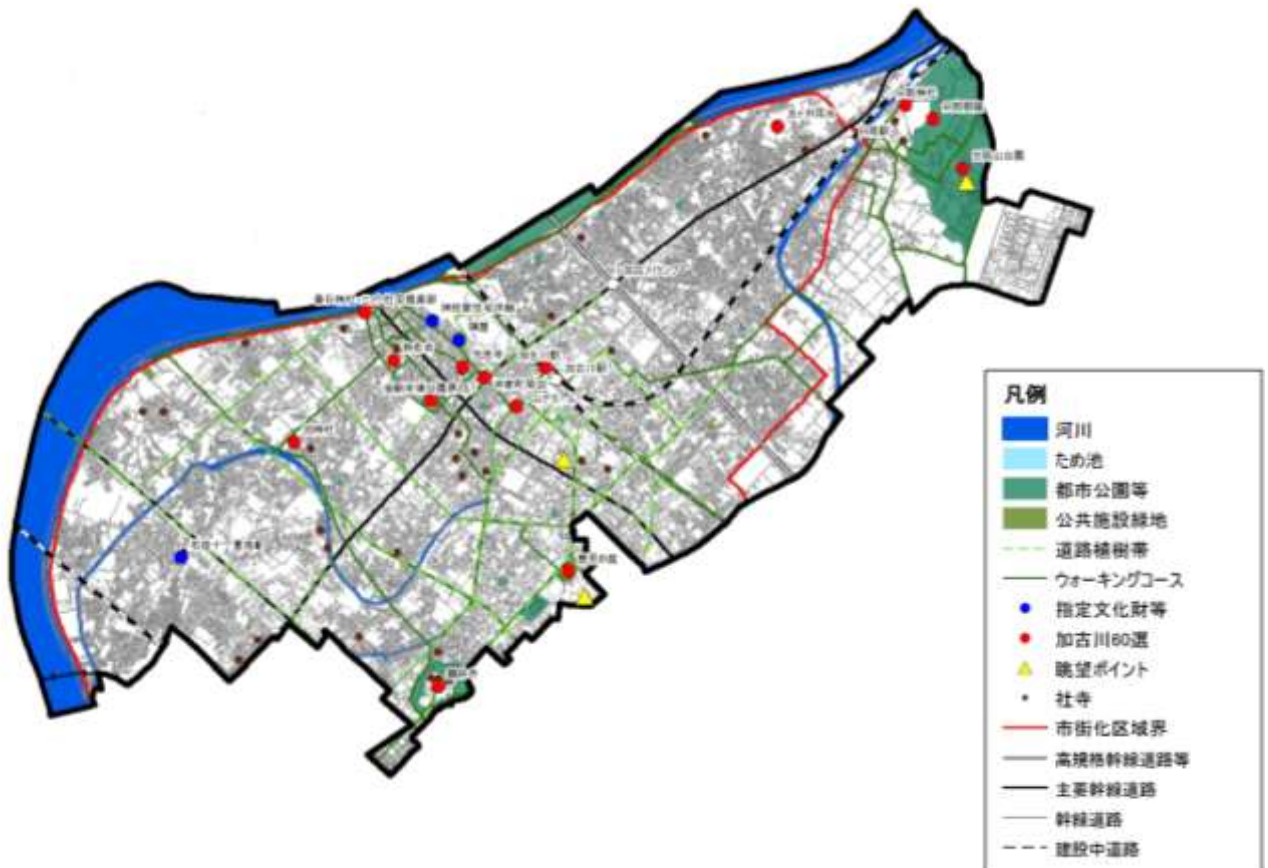
2) 関係機関との連携を深めます

- ・ 緑の施策を総合的に推進するため、国、県との連携・調整を行います。
- ・ 高齢化に伴い義務的経費の増加が今後も見込まれる中、財源の確保について、国・県制度の有効活用や民間資金を導入できる仕組みを検討します。
- ・ 緑は、子育て支援、高齢者介護等の有効な場を提供できることから、社会福祉法人等とも連携した、公園活用方策を検討します。
- ・ 市民に愛され利用される公園づくりや身近な自然環境に親しむ機会などを創出するため、NPO団体やボランティアと情報共有や連携を図ります。

■緑被現況図



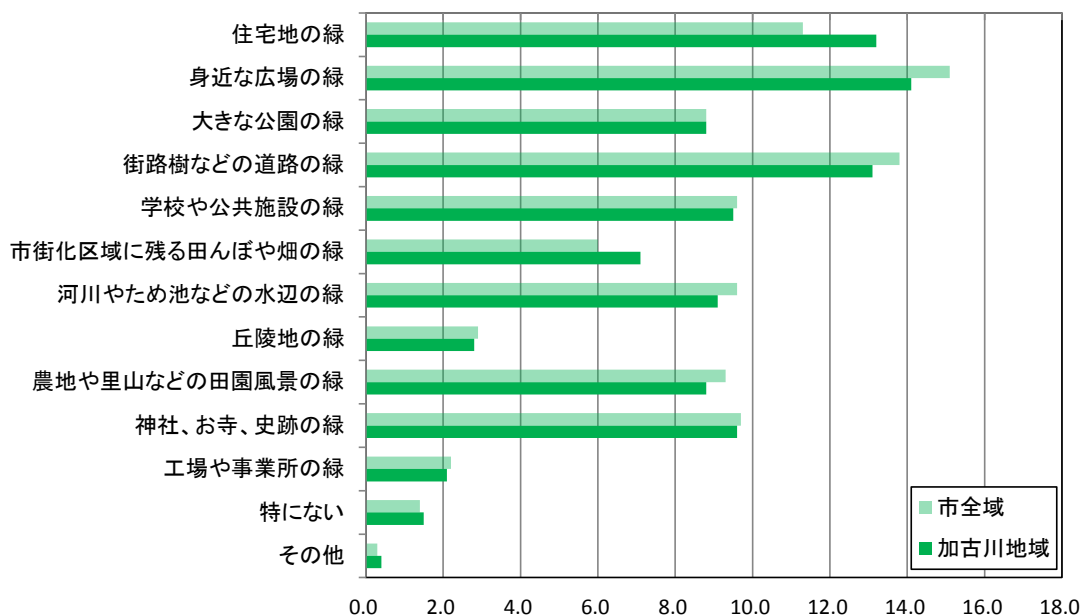
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

加古川地域は、住宅地の緑を守り、創りたいという傾向が見られ、敷地内の緑化以外にも花壇の手入れや植樹活動等への参加意欲が高いことがうかがえます。また、市街地内の田んぼや畑の緑地を大切にしたい意識もうかがえます。

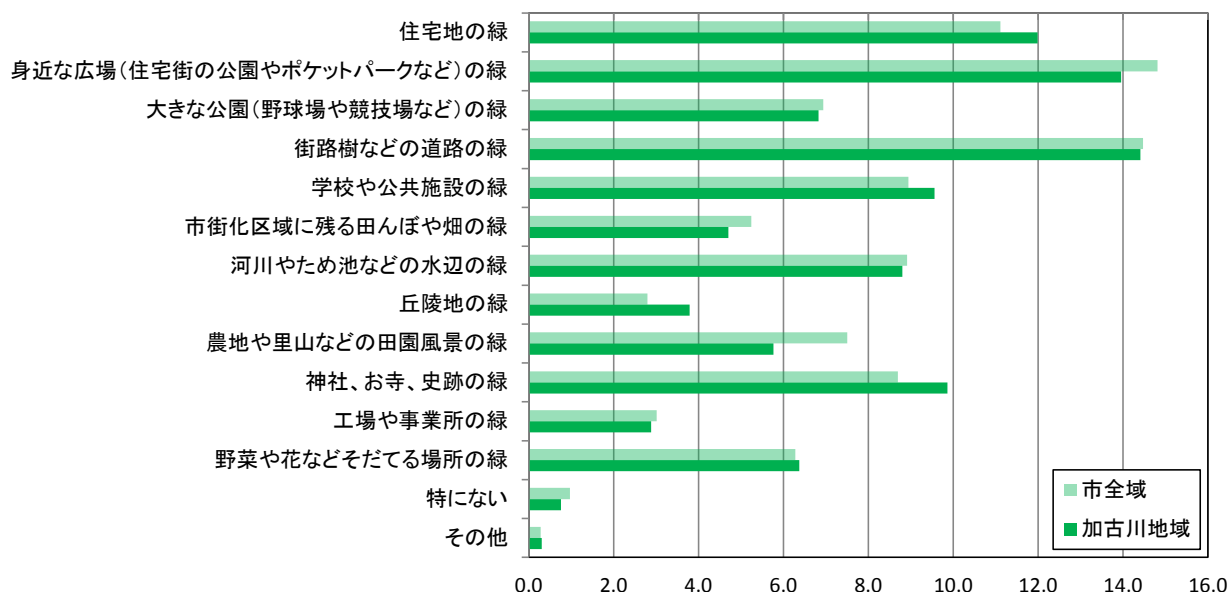
■守りたい緑



守りたい緑としては、身近な広場の緑（14.1%）、住宅地の緑（13.2%）、街路樹などの道路の緑（13.1%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.1%）が少なくなっています。

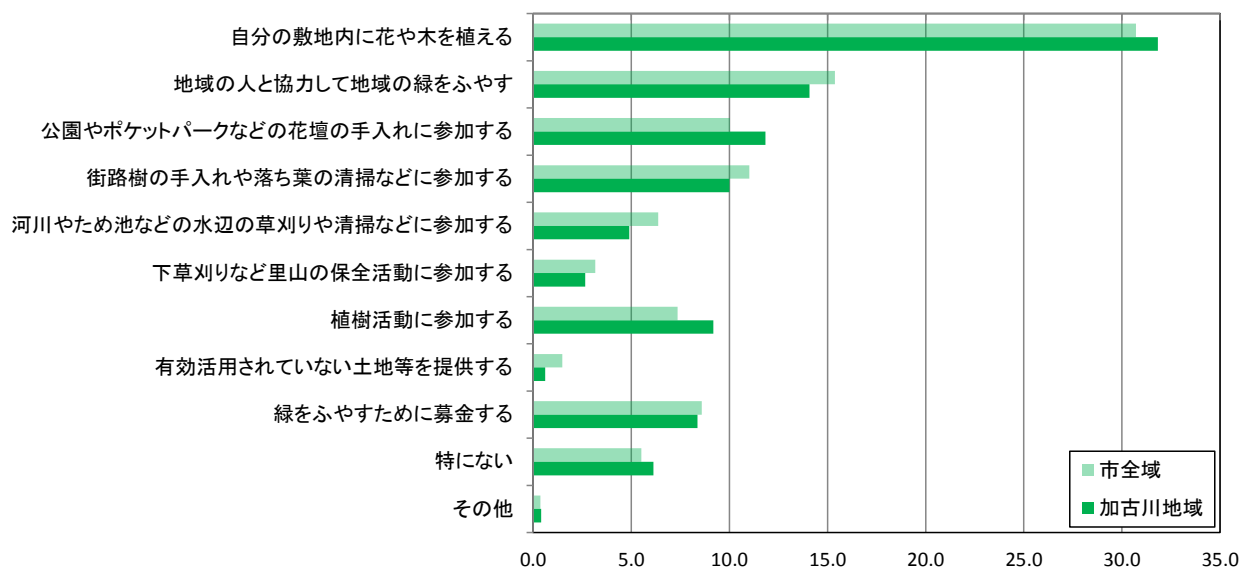
また、市全域との比較では、住宅地の緑（2位）、市街化区域に残る田んぼや畑の緑（1位）が高いことが特徴となっています。※（）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑



創りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（14.4%）、身近な広場の緑（14.0%）、住宅地の緑（12.0%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.9%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、住宅地の緑（2位）、丘陵地の緑（2位）が高いことが特徴となっています。※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（31.8%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（14.1%）、公園やポケットパークなどの花壇の手入れに参加する（11.8%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（0.6%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、自分の敷地内に花や木を植える（2位）や、公園やポケットパーク等の花壇の手入れに参加する（1位）、植樹活動に参加する（2位）が高いことが特徴です。※（）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ①日岡山周辺地域の良好な緑の保全
- ②JR 加古川駅周辺における魅力的な都心の形成
- ③別府川や新井用水、五ヶ井用水等のうるおいある水辺空間の形成
- ④緑豊かで良好な居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（加古川地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・加古川、別府川、新井用水や市街地を網の目状に広がる五ヶ井用水等の保全及び別府川、泊川の整備を進め、水辺のネットワークの形成を図ります。また、緑と歩行者ネットワークや周辺の地域資源と連携し、水辺のネットワーク周辺部におけるクールスポットづくりを検討します。
- ・ソフトボールやジョギングなど様々なレクリエーション活動や憩いの親水空間として、加古川河川敷緑地の活用を進めます。
- ・日岡山周辺地域の良好な緑の保全を図るため、法令等による樹木等の保全や風景形成地域の指定、地区計画等の検討を進めます。
- ・市街地内の農地は、日常生活に潤いを与える空間として、市民農園の活用など適正な管理を促すとともに、一団の農地については、生産緑地制度等による保全を検討します。
- ・鶴林寺周辺地区は、本市の歴史と郷土文化の拠点としての景観形成を図ります。
- ・ニッケ社宅クラブ、泊神社、栗津神社など豊富な地域資源については、関係者の意向に配慮しつつ樹木等を保全します。

②緑を創ります

- ・JR加古川駅周辺は、加古川駅北土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業等と連携し、都市公園の整備や建物の敷地緑化等を進め、緑豊かな都心の形成を図ります。また、公園等が少ない地域においては、建物敷地や壁面の緑化を促進します。
- ・国道2号線や加古川別府港線、平野神野線、神吉中津線などの道路整備と合わせ、良好な歩行者空間の確保や連続性ある街路樹の植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準等に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- ・緑と歩行者ネットワークを活用し、加古川駅から（仮称）加古川中央市民病院、加古川河川敷緑地まで、快適に安心して移動できる緑の空間づくりを検討します。
- ・市街地から加古川みなもロードにつなぐ緑と歩行者のネットワークとして、国道2号線、明姫幹線、加古川中央線、JR山陽本線側道、姫路明石自転車道などを活用します。
- ・緑が不足する市街地においては、空き地等をポケットパークとして活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かで良好な居住環境を創ります。
- ・工場立地法等による敷地内の緑化を促します。

③緑を育てます

- ・市民参画による公園等の維持管理を進めます。
- ・花壇やポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・住宅地の緑を増やすため、敷地内の緑化を促します。

(2) 加古川北地域

1) 現況

加古川北地域は本市の東部に位置し、市街化区域が 141.3 ha 市街化調整区域が 1,554.6 ha となっており、人口は 21,712 人です。平野部には農地が広がり緑豊かな田園地が形成されています。また、南部には多くのため池が分布し、東部には斜面緑地が残されているなど、良好な景観を形成しています。

地域の特徴としては、北部に加古川が流れており、西条古墳群・西条廃寺、西条の城山、宮山農村公園等の地域資源や八幡神社等の歴史的な社寺があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が 32.2%、市街化調整区域が 74.7%で、地域全体に農地が多く分布しているのが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	21,712

※推計人口（平成 26 年 4 月 1 日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	1,695.9	141.3	1,554.6

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全体	166.0	602.5	438.3	1,206.8	71.2
市街化区域	0.5	7.1	37.9	45.5	32.2
市街化調整区域	165.5	595.4	400.4	1,161.3	74.7

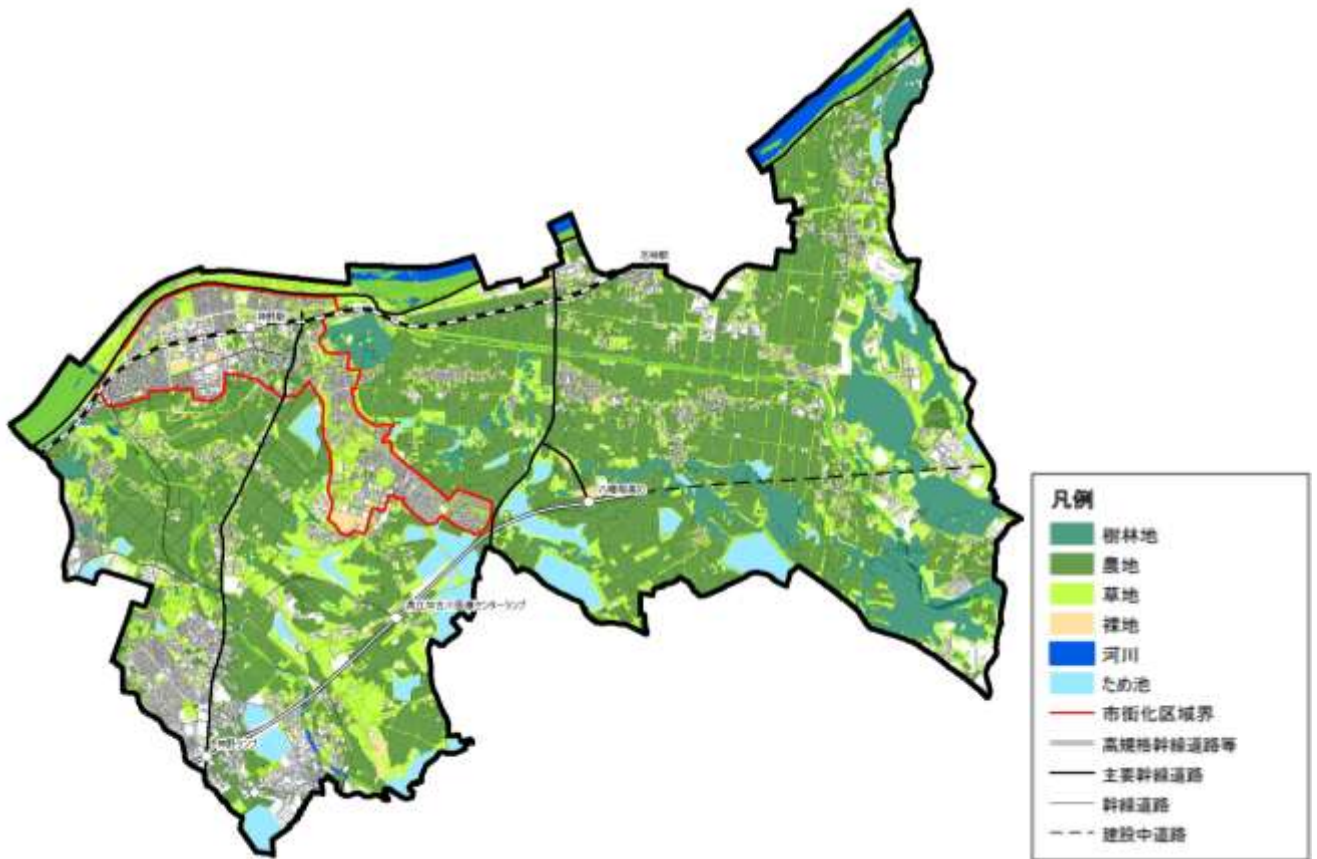
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	迎野公園、北山公園、石守公園 等	34
公共施設緑地	新神野 1 号緑地、新神野 3 号緑地、新神野 6 号緑地、新神野 7 号緑地、西条山手 3 号緑地、西条山手 4 号緑地、西条山手 5 号緑地 等	11
民間施設緑地	—	—

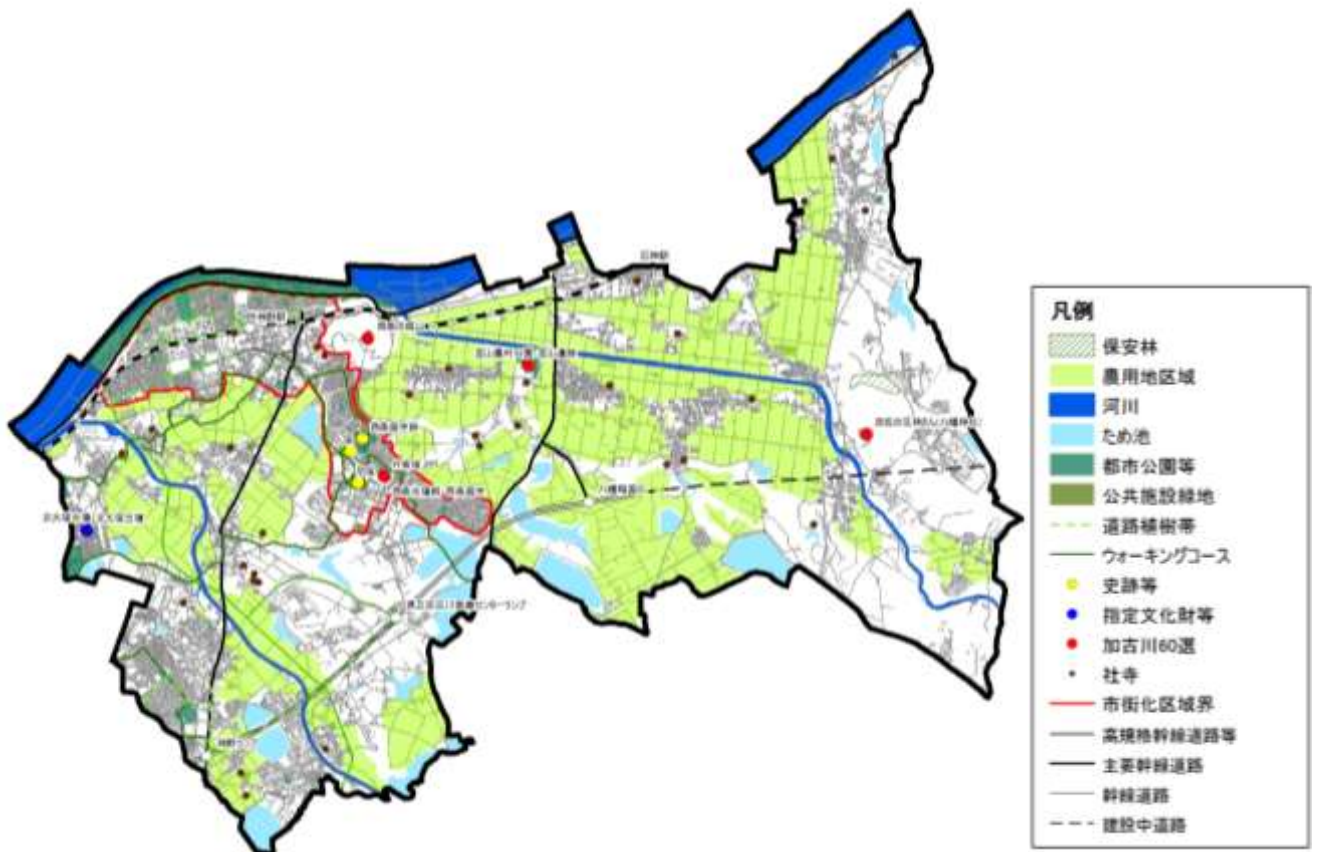
■地域資源

項目	指定文化財	加古川 60 選	社寺	眺望点	合計
件数	1	4	34	—	39

■緑被現況図



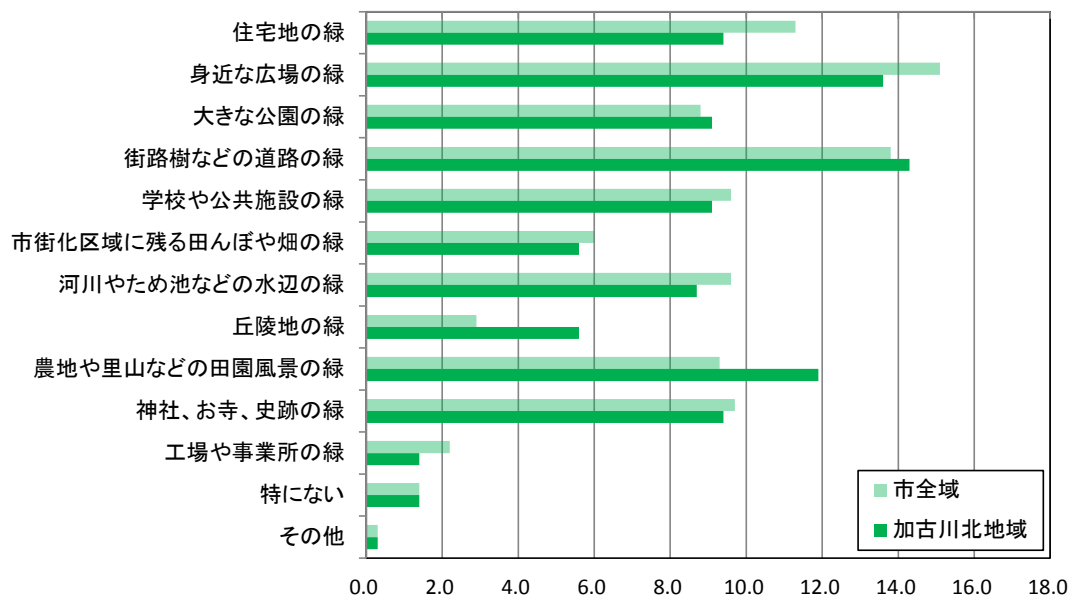
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

加古川北地域は、農地や里山などの田園地域の緑を守り、街路樹などの道路の緑を創りたいという傾向が見られ、地域の人と協力して緑を増やすことや募金等に対して意欲が高いことがうかがえます。

■守りたい緑

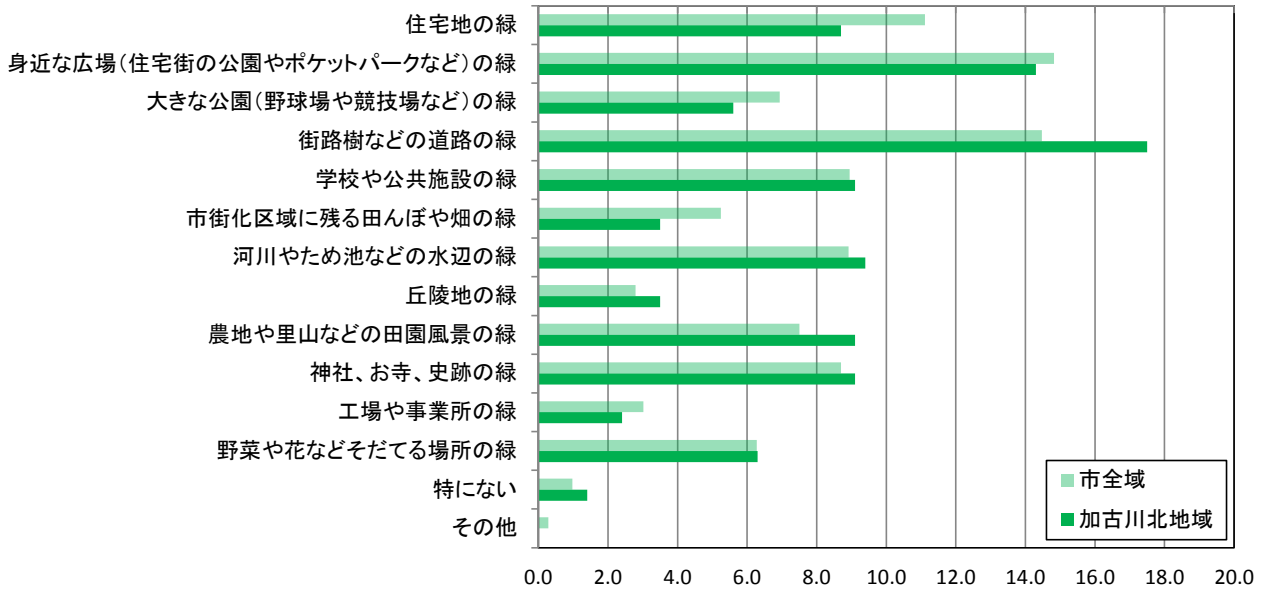


守りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（14.3%）、身近な広場の緑（13.6%）、農地や里山などの田園風景の緑（11.9%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（1.4%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、丘陵地の緑（1位）が高いことが特徴となっています。

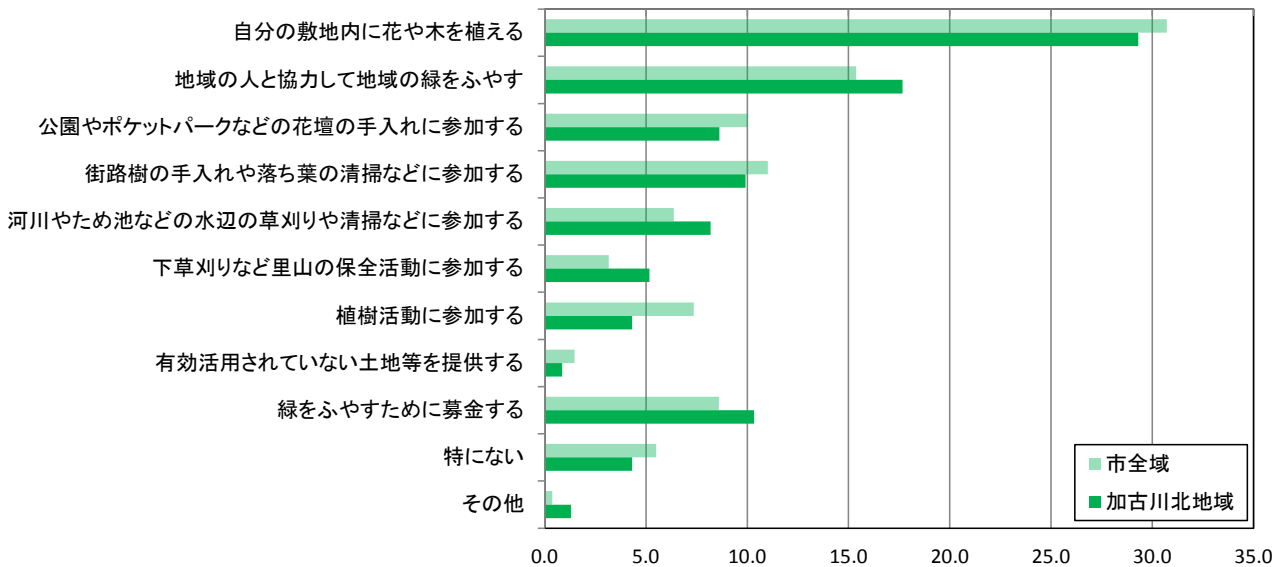
※（ ）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑



創りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（14.4%）、身近な広場の緑（14.0%）、住宅地の緑（12.0%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.9%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、街路樹などの道路の緑（2位）が高いことが特徴となっています。 ※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（29.3%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（17.7%）、緑をふやすために募金する（10.3%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（0.9%）が少なくなっています。

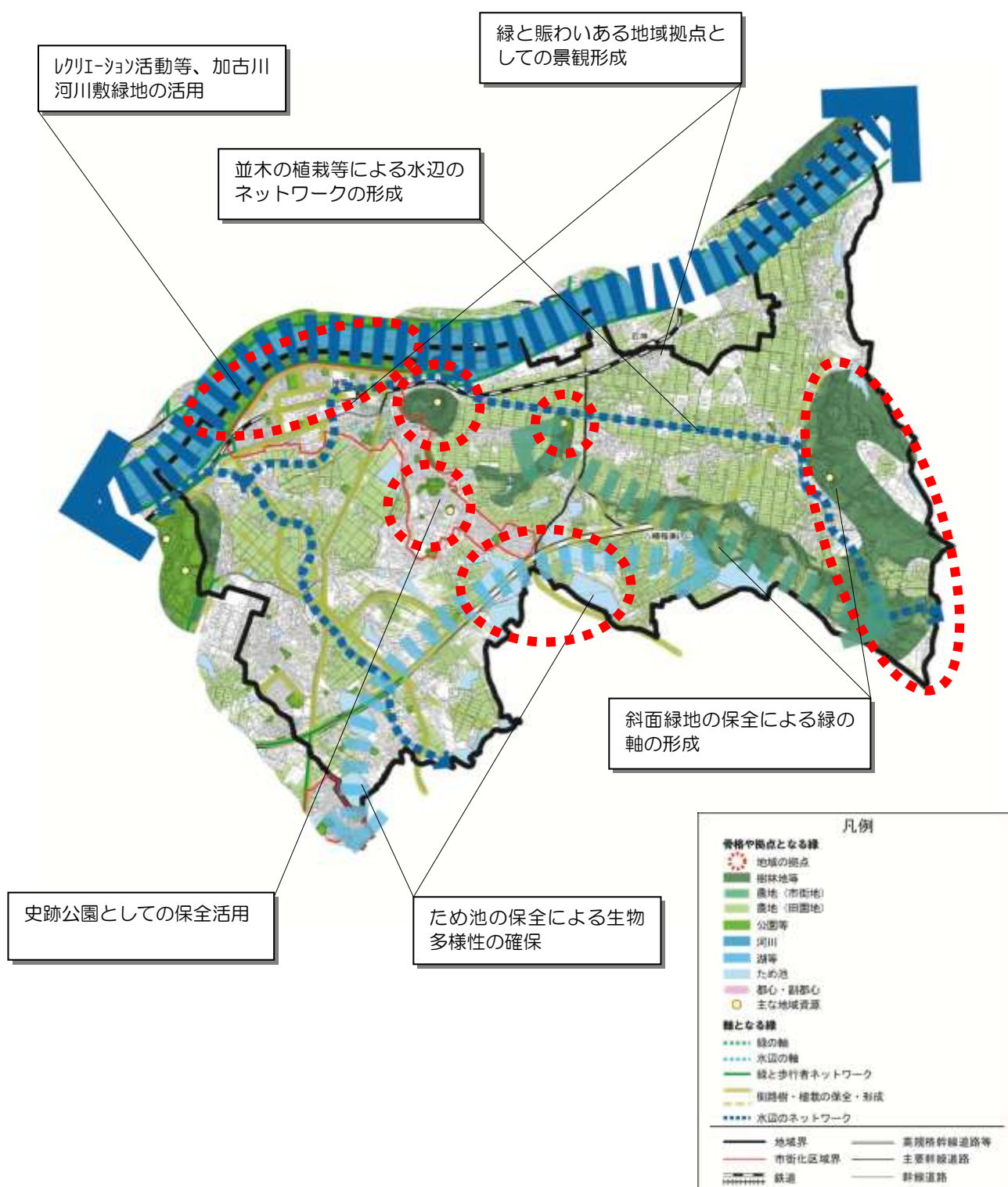
また、市全域との比較では、地域の人と協力して地域の緑をふやす（2位）や、河川やため池等の水辺の草刈りや清掃等に参加する（2位）、下草刈り等里山の保全活動に参加する（2位）、緑をふやすために募金する（2位）が高いことが特徴です。

※（）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ①神野台斜面緑地（青垣）など丘陵地の保全
- ②曇川、草谷川や猫池等ため池群の自然豊かな水辺空間の形成
- ③自然と調和した田園環境の保全
- ④自然環境と調和した良好な居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（加古川北地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・ジョギングなどのレクリエーション活動や市街地の喧噪から離れた憩いの親水空間として、加古川河川敷緑地の活用を進めます。
- ・曇川、草谷川の保全・整備を進めるとともに、連続した並木等の植栽により、水辺のネットワークの形成を図ります。
- ・生物の多様性など豊かな自然環境を構成する野の池、猫池、皿池など連続したため池を保全します。
- ・西条城山から神野台・八幡神社までの丘陵は、その保全の担保性を高めるため、市民理解の醸成を図りながら、法令等により樹林地の保全を進め、緑の軸の形成を図ります。
- ・田園まちづくり計画の策定や計画の実現を促進し、農地、里山、集落等の田園環境を守ります。
- ・安定した営農環境の整備やJA、ふぁ～みん等との連携により、市街化調整区域の優良な農地の活性化を図ります。
- ・西条廃寺、人塚古墳、尼塚古墳、行者塚古墳は、自然環境を生かした史跡公園として保全・活用するとともに、歴史を垣間見る加古川市の魅力として発信します。

②緑を創ります

- ・加古川大堰、西条城山など加古川の流れや市内を眺望できるスポットと、水辺のネットワークや歩行者のネットワークとの連携を図ります。
- ・JR厄神駅、JR神野駅周辺については、駅前広場における高木の育成や花壇等の緑化を通じ、地域拠点に相応しい緑と賑わいある景観の形成を図ります。
- ・東播磨道については、都市景観の向上、大気の清浄化や騒音を緩和するため、高架道路の下部空間や沿道の緑化を進めます。
- ・田園まちづくり計画に基づく、良好な居住環境づくりを進めます。
- ・市街化調整区域の旧集落については、地区計画等による建物のセットバック等を通じて、良好な居住環境づくりを進めます。
- ・神野台地域については、生産・研究開発、流通・交流、健康など土地利用の誘導に合わせ、法令等による保全や地区計画による緑化率の最低限度等により、樹林地の保全や敷地の緑化を進めます。

③緑を育てます

- ・市民参画により、公園の維持管理やため池の保全を進めます。
- ・里山や農地の保全については、地域住民が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ・花壇、ポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。

(3) 野口地域

1) 現況

野口地域は本市の中央部に位置し、市街化区域が 586.0ha、市街化調整区域が 163.9ha となっており、人口は 38,163 人です。中央には国道 2 号線、南部には播磨中央幹線（国道 250 号線）があり、住宅地が広がっています。また、市街地には、ため池やまとまりのある農地等の緑が残されています。

地域の特徴としては、教信寺、野口神社等の歴史的な社寺や平木橋等の地域資源があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が 22.2%、市街化調整区域が 53.0%で、市街地の南部に農地が多く残っているのが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体（人）
人口	38,163

※推計人口（平成 26 年 4 月 1 日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	749.9	586.0	163.9

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	1.8	152.2	62.7	216.7	28.9
市街化区域	—	95.8	34.0	129.8	22.2
市街化調整区域	1.8	56.4	28.7	86.9	53.0

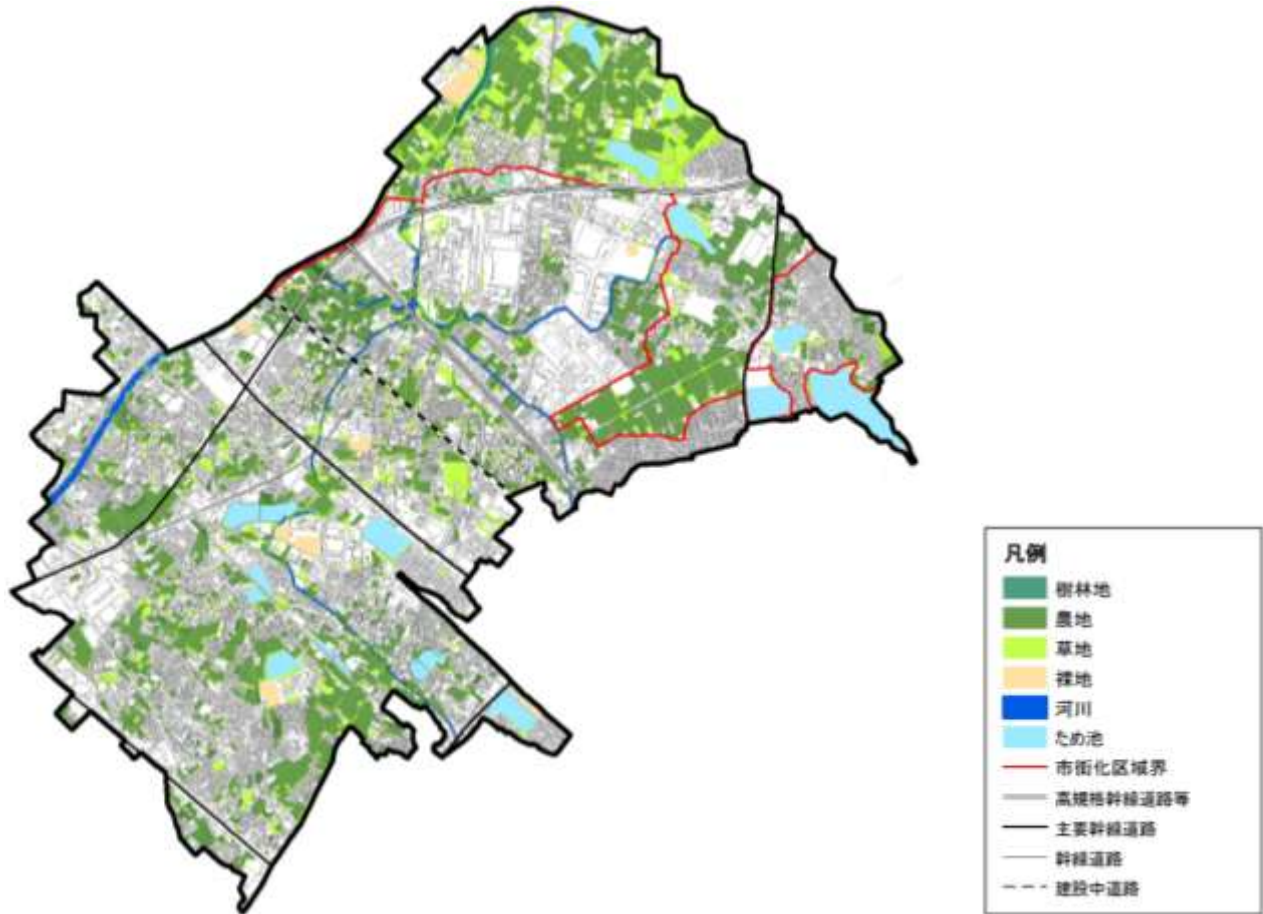
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	北野公園、坂元・野口公園、坂元・野口緑地 等	56
公共施設緑地	新北野緑地、松風こみち 等	7
民間施設緑地	—	—

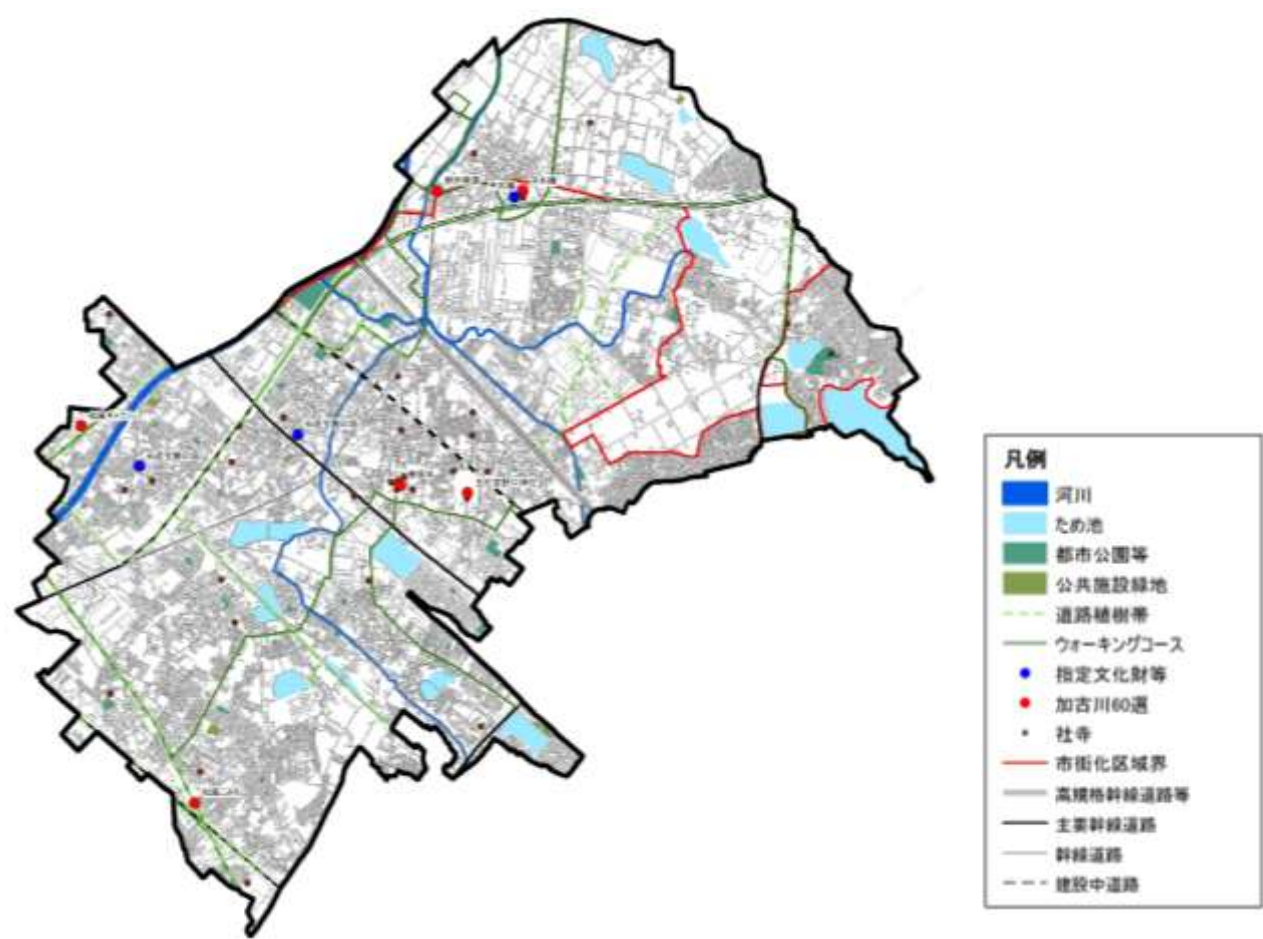
■地域資源

項目	指定文化財	加古川 60 選	社寺	眺望点	合計
件数	3	6	32	—	41

■緑被現況図



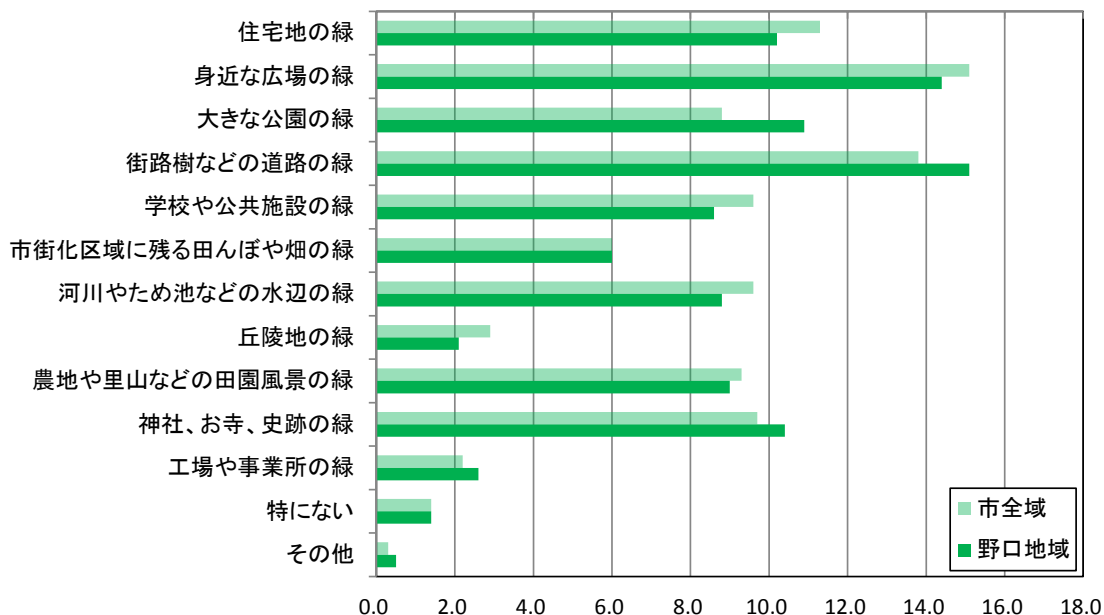
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

野口地域は、街路樹など道路の緑を守り、身近な広場の緑を創りたいという傾向が見られ、落ち葉の清掃等に参加する等の意欲が高いことがうかがえます。

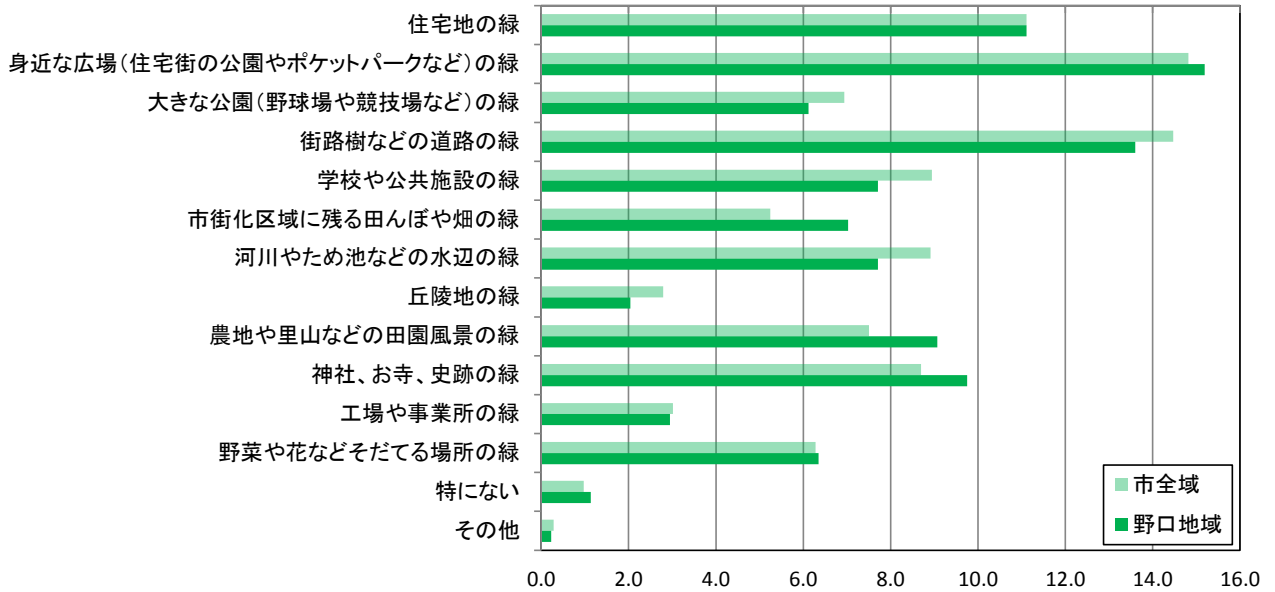
■守りたい緑



守りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（15.1%）、身近な広場の緑（14.4%）、大きな公園の緑（10.9%）の順に割合が多く、丘陵地の緑（2.1%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、大きな公園の緑（1位）、街路樹などの道路の緑（2位）が高いことが特徴となっています。※（）は他の地域と比較した順位

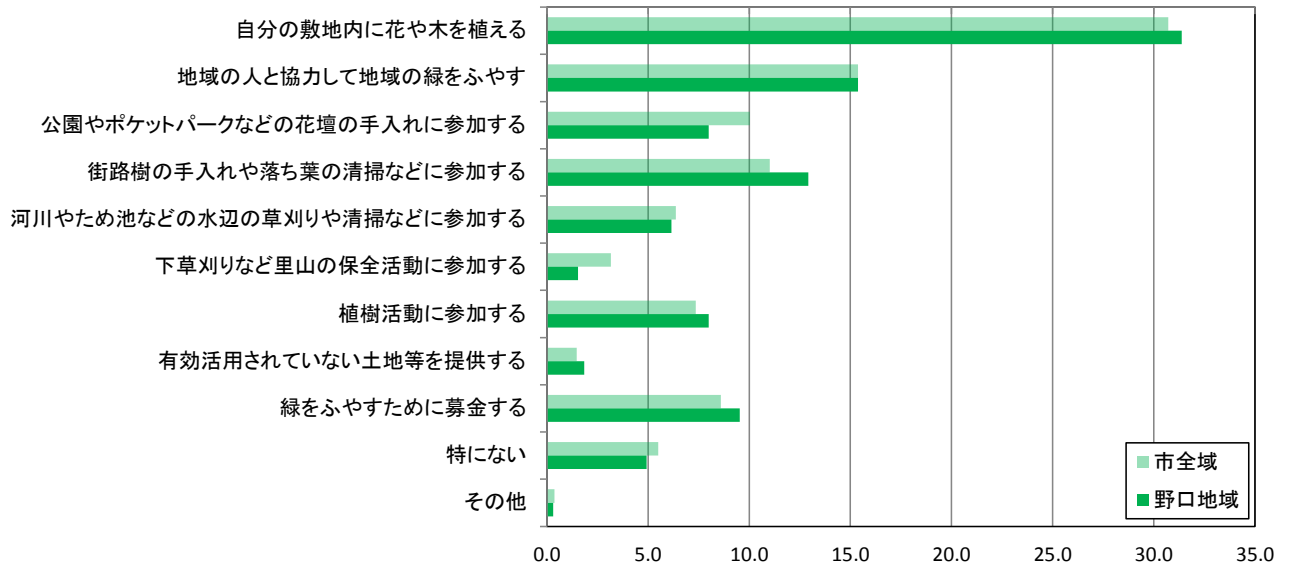
■創りたい緑



創りたい緑としては、身近な広場の緑（15.2%）、街路樹などの道路の緑（13.6%）、住宅地の緑（11.1%）の順に割合が多く、丘陵地の緑（2.0%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、市街化区域に残る田んぼや畑の緑（1位）が高いことが特徴となっています。 ※（ ）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



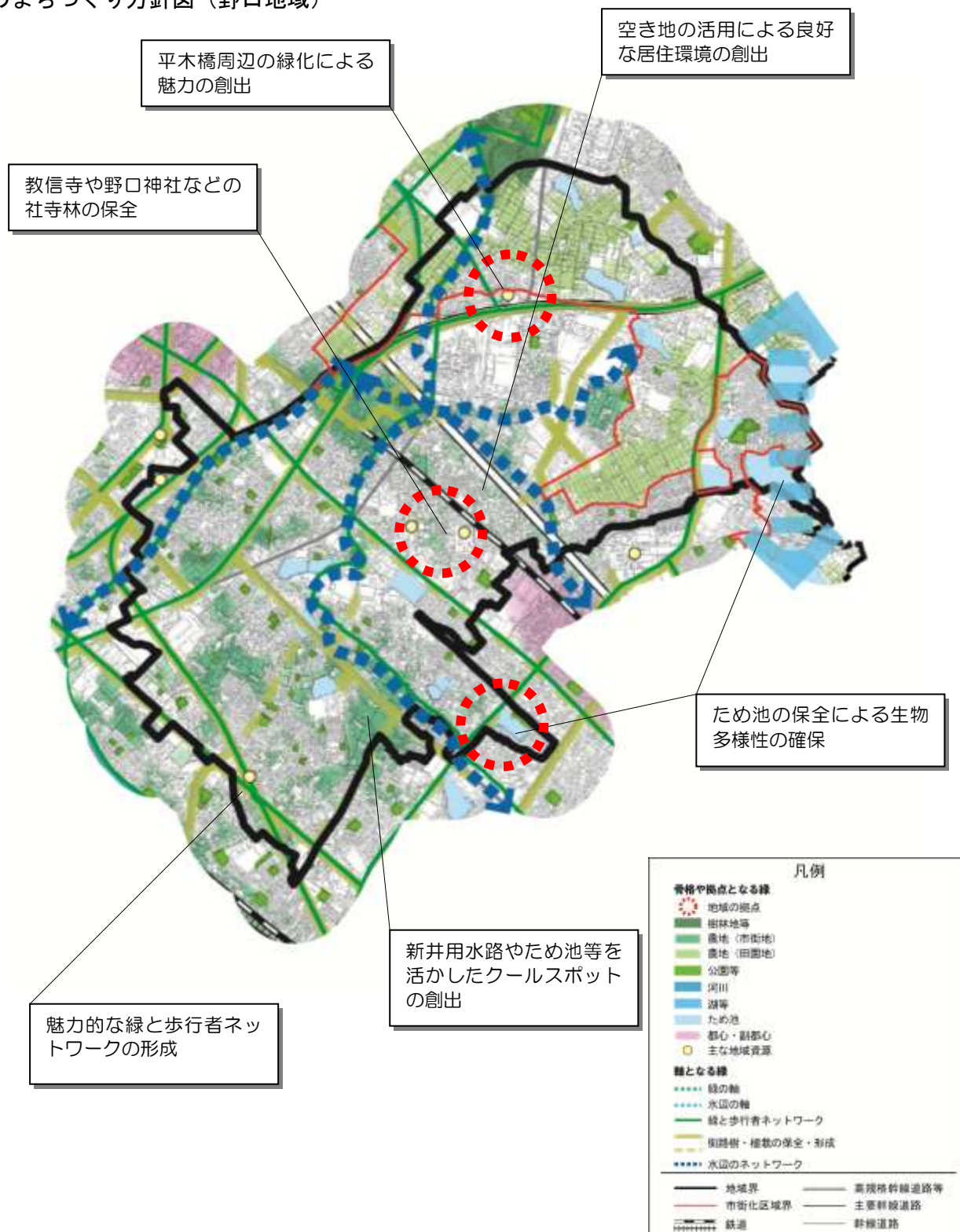
育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（31.4%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（15.4%）、街路樹の手入れや落ち葉の清掃などに参加する（12.9%）の順に割合が多く、下草刈りなど里山の保全活動に参加する（1.5%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、街路樹の手入れや落ち葉の清掃等に参加する（1位）が高いことが特徴です。 ※（ ）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ①別府川、新井用水や峠池など、ため池との連携による水辺空間の形成
- ②松風こみちや東播磨道などの緑と歩行者ネットワークの形成
- ③緑豊かで良好な居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（野口地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・別府川や新井用水の保全・活用により、水辺のネットワークの形成を図ります。
- ・市民の憩いの場となるクールスポットとして峠池等のため池を活用するとともに、花園池や数池などに残る自然環境を保全します。
- ・市街地の農地は、日常生活に潤いを与える空間として、市民農園の活用など適正な管理を促します。また、一団の農地については、生産緑地制度等による保全を検討します。
- ・教信寺、野口神社等については、地域の歴史やコミュニティに根付いた優れた緑であり、関係者の意向に配慮しつつ、社寺林の保全を検討するとともに、地域に親しまれる良好な都市空間として活用します。

②緑を創ります

- ・国道2号線、尾上小野線等などの道路整備と合わせ、良好な歩行者空間の確保や連続性ある街路樹の植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準等に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- ・平木橋や教信寺、峠池などの地域資源については、新井緑道、松風こみちなどの緑と歩行者ネットワークとの連携により、快適で魅力的な都市空間の形成を図ります。
- ・緑が不足する市街地においては、空き地をポケットパーク等として活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かで良好な居住環境を創ります。
- ・工業団地は周辺の居住環境等に配慮し、建築物の緑化や高木の植栽等による緑化を促します。また、工場立地法等による敷地内の緑化を促します。

③緑を育てます

- ・市民参画による公園等の維持管理を進めます。
- ・花壇やポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・住宅地の緑を増やすため、敷地内の緑化を促します。

(4) 平岡地域

1) 現況

平岡地域は本市の南東部に位置し、市街化区域が 663.7ha、市街化調整区域が 211.0ha となっており、人口は 52,655 人です。JR 東加古川駅周辺は商業系の市街地が形成され、国道 2 号線より南部には住宅地が広がっています。また、地域東部や市街化調整区域には農地が残っています。

地域の特徴としては、横蔵寺等の社寺や加古川総合文化センター、寺田池・明神の森等があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が 15.1%、市街化調整区域が 53.7%で、南部に農地が多く分布しているのが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	52,655

※推計人口（平成 26 年 4 月 1 日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	874.7	663.7	211.0

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	0.4	127.9	85.3	213.6	24.4
市街化区域	0.4	51.7	48.1	100.2	15.1
市街化調整区域	—	76.2	37.2	113.4	53.7

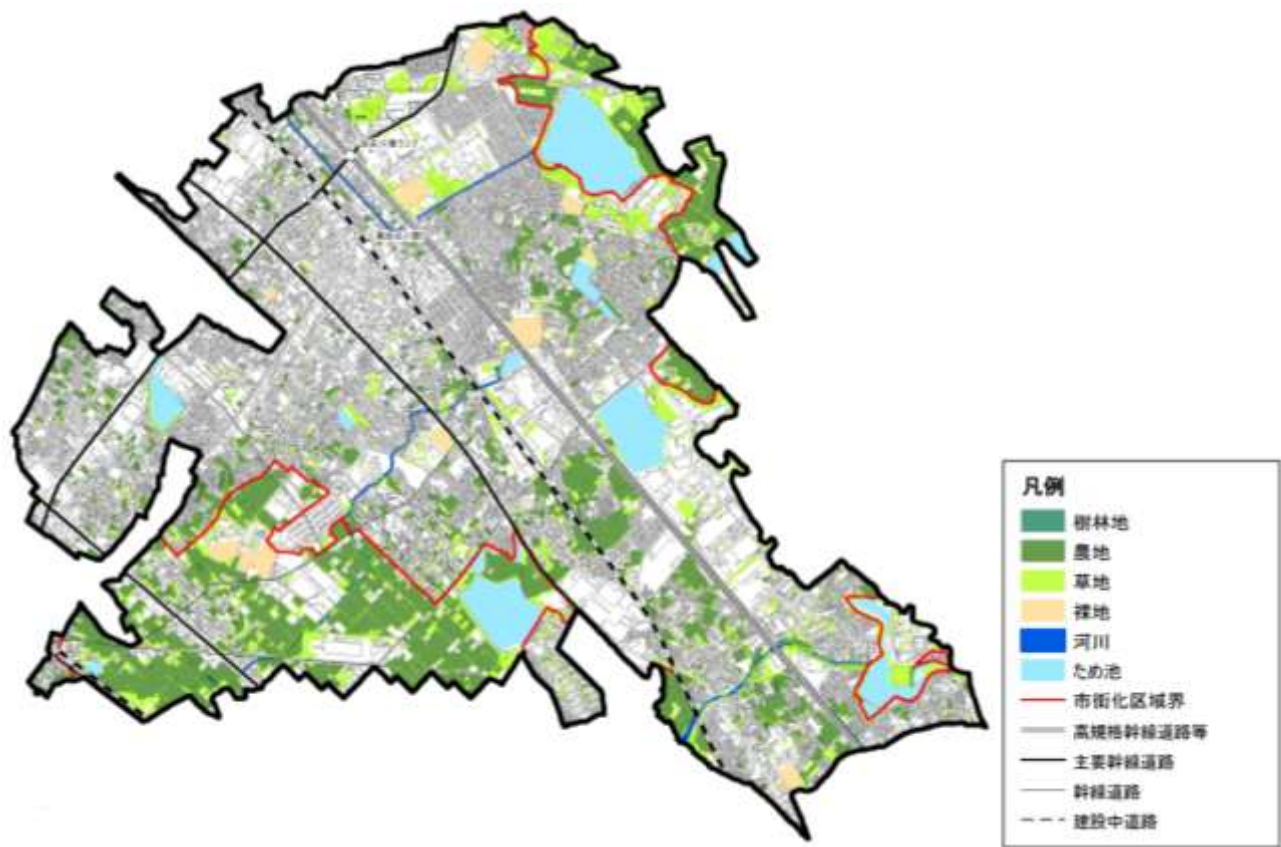
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	今池公園、野辻公園、鶴池中央公園 等	62
公共施設緑地	総合文化センター 等	2
民間施設緑地	—	—

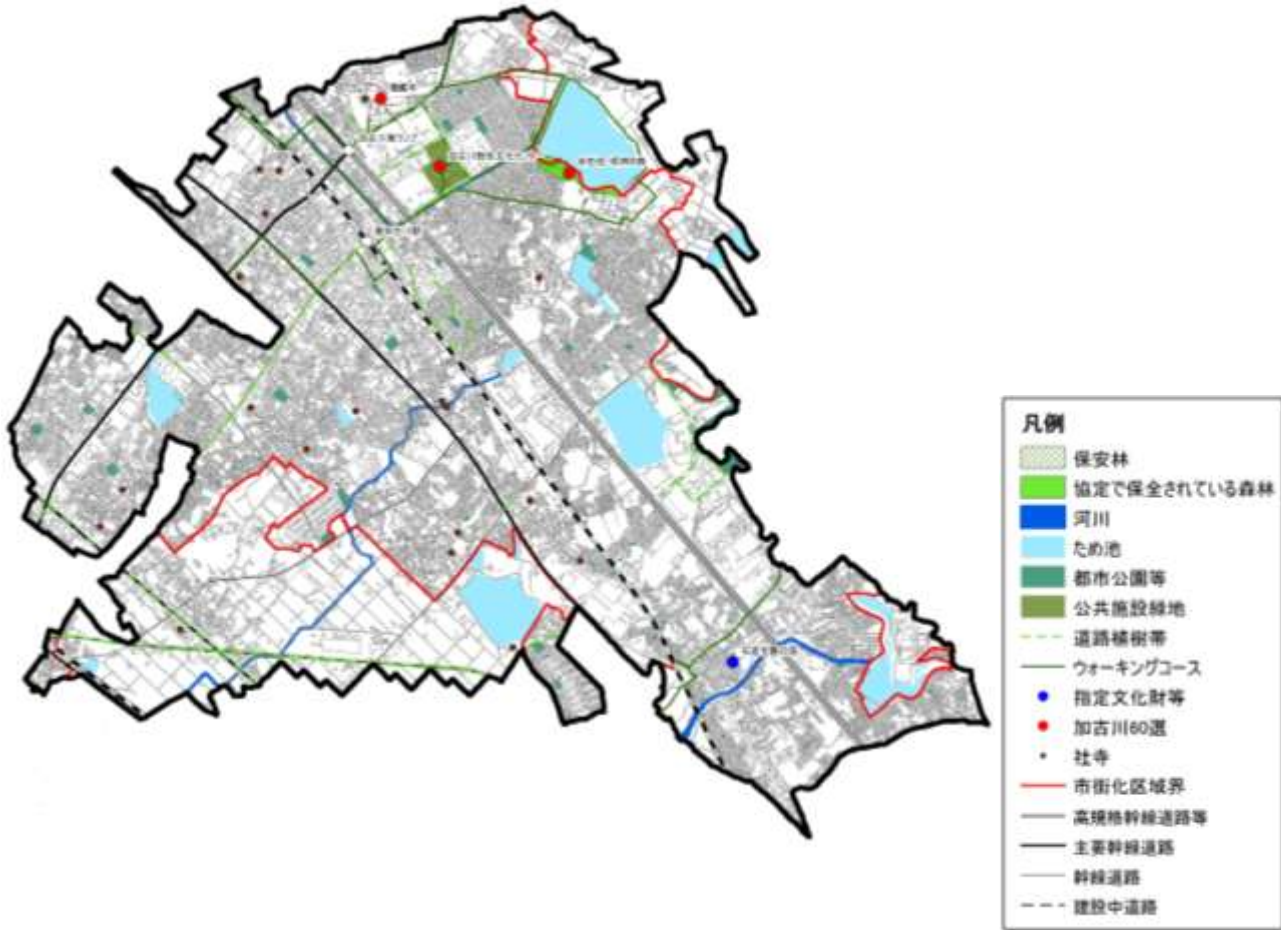
■地域資源

項目	指定文化財	加古川 60 選	社寺	眺望点	合計
件数	1	3	21	—	25

■緑被現況図



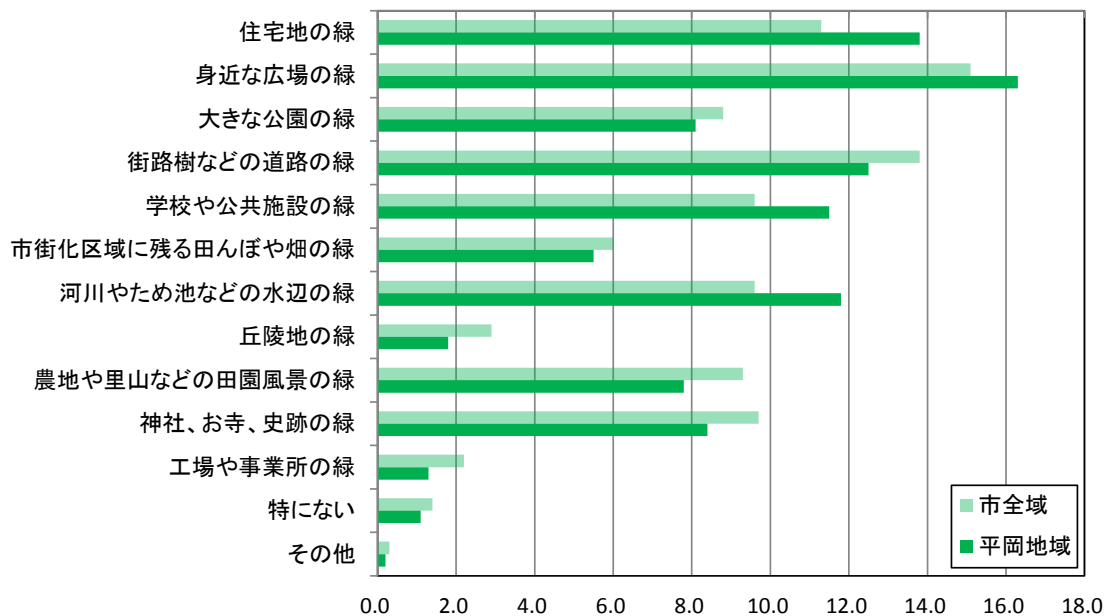
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

平岡地域は、住宅地の緑や身近な広場の緑を守り、創りたいという傾向が見られ、緑を増やすための募金等に対する意欲が高いことがうかがえます。

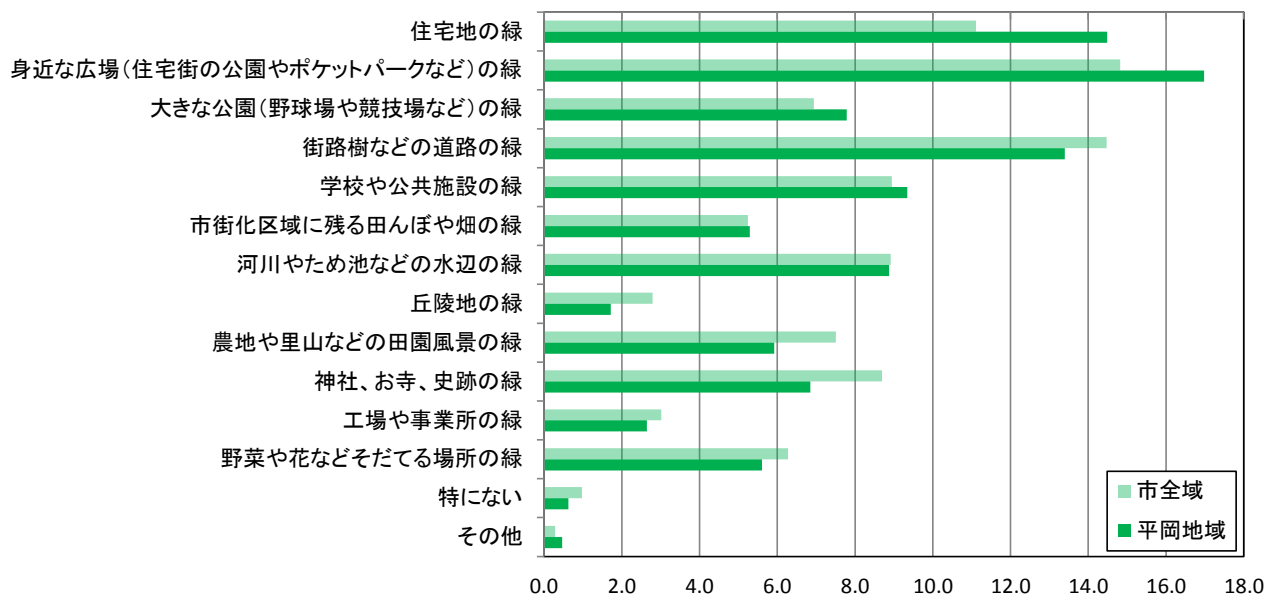
■守りたい緑



守りたい緑としては、身近な広場の緑（16.3%）、住宅地の緑（13.8%）、街路樹などの道路の緑（12.5%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（1.3%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、住宅地の緑（1位）、身近な広場の緑（2位）、学校や公共施設の緑（1位）、河川やため池などの水辺の緑（1位）が高いことが特徴となっています。※（ ）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑

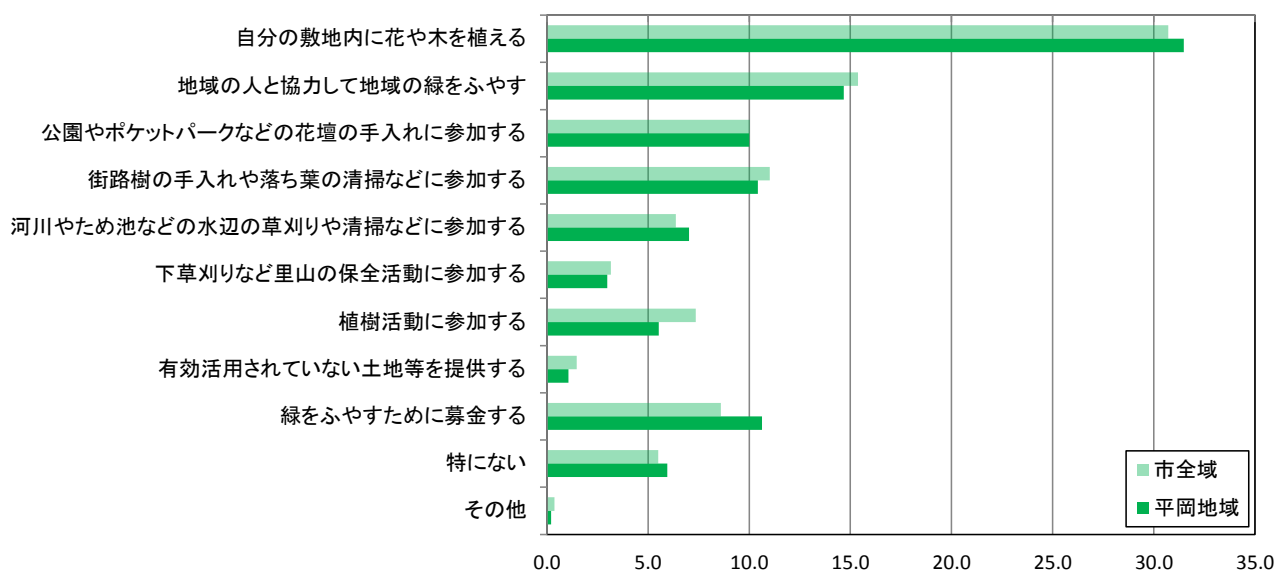


創りたい緑としては、身近な広場の緑（17.0%）、住宅地の緑（14.5%）、街路樹などの道路の緑（13.4%）の順に割合が多く、丘陵地の緑（1.7%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、住宅地の緑（1位）、身近な広場の緑（1位）、大きな公園（野球場や競技場など）の緑（1位）が高いことが特徴となっています。

※（ ）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（31.5%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（14.7%）、緑をふやすために募金する（10.6%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（1.1%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、緑をふやすために募金する（1位）が高いことが特徴です。

※（ ）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ① J R東加古川駅周辺における魅力的な副都心の形成
- ② 寺田池などため池の保全・活用
- ③ 緑豊かで良好な居住環境の形成

■緑のまちづくり方針図（平岡地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・喜瀬川は、緑道、公園、遺跡等と一体となった整備を推進するとともに、水田川、新井用水は、うるおいある親水空間として、保全・活用を進めます。
- ・下ノ池、寺田池から連なるため池群は、市民に親しまれる親水空間として、また、水生植物など生物の多様性を育む水辺の軸として保全・活用します。また、明神の森はこれらの水辺空間との連携を図るとともに、樹林地を保全します。
- ・市街地内の農地は、日常生活に潤いを与える空間として、市民農園の活用など適正な管理を促します。
- ・横蔵寺など市街地に残る社寺林は、関係者の意向に配慮しつつ、貴重な地域資源として保全・活用します。

②緑を創ります

- ・JR東加古川駅周辺は、駅前広場や周辺街路の緑化とともに、敷地の植栽や壁面緑化などを促進します。また、緑豊かな文化・教育施設である加古川総合文化センターと連携し、魅力的な副都心の形成を図ります。
- ・道路整備と合わせ、良好な歩行者空間の確保や連続性ある街路樹の植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準等に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- ・緑が不足する市街地においては、空き地等をポケットパークとして活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かな居住環境を創ります。
- ・工業団地は周辺の居住環境等に配慮し、建築物の緑化や高木の植栽等による緑化を促します。また、工場立地法等による敷地内の緑化を促します。

③緑を育てます

- ・市民参画による公園等の維持管理を進めます。
- ・花壇やポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・住宅地の緑を増やすため、敷地内の緑化を促します。

(5) 尾上地域

1) 現況

尾上地域は本市の南部に位置し、市街化区域が 579.6ha、市街化調整区域が 69.8ha、人口は 28,880 人です。地域全体に住宅地が広がっており、南西部は工業地となっています。また、北西部や南東部には農地が残っています。

地域の特徴としては、浜の宮公園が整備されています。また、西部に加古川が流れており、尾上神社や浜宮天神社等の歴史的な社寺や加古川河口等があります。地域の緑被状況は、市街化区域が 26.2%、市街化調整区域が 22.1%で、市街地には農地が点在し、南西部の工場の敷地内には比較的多くの草地や樹林地が分布しているのが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	28,880

※推計人口（平成 26 年 4 月 1 日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	649.4	579.6	69.8

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	28.5	68.4	70.6	167.5	25.8
市街化区域	28.5	68.4	55.2	152.1	26.2
市街化調整区域	—	—	15.4	15.4	22.1

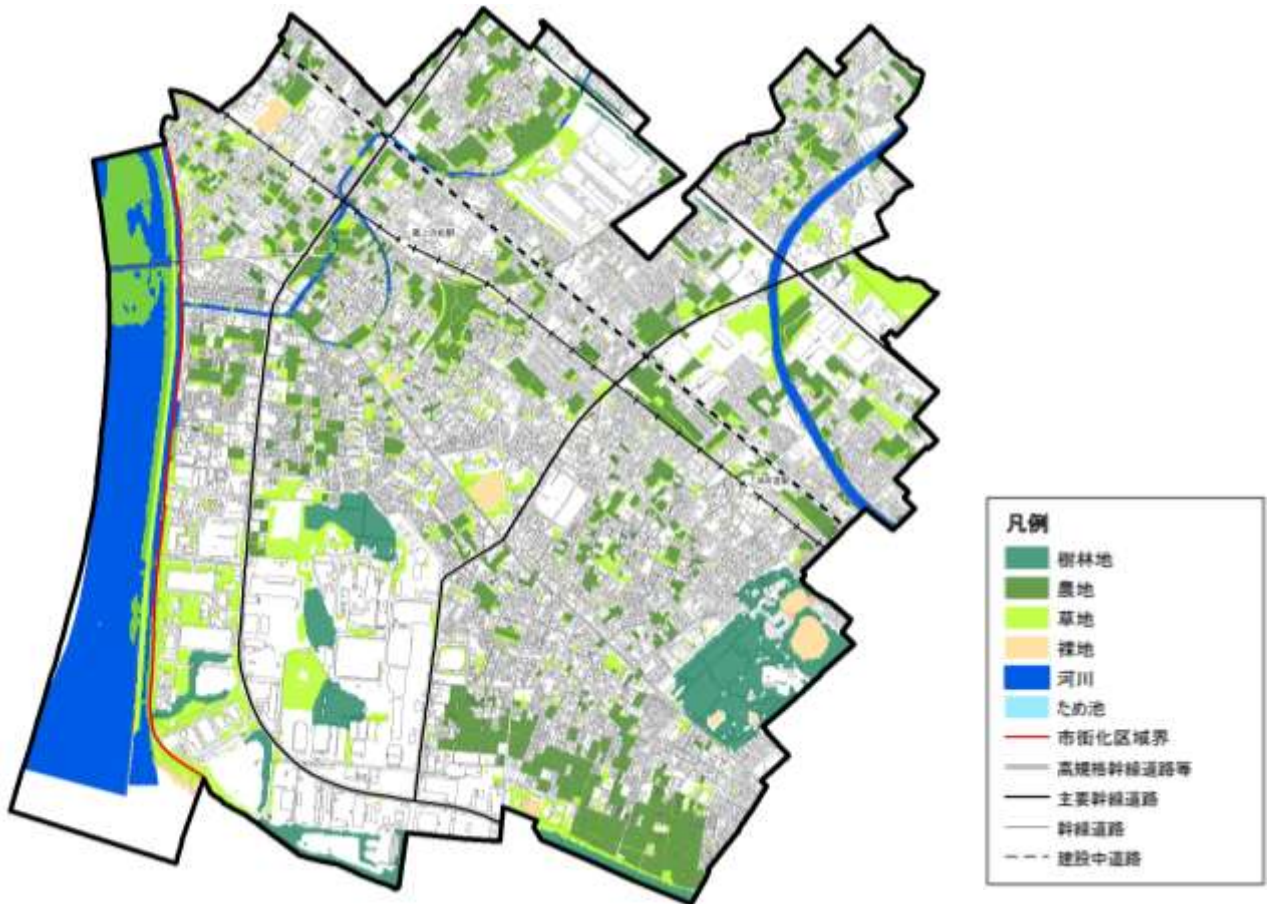
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	浜の宮公園、尾上公園、池田公園 等	47
公共施設緑地	松風公園	1
民間施設緑地	—	—

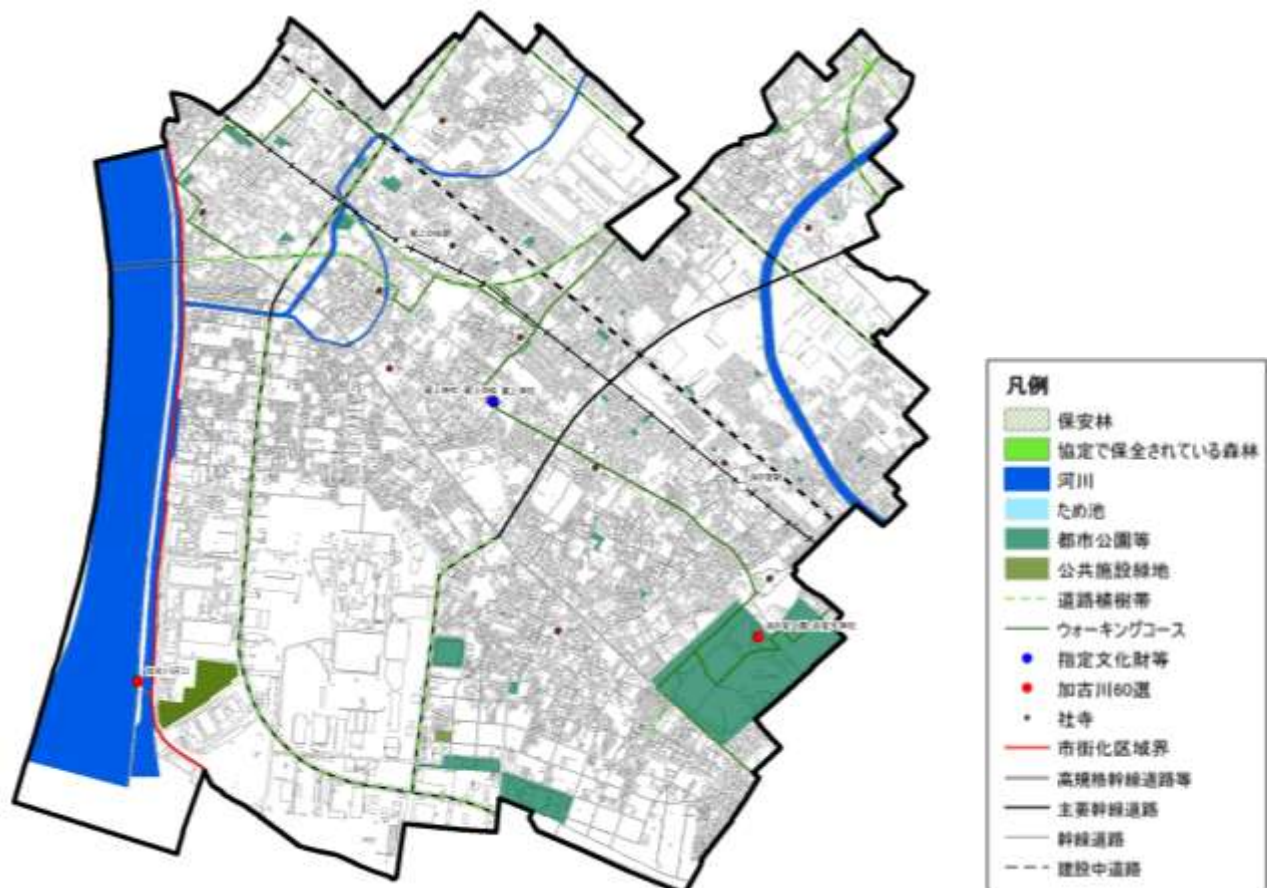
■地域資源

項目	指定文化財	加古川 60 選	社寺	眺望点	合計
件数	1	3	12	—	16

■緑被現況図



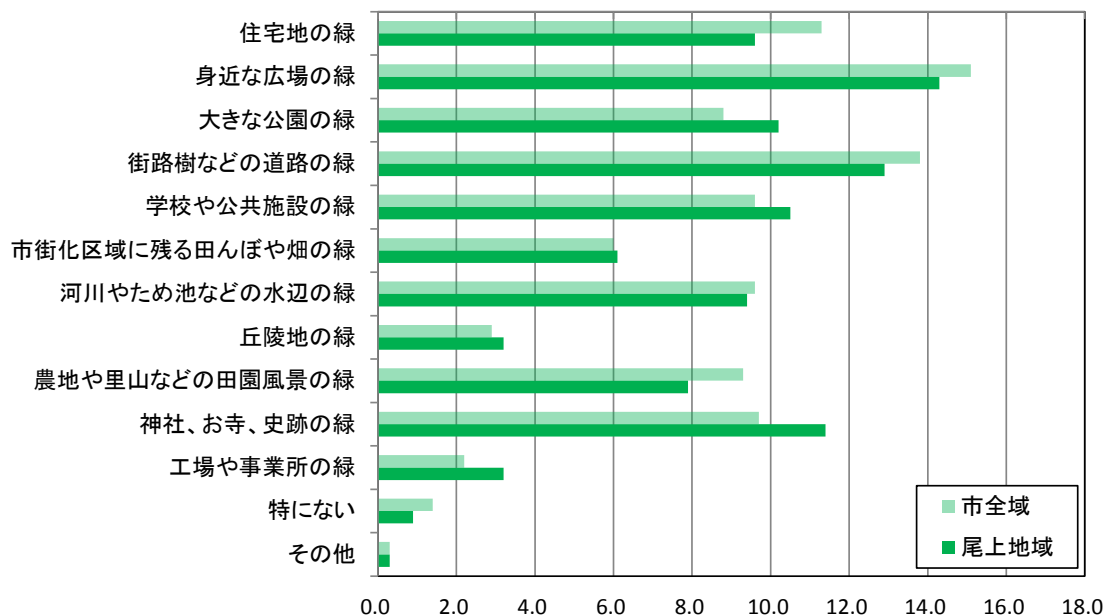
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

尾上地域は、大きな公園の緑を守り、身近な広場の緑を創りたいという傾向が見られ、敷地内の緑を増やすことや地域の人と協力して緑を増やす等の意欲が高いことがうかがえます。

■守りたい緑

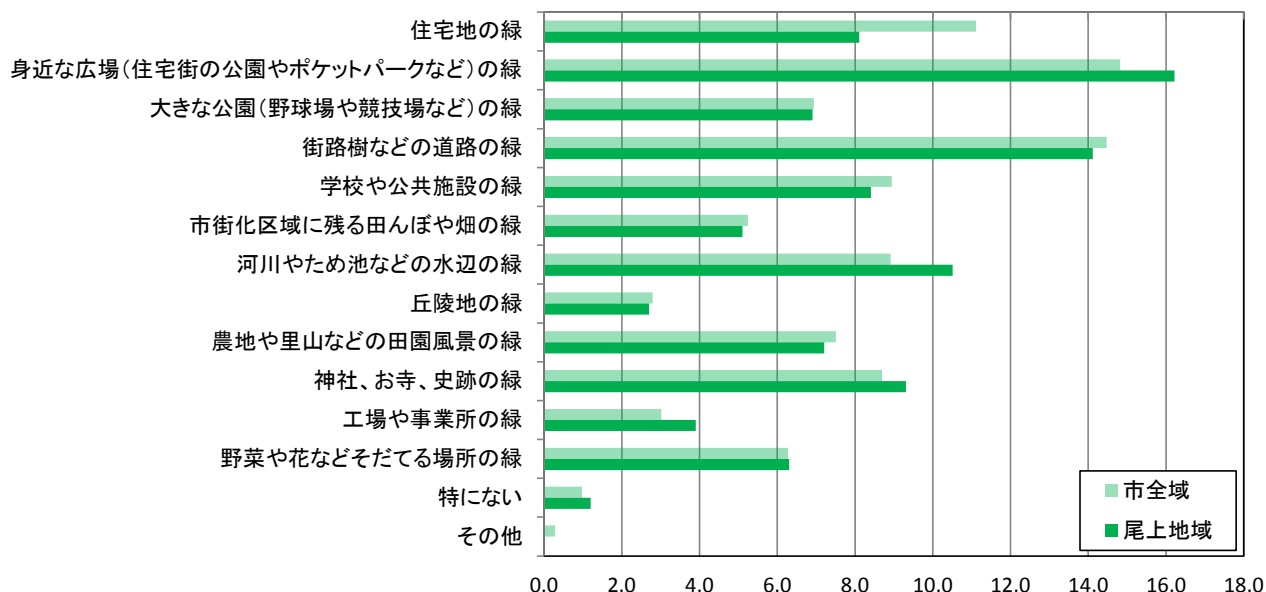


守りたい緑としては、身近な広場の緑（14.3%）、街路樹などの道路の緑（12.9%）、神社、お寺、史跡の緑（11.4%）、の順に割合が多く、工場や事業所の緑（3.2%）と丘陵地の緑（3.2%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、市街化区域に残る田んぼや畑の緑（2位）、神社、お寺、史跡の緑（1位）、工場や事業所の緑（2位）が高いことが特徴となっています。

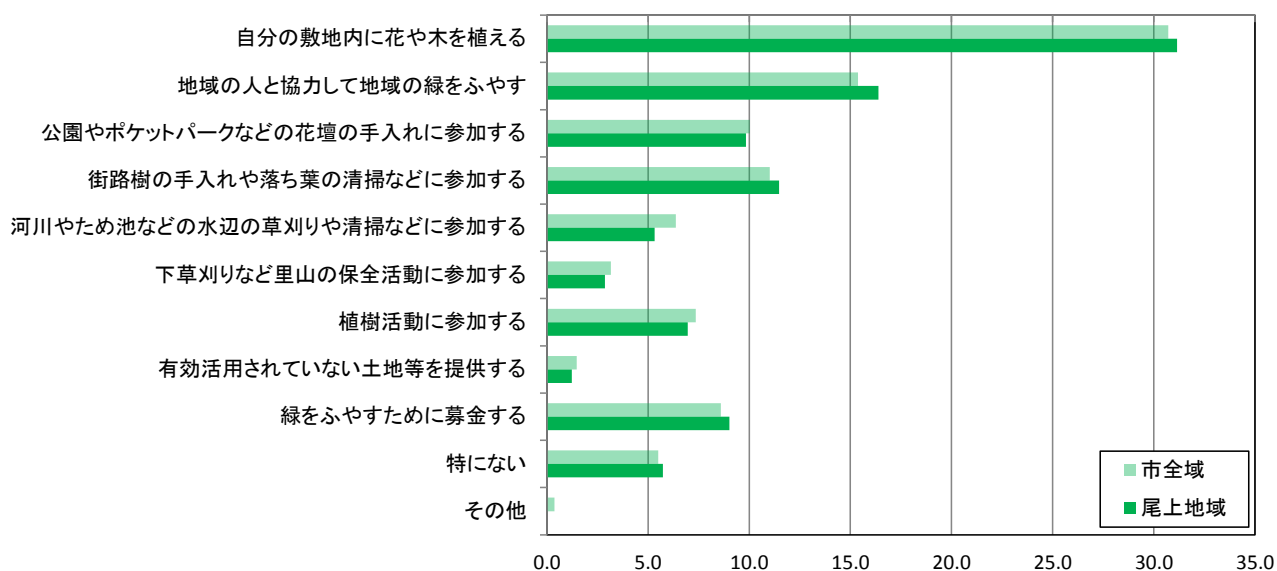
※（ ）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑



創りたい緑としては、身近な広場の緑（16.2%）、街路樹などの道路の緑（14.1%）、河川やため池などの水辺の緑（10.5%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.9%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、身近な広場の緑（2位）や河川やため池などの水辺の緑（2位）、工場や事業所の緑（2位）が高いことが特徴となっています。 ※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（31.1%）、地域のひとと協力して地域の緑をふやす（16.4%）、街路樹の手入れや落ち葉の清掃などに参加する（11.5%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（1.2%）が少なくなっています。

3) 緑のまちづくり方針

- ① 浜の宮公園等の良好な緑の保全
- ② 泊川や別府川等のうるおいある水辺空間の形成
- ③ 駅周辺の緑化による魅力的な空間の形成
- ④ 緑豊かで良好な居住環境の創出

■ 緑のまちづくり方針図（尾上地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・散歩やジョギングなどの様々なレクリエーション活動や憩いの親水空間として、加古川河川敷緑地の保全、活用を進めます。
- ・加古川や別府川、泊川、養田川の活用を進めるとともに、隣接する公園等の活用によるクールスポットづくりを検討し、水辺のネットワークの形成を図ります。
- ・浜の宮公園に群生する黒松の育成を図るとともに、良好な緑の保全を図るため、周辺の景観形成について検討します。
- ・尾上神社や浜宮天神社等の社寺林は、関係者の意向に配慮しつつ、貴重な地域資源として保全・活用します。
- ・市街地内の農地は、日常生活にうるおいを与える空間として、市民農園の活用など適正な管理を促します。

②緑を創ります

- ・尾上の松、浜の宮駅周辺については、駅前広場や花壇等の緑化を通じ、地域拠点にふさわしい緑の創出を図ります。
- ・浜幹線や旧浜街道、尾上小野線等は、道路整備と合わせ、良好な歩行者空間の確保や連続性ある街路樹の植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準等に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- ・浜の宮公園は野球など様々なレクリエーション活動の拠点として活用します。また、地域のニーズに応じた再整備を行い、魅力の向上を図ります。
- ・緑が不足する市街地においては、空き地等をポケットパークとして活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かで良好な居住環境を創ります。
- ・工場立地法等による敷地内の緑化を促します。

③緑を育てます

- ・市民参画による公園等の維持管理を進めます。
- ・花壇やポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・住宅地の緑を増やすため、敷地内の緑化を促します。

(6) 別府地域

1) 現況

別府地域は本市の南部に位置し、市街化区域が 889.8ha、市街化調整区域が 34.4ha、人口は 18,214 人です。地域の北部には住宅地が広がり、山陽電鉄より北側には農地が点在しています。また、南部の埋立地は大規模な工業地帯となっており、住宅地と工業地の間には緩衝緑地が整備されています。

地域の特徴としては、南東部には住吉神社等の歴史的な社寺や多木浜洋館(あかがね御殿)、加古川海洋文化センター、別府みなと緑地等があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が 8.5%、市街化調整区域が 13.7%で、他の地域に比べて低いことが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	18,214

※推計人口(平成26年4月1日)

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	924.2	889.8	34.4

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	20.6	26.3	33.2	80.1	8.7
市街化区域	18.5	26.3	30.6	75.4	8.5
市街化調整区域	2.1	—	2.6	4.7	13.7

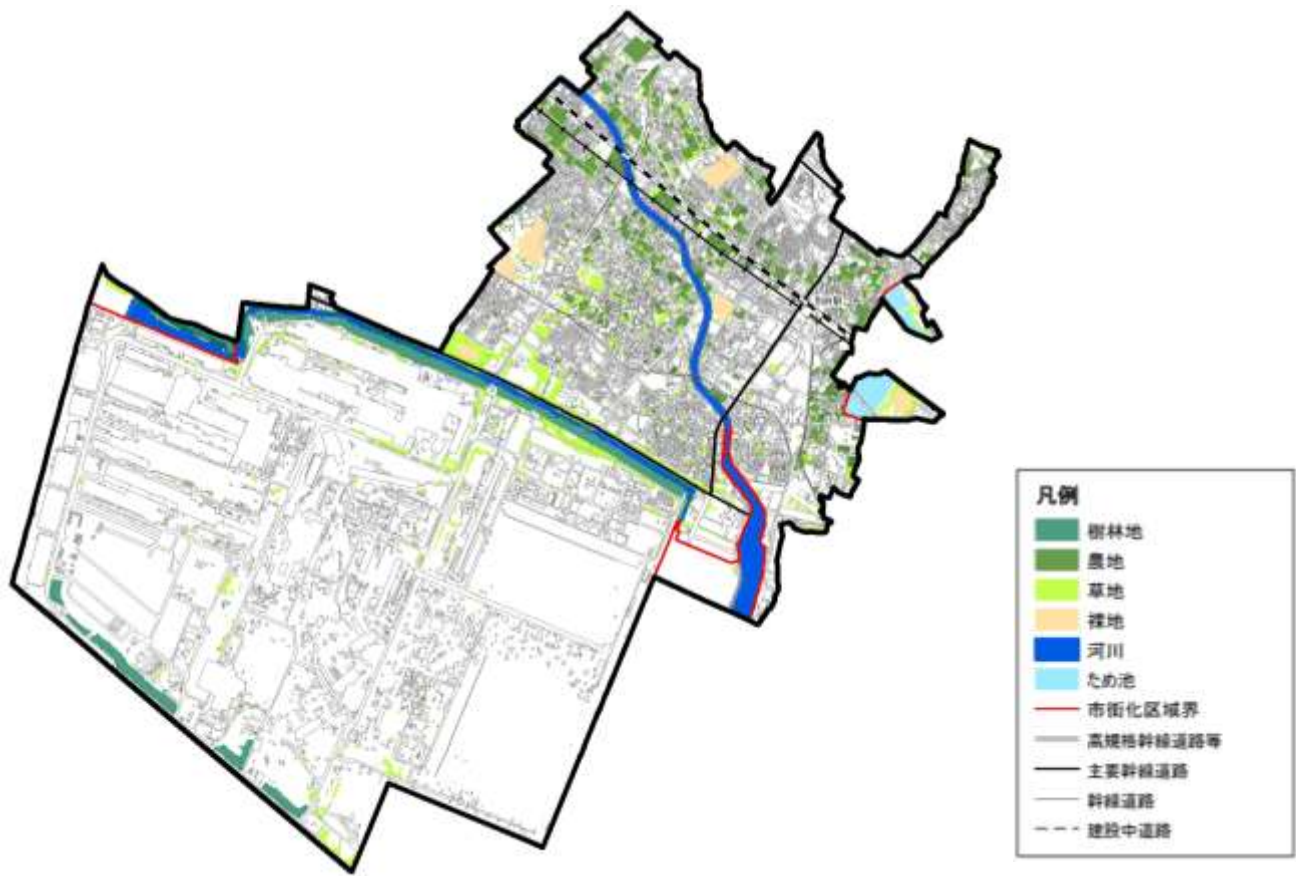
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	なかじま公園 等	22
公共施設緑地	新野辺北緑地、坂井ノ下緑地、別府みなと緑地 等	5
民間施設緑地	神戸製鋼所加古川製鉄所緩衝緑地	1

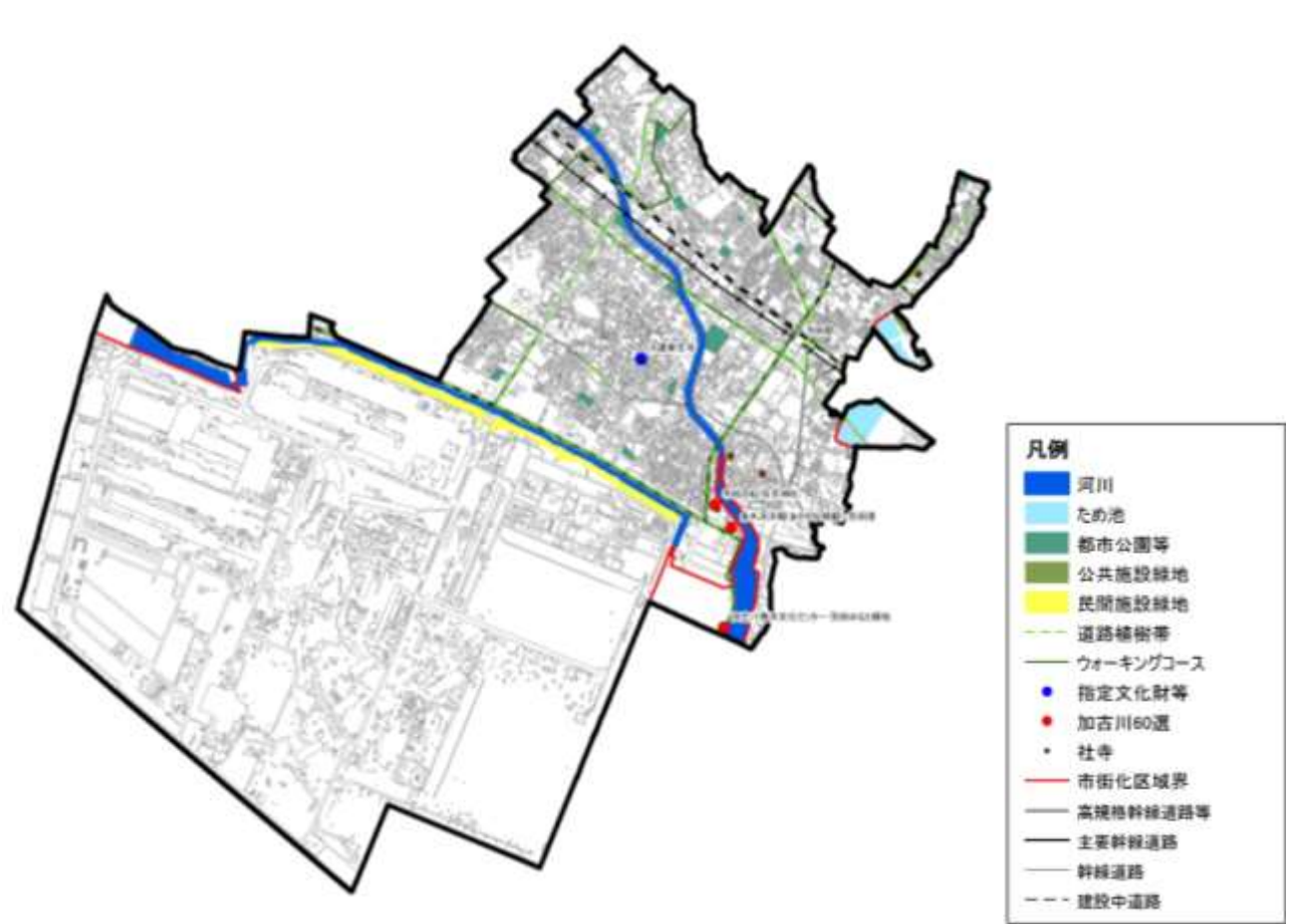
■地域資源

項目	指定文化財	加古川60選	社寺	眺望点	合計
件数	1	3	5	—	9

■緑被現況図



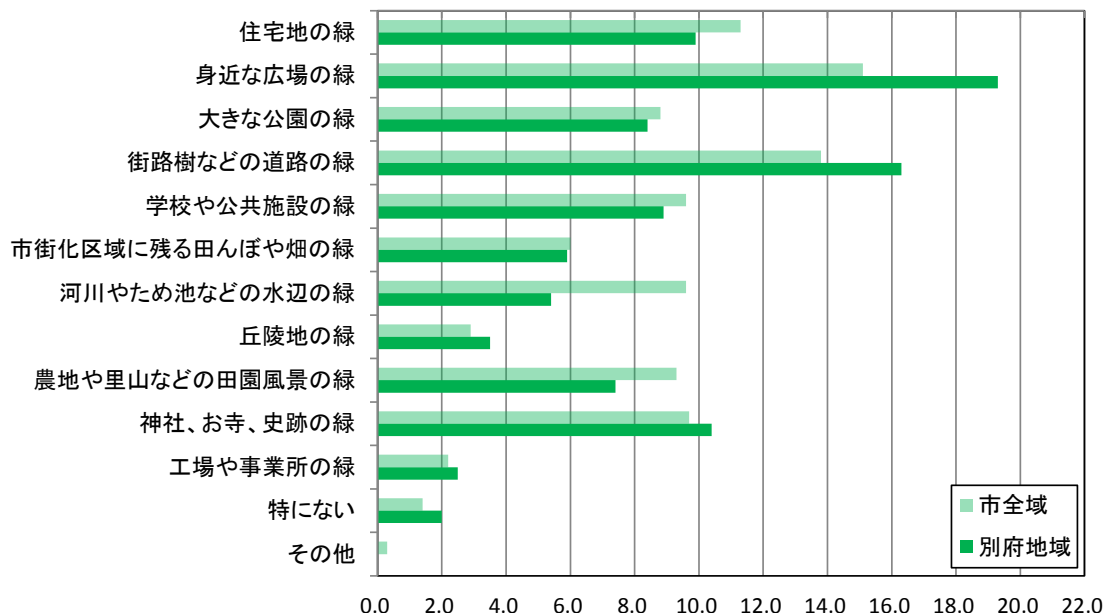
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

別府地域は、身近な広場の緑を守り、街路樹などの道路の緑を創りたいという傾向が見られ、地域の人と協力して緑を増やす等の意欲が高いことがうかがえます。

■守りたい緑

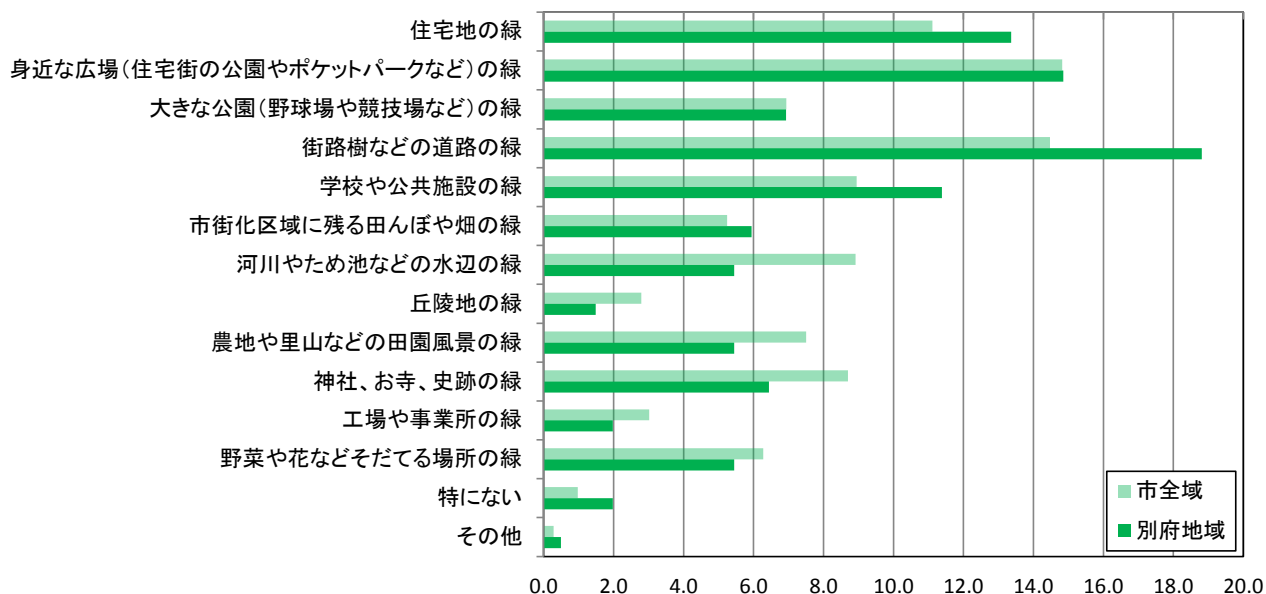


守りたい緑としては、身近な広場の緑（19.3%）、街路樹などの道路の緑（16.3%）、神社、お寺、史跡の緑（10.4%）、の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.1%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、身近な広場の緑（1位）や街路樹などの道路の緑（1位）が高いことが特徴となっています。

※（ ）は他の地域と比較した順位

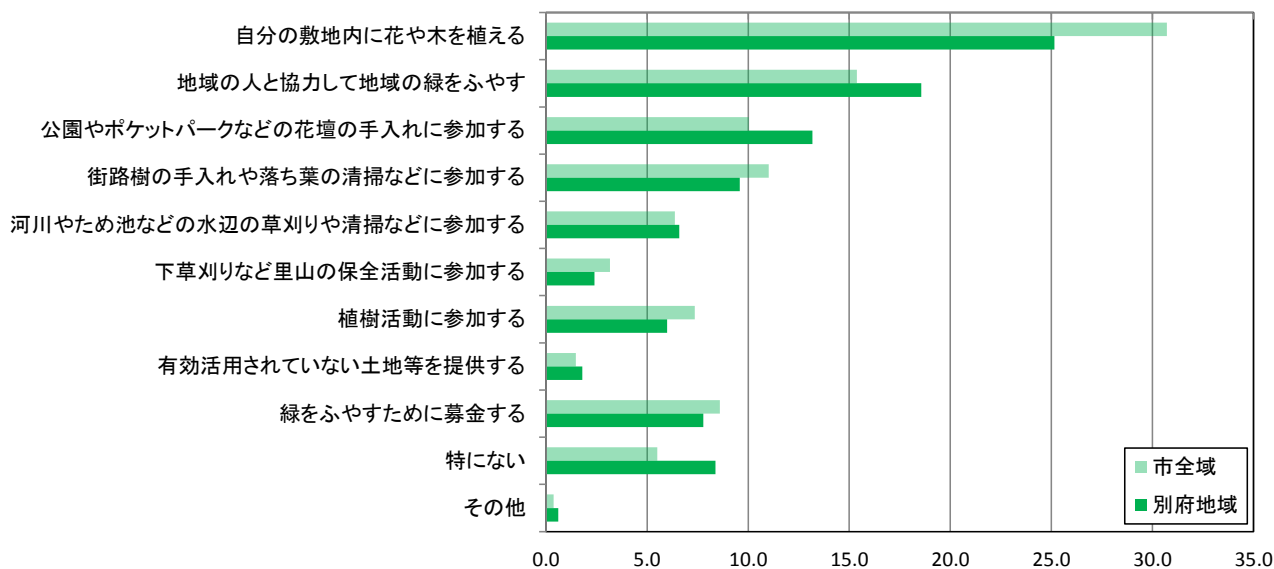
■創りたい緑



創りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（18.8%）、身近な広場の緑（14.9%）、住宅地の緑（13.4%）の順に割合が多く、丘陵地の緑（1.5%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、街路樹などの道路の緑（1位）、学校や公共施設の緑（1位）が高いことが特徴となっています。 ※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



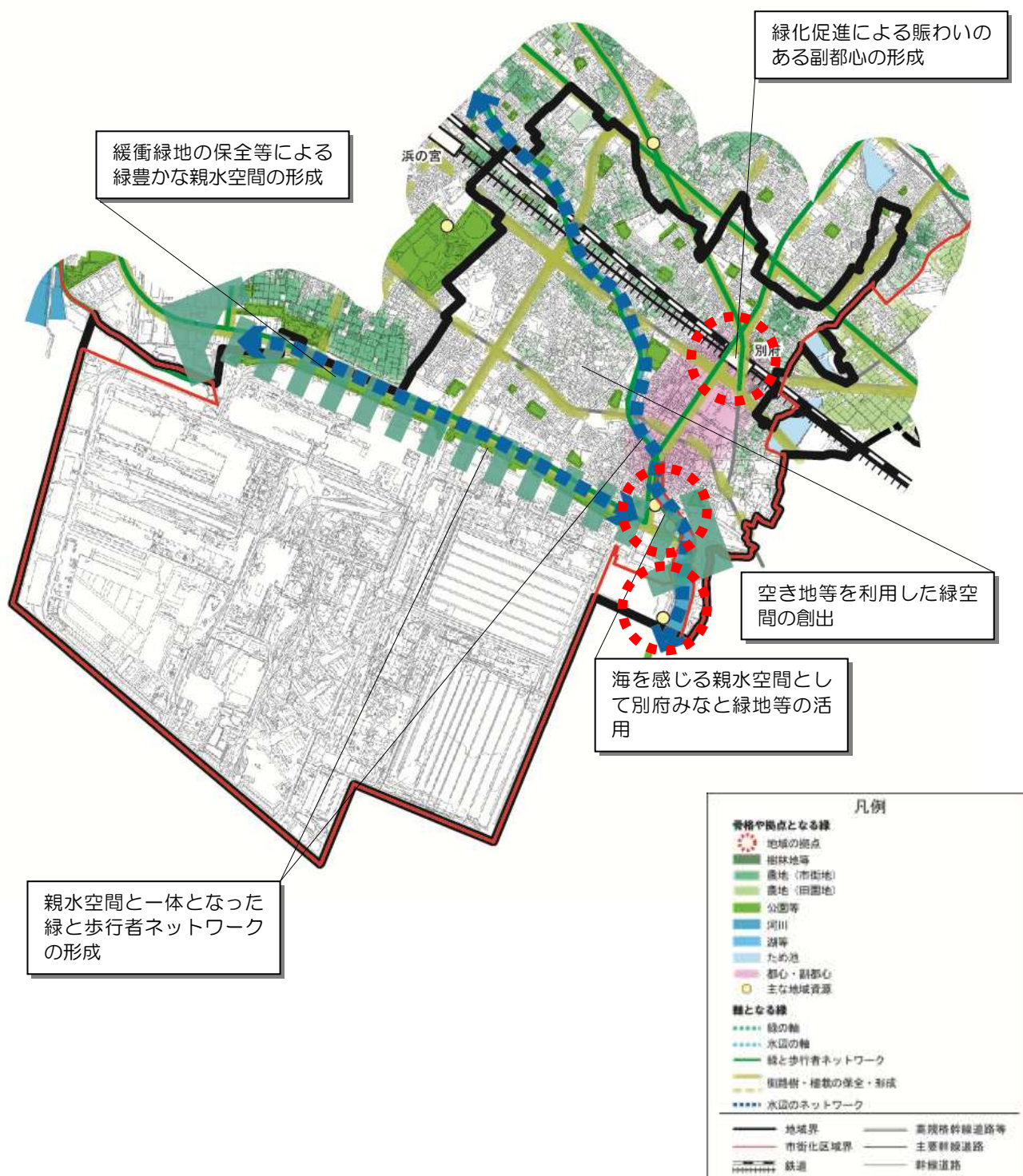
育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（25.1%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（18.6%）、公園やポケットパークなどの花壇の手入れに参加する（13.2%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（1.8%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、地域の人と協力して地域の緑をふやす（1位）が高いことが特徴です。 ※（）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ① 別府駅周辺における魅力的な副都心の形成
- ② 別府みなと緑地、30m水路・緩衝緑地による緑豊かな親水空間の確保
- ③ 緑豊かで良好な居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（別府地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・別府川の保全・活用を進めるとともに、別府川に隣接する公園等を活用し、クールスポットづくりを検討します。
- ・30m水路は、樹林地を形成している緩衝緑地や尾上公園、加古川別府港線など一体となった緑豊かな親水空間として、保全・活用を図ります。
- ・市街地内の農地は、日常生活にうるおいを与える空間として、市民農園の活用など適正な管理を促します。
- ・スポーツ交流館や貴重な地域資源である住吉神社、あかがね御殿の活用を図るとともに、その周辺地域の景観形成を図ります。

②緑を創ります

- ・別府駅周辺地区については、駅前広場の緑化や敷地・壁面の緑化等を促進し、賑わいある副都心の形成を図ります。
- ・旧浜街道等の道路整備と合わせて、良好な歩行空間の確保や連続性のある植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- ・海洋文化センターなどは、別府みなと緑地と連携し、海に面する親水空間として活用を図ります。
- ・30m水路、別府川において、親水空間と一体となった緑と歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・緑が不足する市街地においては、空き地等をポケットパークとして活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かで良好な居住空間を創ります。
- ・工場立地法等による敷地内の緑化を促します。

③緑を育てます

- ・市民参画による公園等の維持管理を進めます。
- ・花壇やポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・住宅地の緑を増やすため、敷地内の緑化を促します。

(7) 両荘地域

1) 現況

両荘地域は本市の北東部に位置し、地域全体が市街化調整区域で 2,688.8ha となっており、人口は 9,253 人です。加古川や小川などに沿って農地が広がり、緑豊かな田園地が形成されています。

地域の特徴としては、権現湖や平荘湖、加古川河川敷緑地、みとろフルーツパーク等のレクリエーション拠点があるほか、日光山常楽寺、報恩寺、平之荘神社等の社寺や長慶寺山古墳等の地域資源が多くあります。また、地域の緑被率は 77.8% となっており、緑被の約半分を樹林地が占める状況となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	9,253

※推計人口（平成 26 年 4 月 1 日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	2,688.8	—	2,688.8

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	1,086.7	462.7	543.7	2,093.1	77.8
市街化区域	—	—	—	—	—
市街化調整区域	1,086.7	462.7	543.7	2,093.1	77.8

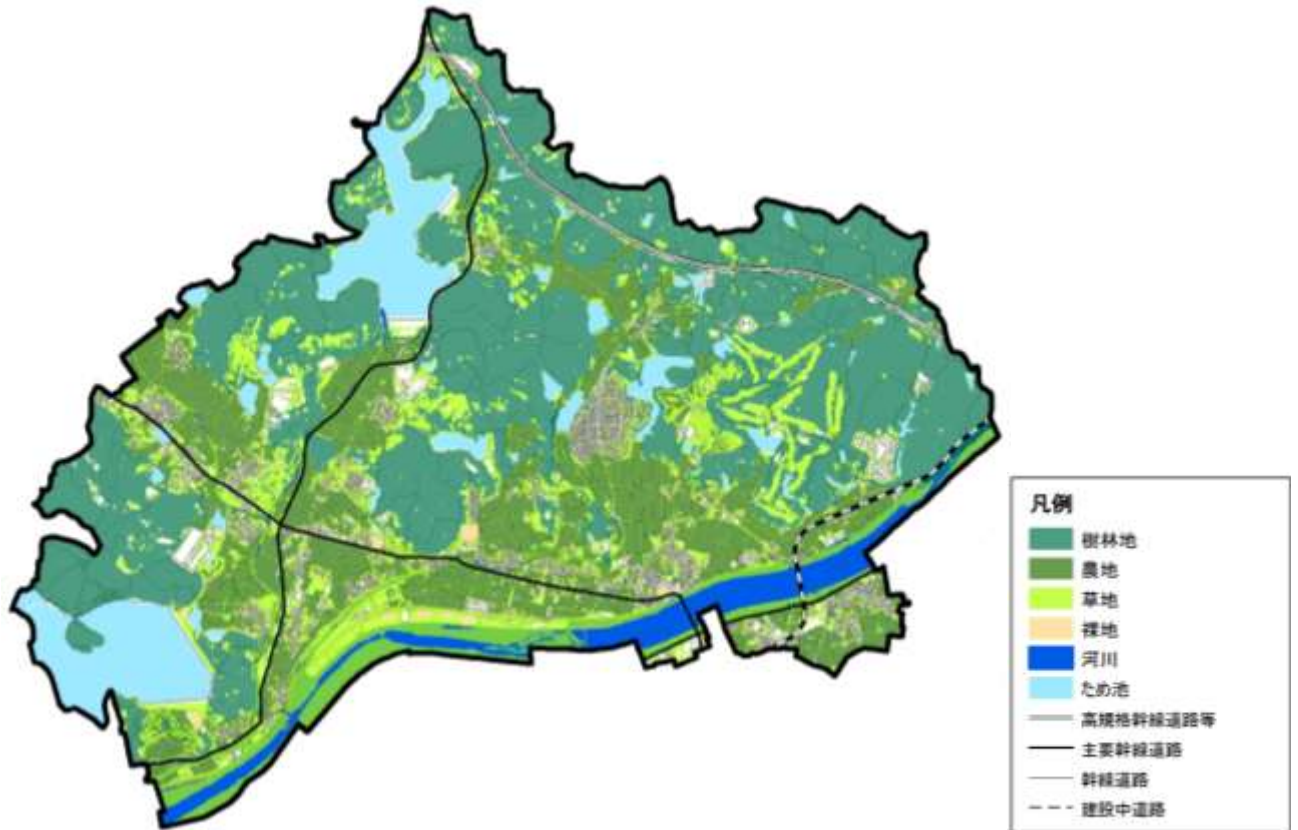
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	権現総合公園 等	15
公共施設緑地	平荘湖あじさい園、権現ダム（大沈床庭園）、権現ダム（夏の草花園）、権現ダム（水辺の花園）、権現ダム（うたの花小路）、権現ダム（オレニア植物園）、みとろフルーツパーク 等	9
民間施設緑地	みとろ観光果樹園	1

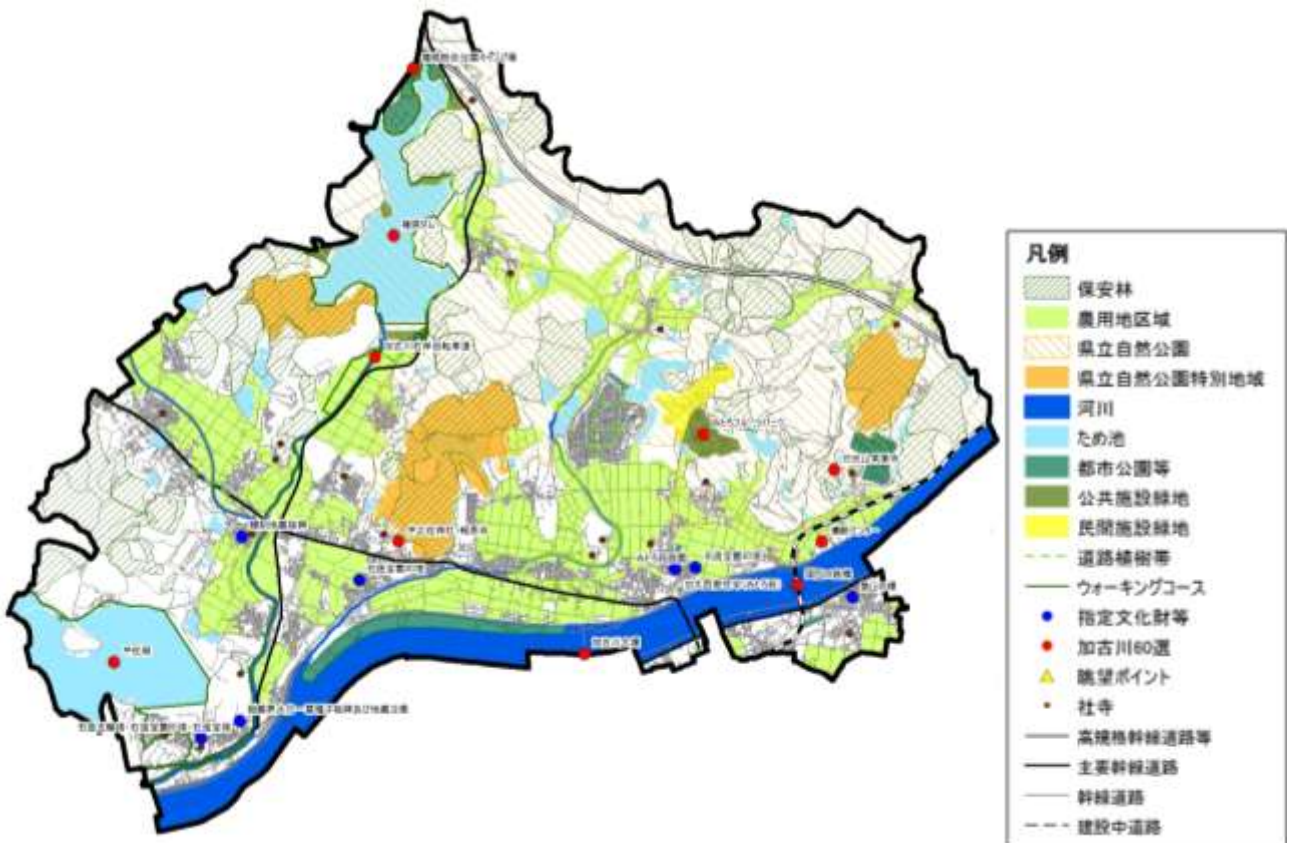
■地域資源

項目	指定文化財	加古川 60 選	社寺	眺望点	合計
件数	8	10	25	2	45

■緑被現況図



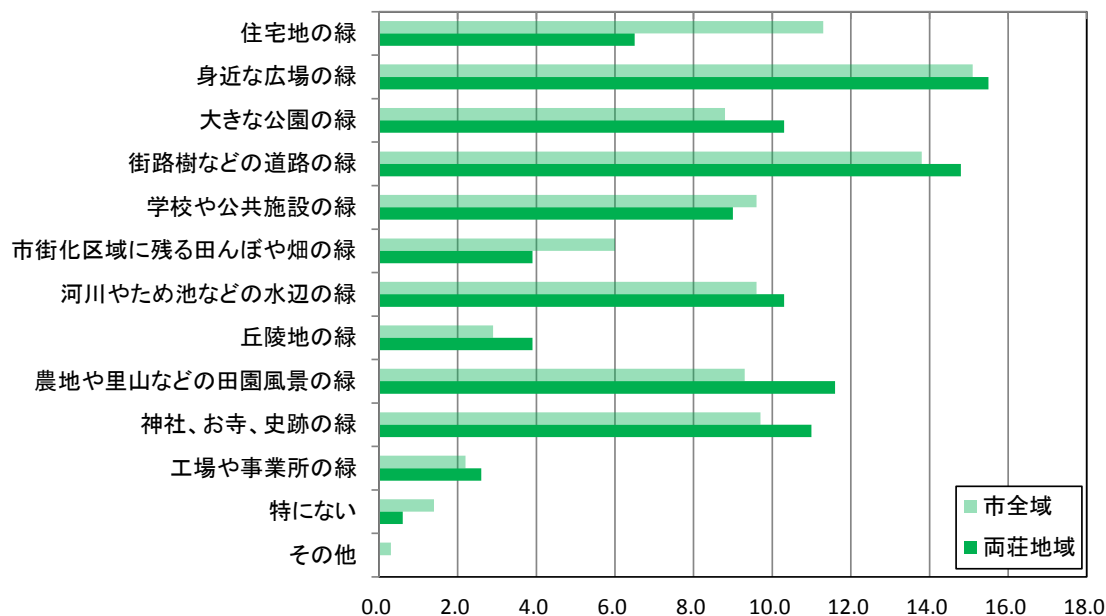
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

両荘地域は、農地や里山などの田園風景の緑を守り、創りたいという傾向が見られ、里山の保全活動に参加する等の意欲が高いことがうかがえます。また、河川やため池などの緑を創りたいという意識も高くなっています。

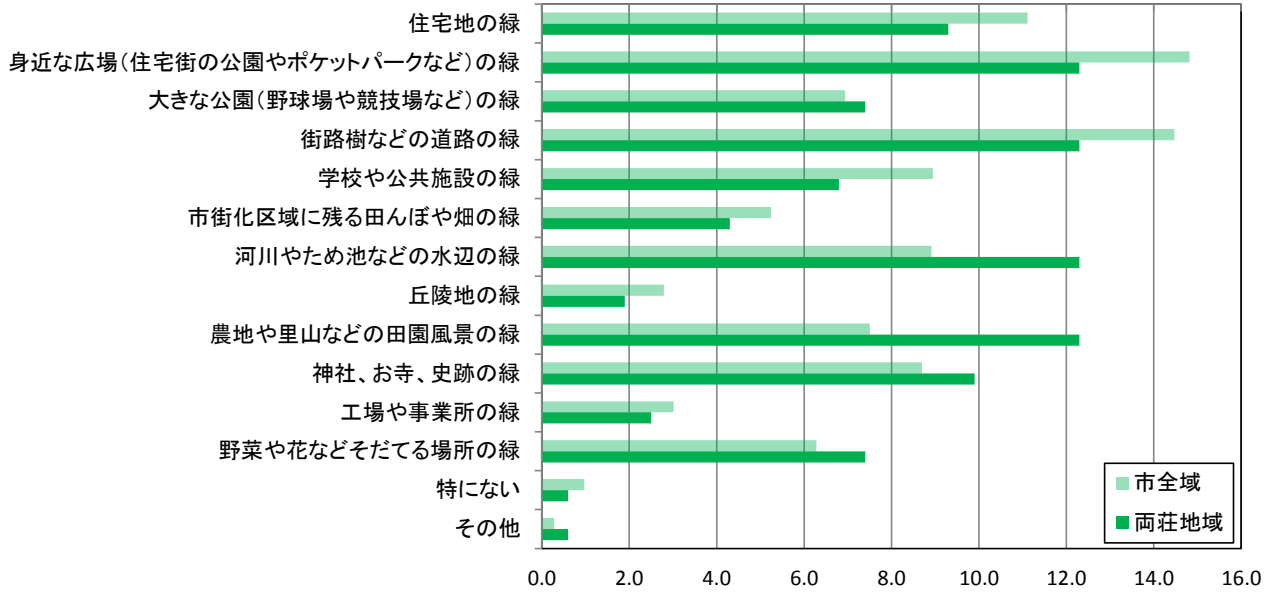
■守りたい緑



守りたい緑としては、身近な広場の緑（15.5%）、街路樹などの道路の緑（14.8%）、農地や里山などの田園風景の緑（11.6%）、の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.6%）が少なくなっています。

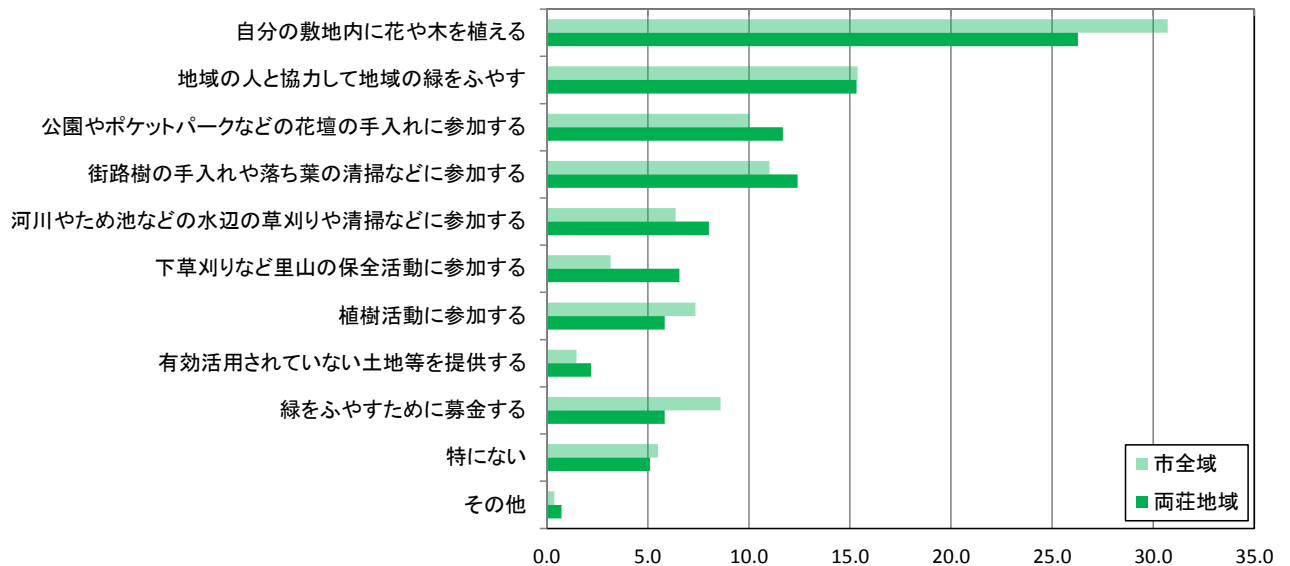
また、市全域との比較では、大きな公園の緑（2位）、丘陵地の緑（2位）、神社、お寺、史跡の緑（2位）が高いことが特徴となっています。※（ ）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑



創りたい緑としては、身近な広場の緑（12.3%）、街路樹などの道路の緑（12.3%）、河川やため池などの水辺の緑（12.3%）、農地や里山などの田園風景の緑（12.3%）の割合が多く、丘陵地の緑（1.9%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、河川やため池などの水辺の緑（1位）、農地や里山などの田園風景の緑（1位）、神社、お寺、史跡の緑（2位）、野菜や花などそだてる場所の緑（1位）が高いことが特徴となっています。 ※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（26.3%）、地域のひとと協力して地域の緑をふやす（15.3%）、街路樹の手入れや落ち葉の清掃などに参加する（12.4%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（2.2%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、公園やポケットパークなどの花壇の手入れに参加する（2位）や、下草刈りなど里山の保全活動に参加する（1位）、有効活用されていない土地等を提供する（2位）が高いことが特徴です。 ※（）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ① 播磨中部丘陵県立自然公園等の樹林地の保全
- ② 加古川、平荘湖、権現湖と一体となった自然レクリエーション拠点の創出
- ③ 自然と調和した田園環境の保全
- ④ 緑豊かな居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（両荘地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・レガッタをはじめ、ソフトボールやジョギングなど様々なレクリエーション活動や憩いの親水空間として、加古川内水面、加古川河川敷緑地の活用を進めます。
- ・西川、権現川、小川等を保全するとともに、並木の植栽等により、うるおいある水辺空間の形成を図ります。
- ・長池、上の池、下の池、塔の池などのため池は、丘陵と一体となった自然空間であり、野生生物の観察など自然を楽しめる場として保全・活用します。
- ・播磨中部丘陵県立自然公園や権現湖、平荘湖周辺などの森林は「加古川市森林整備計画」に基づき保安林を保全するとともに、新たな保安林の指定を検討し、公益森林の保育を行います。また、平荘湖周辺地域については、法令等による保全施策の検討や、風景形成地域の指定に向けた検討を進めます。
- ・ウォーキングコース「ふるさと自然の道」や近畿自然歩道の拠点施設として、ウォーキングセンターを活用します。
- ・日光山常楽寺、報恩寺、平之荘神社等の社寺林は、関係者の意向に配慮しつつ、貴重な地域資源として保全・活用を図ります。
- ・田園まちづくり計画の策定や実現を促進し、農地、里山、集落等の田園環境を守ります。

②緑を創ります

- ・権現総合公園は、権現湖や加古川右岸自転車道との連携により、市民にとって魅力的な自然レクリエーションの拠点として整備を進めます。また、桜の植樹を進め、市民に親しまれる公園づくりを進めます。
- ・平荘湖周辺のウェルネスパーク、野外活動センター、少年自然の家やアクア交流館などの施設は、周辺の丘陵と一体となった自然と親しめる健康レクリエーションの拠点として活用します。
- ・みとろフルーツパークは、みとろ観光果樹園との連携により、市民が自然、農業を感じ、楽しめるレクリエーション施設として運営を行います。
- ・権現湖周辺や日光山常楽寺などにおいては、紅葉等を楽しむことができる花の名所としての指定等を検討します。
- ・田園まちづくり計画に基づく、良好な居住環境づくりを進めます。

③緑を育てます

- ・地域の貴重な水辺や樹林地の自然観察会などを通じ、自然環境への理解を深める環境学習の場を提供します。
- ・里山や農地の保全について、地域住民が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ・田園まちづくり計画の実現を図るため、地域住民の活動を支援するとともに、地域の主体的な活動による適切な維持管理を促します。
- ・ボランティア団体や地域住民の参画を促し、市民・事業者・行政の協働による緑化活動を進めます。

(8) 加古川西地域

1) 現況

加古川西地域は本市の西部に位置し、市街化区域が258.7ha、市街化調整区域が1,009.2haとなっており、人口は28,490人です。加古川バイパスより北側には農地が広がり、緑豊かな田園地が形成されています。

地域の特徴としては、南部に加古川が流れており、常楽寺等の歴史的な社寺や加古川運動公園、加古川ウェルネスパーク等があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が16.0%と低く、市街化調整区域が68.8%で、農地が多く分布しているのが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	28,490

※推計人口（平成26年4月1日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	1,267.9	258.7	1,009.2

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	137.6	323.9	274.3	735.8	58.0
市街化区域	—	22.3	19.2	41.5	16.0
市街化調整区域	137.6	301.6	255.1	694.3	68.8

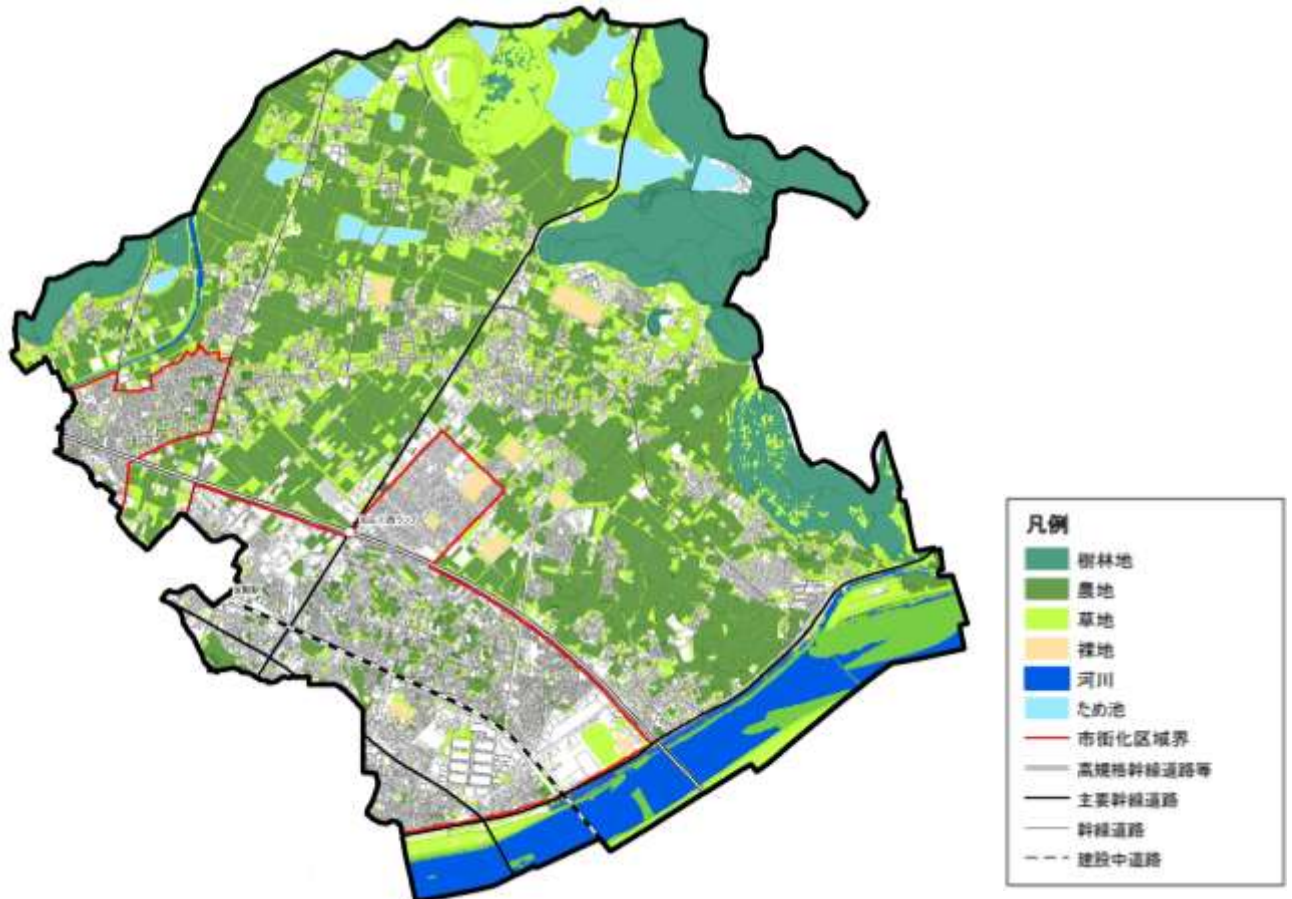
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	加古川運動公園 等	33
公共施設緑地	休ヶ坪南緑地、加古川ウェルネスパーク、少年自然の家、平荘湖プロムナード、総合体育館 等	6
民間施設緑地	—	—

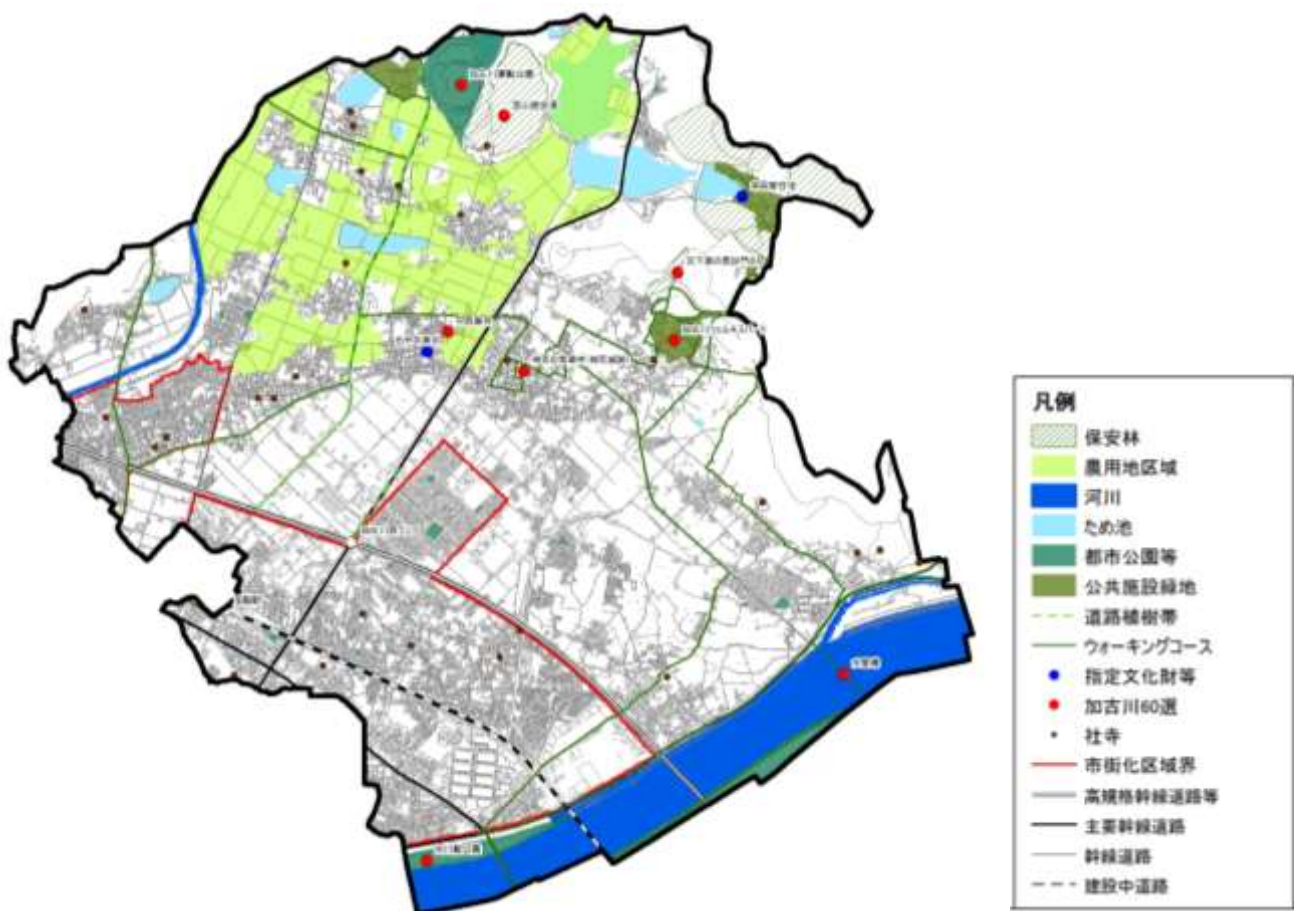
■地域資源

項目	指定文化財	加古川60選	社寺	眺望点	合計
件数	2	8	29	—	39

■緑被現況図



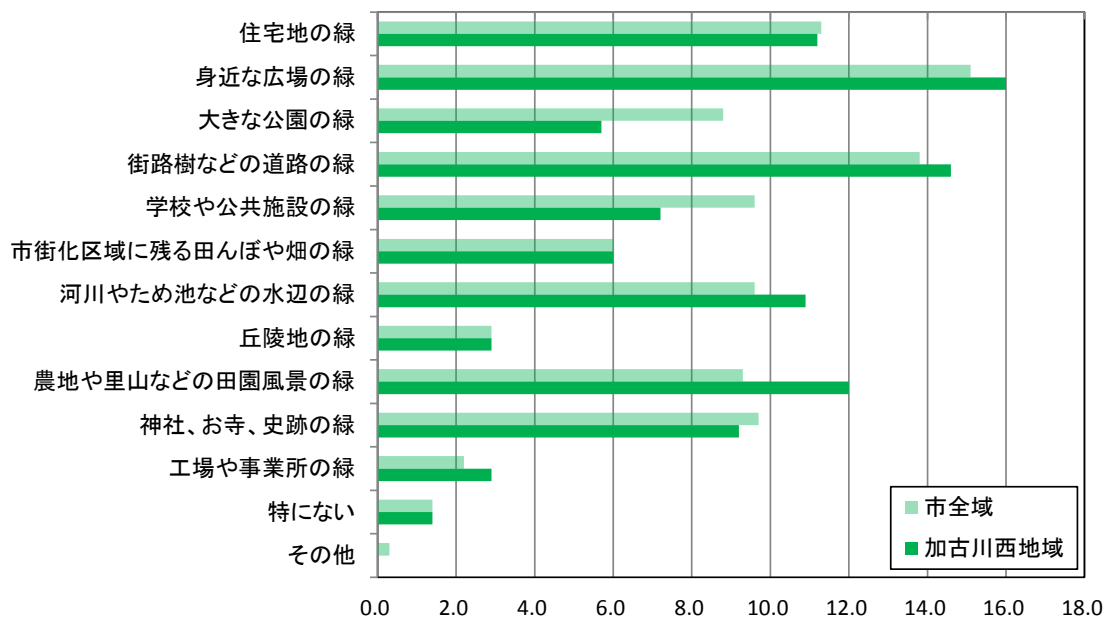
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

加古川西地域は、農地や里山などの田園風景の緑を守り、創りたいという傾向が見られ、植樹活動に参加する等の意欲が高いことがうかがえます。また、河川やため池などの緑を創りたいという意識も高くなっています。

■守りたい緑

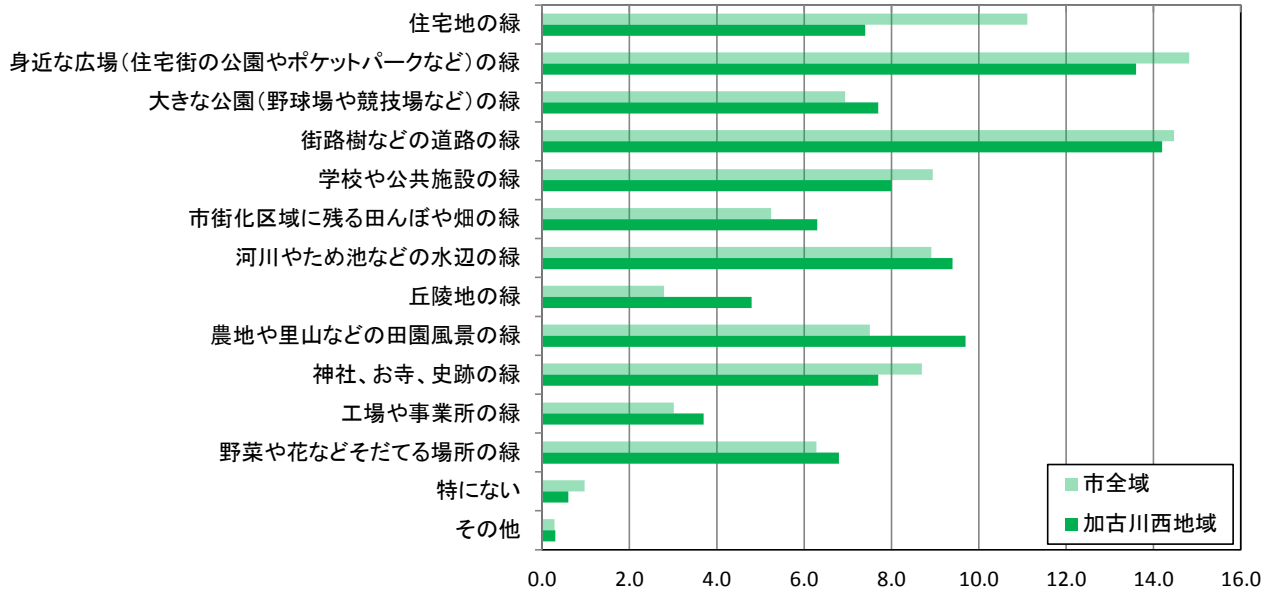


守りたい緑としては、身近な広場の緑（16.0%）、街路樹などの道路の緑（14.6%）、農地や里山などの田園風景の緑（12.0%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（2.9%）と丘陵地の緑（2.9%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、河川やため池などの水辺の緑（2位）、農地や里山などの田園風景の緑（2位）が高いことが特徴となっています。

※（ ）は他の地域と比較した順位

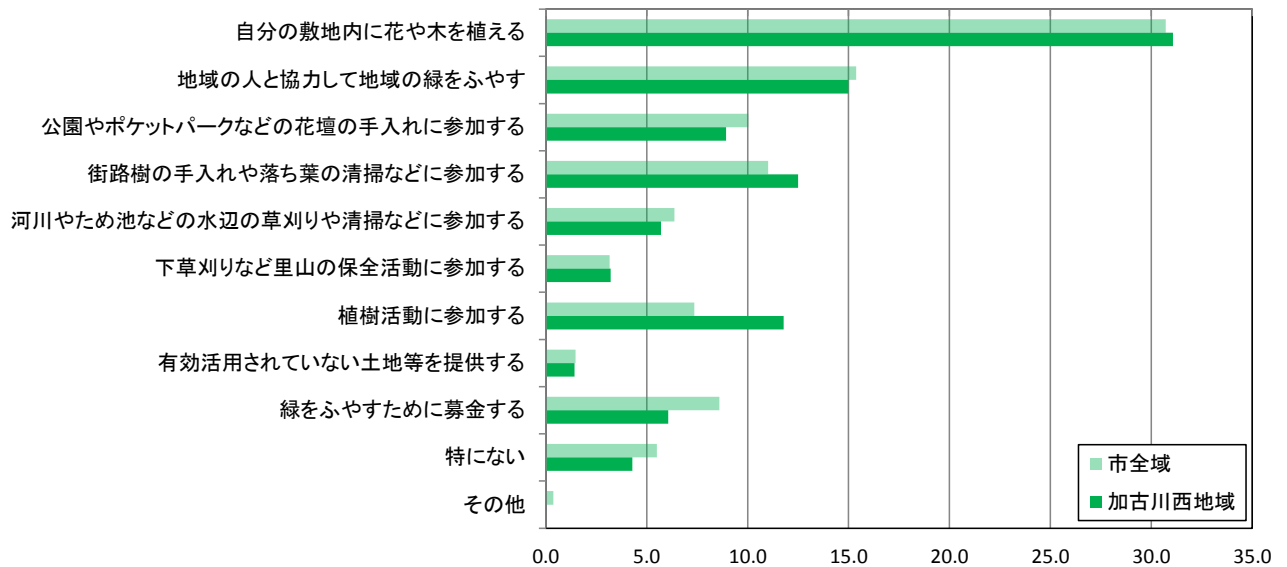
■創りたい緑



創りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（14.2%）、身近な広場の緑（13.6%）、農地や里山などの田園風景の緑（9.7%）の順に割合が多く、工場や事業所の緑（3.7%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、大きな公園（野球場や競技場など）の緑（2位）、市街化区域に残る田んぼや畑の緑（2位）、丘陵地の緑（1位）、農地や里山などの田園風景の緑（2位）が高いことが特徴となっています。

※（ ）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑



育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（31.1%）、地域の人と協力して地域の緑をふやす（15.0%）、街路樹の手入れや落ち葉の清掃などに参加する（12.5%）の順に割合が多く、有効活用されていない土地等を提供する（1.4%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、街路樹の手入れや落ち葉の清掃等に参加する（2位）や、植樹活動に参加する（1位）が高いことが特徴です。 ※（ ）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ①平荘湖周辺の丘陵の保全
- ②法華山谷川の整備やため池の保全
- ③自然と調和した田園環境の保全および緑豊かで良好な居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（加古川西地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ソフトボールやジョギングなど様々なレクリエーション活動や憩いの親水空間として、加古川河川敷緑地の活用を進めます。
- 集中豪雨等の自然災害に備えるため、法華山谷川の整備を進めます。
- 水源かん養の役割や多様な生物の生息地であることを考慮し、大池、新池、馬ノ頭池などのため池の保全を図ります。
- 平荘湖周辺の丘陵・里山は、市街地からの良好な景観に寄与することから、法令等による保全施策や風景形成地域の指定に向けた検討を進めます。
- 圃場整備されていない農地について、農地の基盤整備や市民農園としての活用を検討します。
- 神吉の常楽寺等の社寺林は、関係者の意向に配慮しつつ、貴重な地域資源として保全・活用を図ります。

②緑を創ります

- ウェルネス都市加古川の拠点施設であるウェルネスパークは、平荘湖やその周辺施設であるアクア交流館や平荘湖プロムナードなどと連携し、自然と親しめる健康・レクリエーションの拠点として活用します。
- 加古川運動公園は、陸上競技場など、市民スポーツの拠点として活用します。
- 高砂北条線や神吉中津線などの道路整備と合わせ、良好な歩行空間の確保や連続性ある街路樹の植栽を行います。また、大規模建築物等景観形成基準に基づく、道路の接道部の高木による緑化を進めます。
- 加古川運動公園や緑と歩行者のネットワークとの連携などにより、自然散策などを楽しめる宮山遊歩道を活用します。
- 緑が不足する市街地においては、空き地等をポケットパークとして活用するとともに、地区計画や緑化協定等を活用し、緑豊かな居住環境を創ります。

③緑を育てます

- 市民参画により、公園の維持管理やため池の保全を進めます。
- 里山や農地の保全については、地域住民が活動しやすい環境づくりを進めます。
- 花壇、ポケットパーク等の公共空間における緑化活動について、地域住民が参画しやすい環境づくりを進めます。

(9) 志方地域

1) 現況

志方地域は本市の北西部に位置し、市街化区域が98.3ha、市街化調整区域が3,858.4haとなっており、人口は10,719人です。周囲は自然豊かな丘陵地があり、平野部には広大な農地が広がり、緑豊かな田園地が形成されています。

地域の特徴としては、円照寺、安楽寺、志方八幡神社等の歴史的な社寺や志方の城山、セツ池、志方東公園等があります。また、地域の緑被状況は、市街化区域が56.9%、市街化調整区域が89.8%で、緑の大半が樹林地であることが特徴となっています。



■人口

項目	地域全体(人)
人口	10,719

※推計人口（平成26年4月1日）

■面積

項目	地域全体(ha)	市街化区域(ha)	市街化調整区域(ha)
面積	3,956.7	98.3	3,858.4

■緑被面積

項目	樹林地(ha)	農地(ha)	草地(ha)	緑被合計(ha)	緑被率(%)
地域全域	2,290.1	717.7	513.1	3,520.9	89.0
市街化区域	—	38.4	17.5	55.9	56.9
市街化調整区域	2,290.1	679.3	495.6	3,465.0	89.8

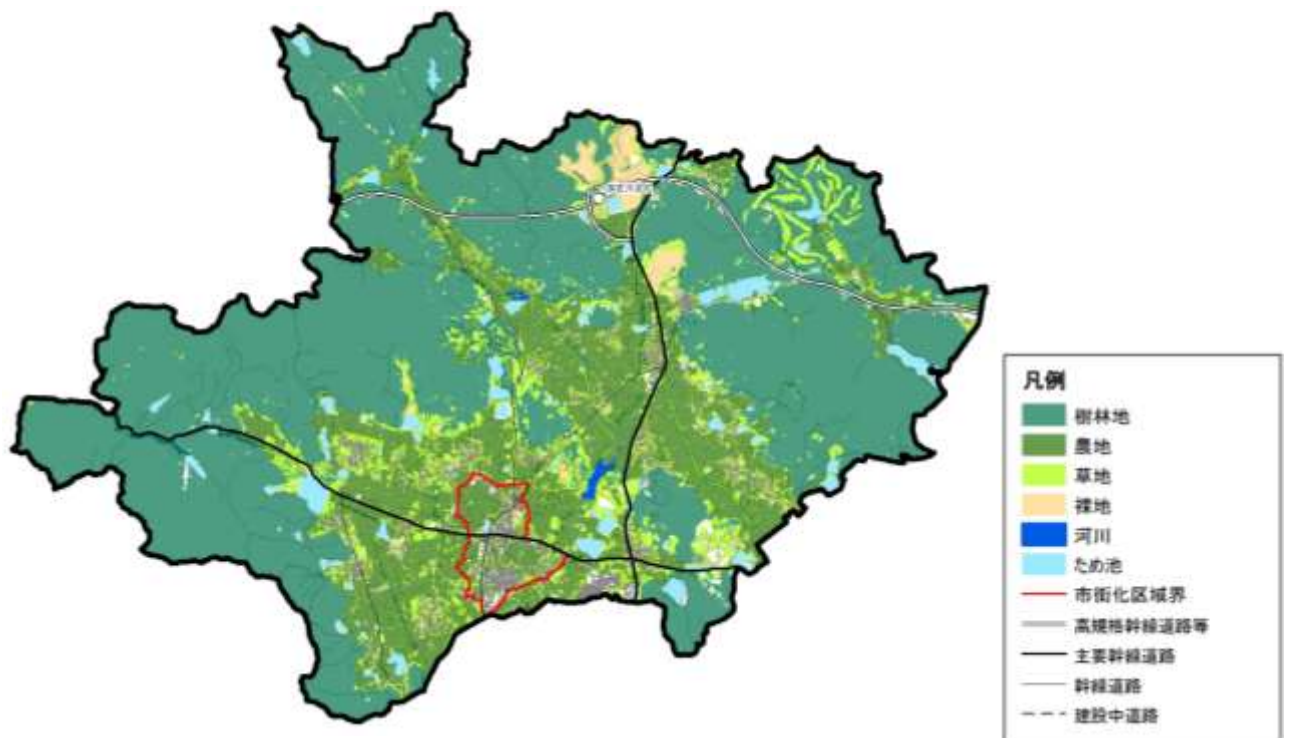
■施設緑地

項目	施設名称	件数
都市公園	志方東公園 等	15
公共施設緑地	児童公園 等	4
民間施設緑地	—	—

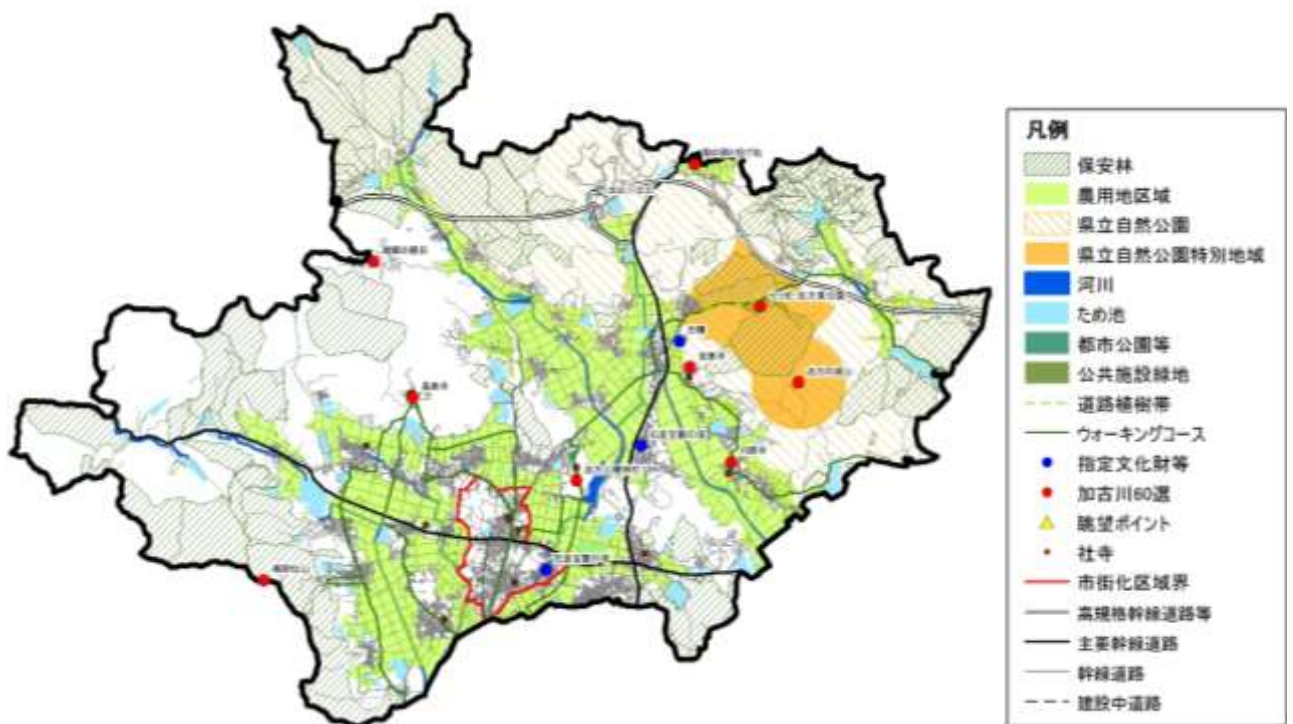
■地域資源

項目	指定文化財	加古川60選	社寺	眺望点	合計
件数	3	9	13	2	27

■緑被現況図



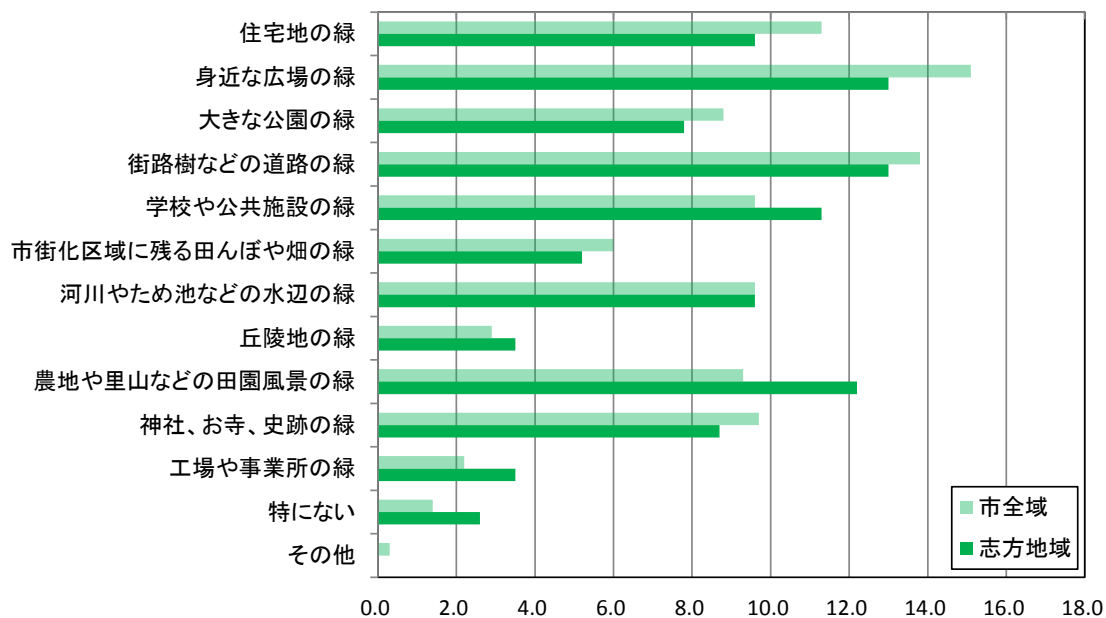
■施設緑地・地域制緑地・地域資源現況図



2) 市民意識調査

志方地域は、農地や里山などの田園風景の緑を守り、神社やお寺、史跡の緑を創りたいという傾向が見られ、敷地内に花や木を植える意欲が高いことがうかがえます。また、学校や公共施設の緑を創りたいという意識も高くなっています。

■守りたい緑

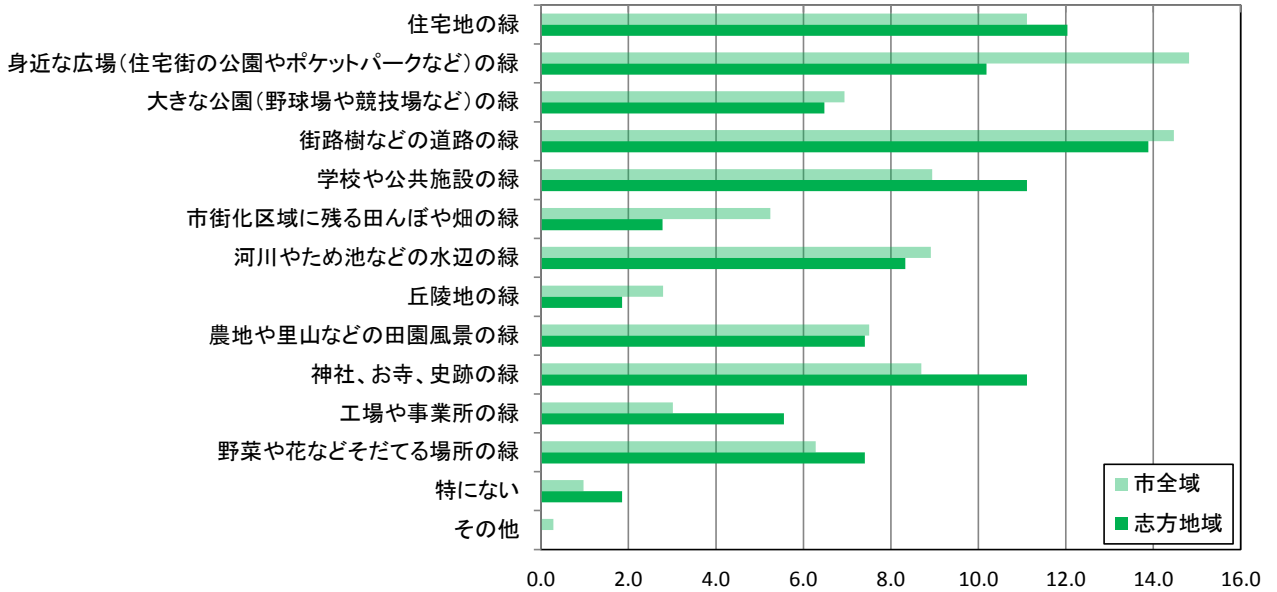


守りたい緑としては、身近な広場の緑（13.0%）と街路樹などの道路の緑（13.0%）、農地や里山などの田園風景の緑（12.2%）、の順に割合が多く、丘陵地の緑（3.5%）と工場や事業所の緑（3.5%）が少なくなっています。

また、市全域との比較では、学校や公共施設の緑（2位）、農地や里山などの田園風景の緑（1位）、工場や事業所の緑（1位）が高いことが特徴となっています。

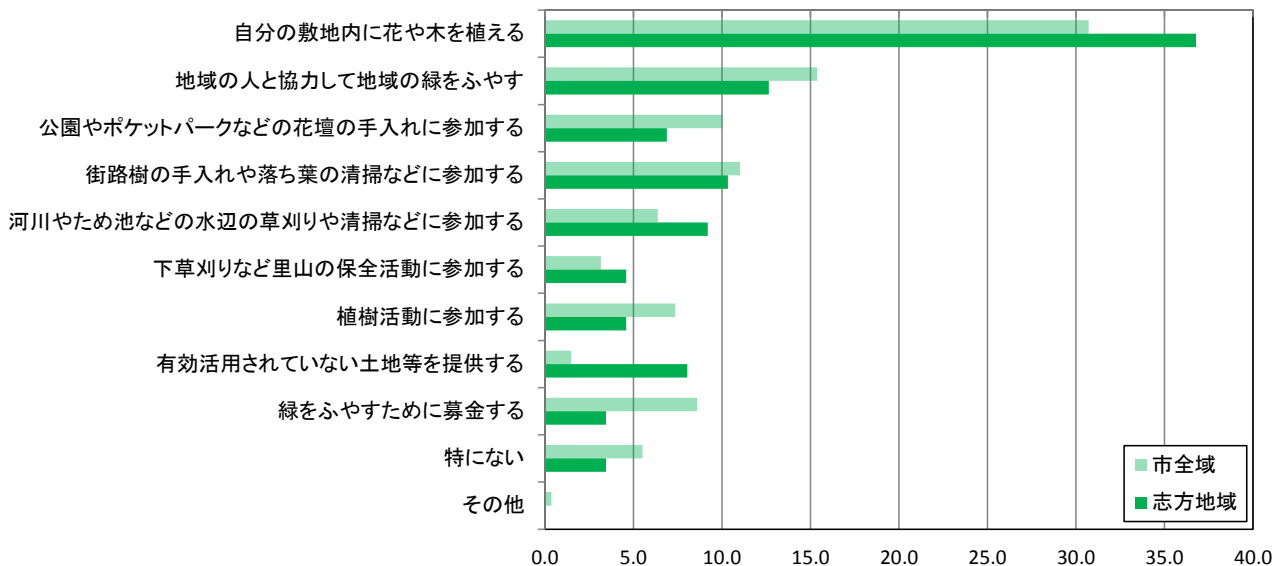
※（ ）は他の地域と比較した順位

■創りたい緑



創りたい緑としては、街路樹などの道路の緑（13.9%）、住宅地の緑（12.0%）、学校や公共施設の緑（11.1%）、神社、お寺、史跡の緑（11.1%）の順に割合が多く、丘陵地の緑（1.9%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、学校や公共施設の緑（2位）、神社、お寺、史跡の緑（1位）、工場や事業所の緑（1位）、野菜や花などそだてる場所の緑（1位）が高いことが特徴となっています。※（）は他の地域と比較した順位

■育てたい緑

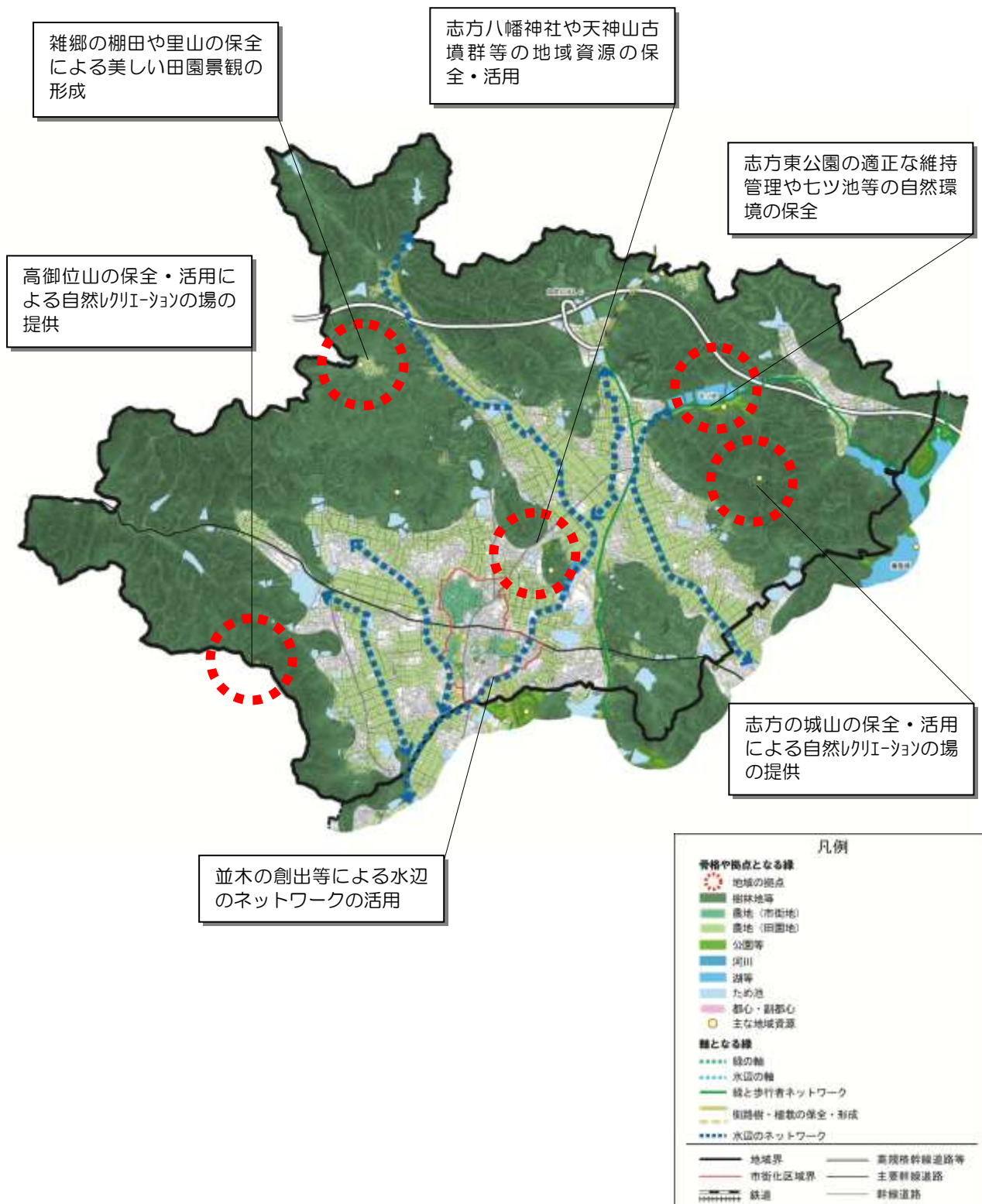


育てたい緑としては、自分の敷地内に花や木を植える（36.8%）、地域のひとと協力して地域の緑をふやす（12.6%）、街路樹の手入れや落ち葉の清掃などに参加する（10.3%）の順に割合が多く、緑をふやすために募金する（3.4%）が少なくなっています。また、市全域との比較では、自分の敷地内に花や木を植える（1位）や、河川やため池等の水辺の草刈りや清掃などに参加する（1位）、有効活用されていない土地等を提供する（1位）が高いことが特徴です。 ※（）は他の地域と比較した順位

3) 緑のまちづくり方針

- ①播磨中部丘陵県立自然公園等の樹林地の保全
- ②自然と調和した田園環境の保全
- ③緑豊かな居住環境の創出

■緑のまちづくり方針図（志方地域）



4) 施策方針

①緑を守ります

- ・集中豪雨等の自然災害に備えるため、法華山谷川、善念川の整備を進めます。
- ・セツ池や志方東公園については、丘陵地と一体となった自然を楽しめる空間づくりを進めます。また、ため池は、老朽化に対応した改修を進めるとともに、多様な生物の生息地として保全します。
- ・播磨中部丘陵県立自然公園など北部地域の豊かな森林は、「加古川市森林整備計画」に基づき保安林を保全するとともに、新たな保安林の指定を検討し、公益森林の保育を行います。
- ・高御位山や志方の城山は、ハイキングなどのレクリエーションや健康増進の場として活用します。また、その山頂は、眺望地点としての活用を検討します。
- ・志方八幡神社周辺の樹林地や地域の社寺林は、関係者の意向に配慮しつつ、貴重な地域資源として保全・活用を図ります。
- ・田園まちづくり計画の策定や実現を促し、里山、農地、集落等の良好な田園環境を守ります。また、雑郷の棚田等、里山と一体となった貴重な田園風景を守ります。
- ・遊休農地等を活用し、ルピナスやコスモスなどの景観形成作物を栽培し、彩りある田園景観の形成を図るとともに、耕作可能な農地状態への復元整備を進めます。

②緑を創ります

- ・志方東公園は、自然に囲まれた中で、野球やサッカー、テニス等ができる市民のレクリエーション拠点として活用します。
- ・志方八幡神社等の社寺、高御位山などの地域資源と、水辺のネットワークや緑と歩行者ネットワークとの連携を図ります。
- ・田園まちづくり計画に基づく、良好な居住環境づくりを進めます。
- ・志方中央土地区画整理事業等による公園整備を進めるとともに、地区計画等を活用し、良好な居住環境を創ります。

③緑を育てます

- ・里山や農地の保全について、地域住民が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ・田園まちづくり計画の実現を図るため、地域住民の活動を支援するとともに、地域の主体的な活動による適切な維持管理を促します。
- ・ボランティア団体や地域住民の参画を促し、市民・事業者・行政の協働による緑化活動を進めます。

3. 緑に関する主な事業

緑のまちづくりの推進において各施策を実施するにあたり、施策体系に基づき、主な事業を整理します。

■緑に関する事業

施策の方針 関係事務事業名	機能			
	環境	健康	防災	景観
I 緑を守ります。	—	—	—	—
（1）骨格や拠点となる緑を守ります	—	—	—	—
1）シンボル加古川を守ります 河川敷緑地維持管理事業	●	●	●	●
2）河川やため池等の水辺空間の緑を守ります 水質保全事業 ため池整備事業	●	●	●	●
3）自然豊かな樹林地や丘陵の緑を守ります 森林整備事業 松くい虫被害対策事業 緑地保全優先度調査事業 ウォーキングセンター等管理運営事業 観光施設維持補修事業	●	●	●	●
4）歴史文化の緑を守ります 鶴林寺周辺景観形成事業 史跡等維持管理事業 防災および災害関係事業 地域避難施設充実事業		●	●	●
（2）郷土の特徴ある緑を守ります	—	—	—	—
1）社寺等の緑を守ります 史跡等維持管理事業				●
2）愛着のある自然空間の緑を守ります ため池整備事業	●		●	●
（3）暮らしの中の身近な緑を守ります	—	—	—	—
1）市街地の中に残る優れた緑を守ります			●	
2）田園集落の農地等の緑を守ります 農業振興地域整備計画策定事業 圃場整備事業 環境保全型農業直接支援対策事業 遊休農地解消支援補助事業 未利用農地等活性化緊急対策事業 新規就農総合支援事業 経営体育成基盤整備事業 市街化調整区域のまちづくり支援事業 林業振興事業	●		●	●

施策の方針 関係事務事業名	機能			
	環境	健康	防災	景観
Ⅱ 緑を創ります。	—	—	—	—
（１）骨格や拠点となる緑を創ります	—	—	—	—
１）都市公園など骨格となる緑を創ります 公園整備事業 みとろフルーツパーク管理運営事業 権現総合公園キャンプ場運営事業		●		
２）本市の核となる緑を創ります 道路・公園維持管理事業 鶴林寺周辺景観形成事業 都市景観形成事業		●		●
３）良好な沿道や歩行者空間を創ります 道路新設事業 市域都市施設調査事業 土地利用計画事業 都市景観形成事業 開発指導事業	●	●	●	●
（２）地域に愛される身近な緑を創ります	—	—	—	—
１）身近で良好な都市空間を創ります 土地区画整理事業 開発指導事業 公園維持補修事業		●		
２）地域の豊かな緑を創ります	●			●
３）良好な居住環境を創ります 都市景観形成事業 建築指導事業	●			●
４）工場等との緩衝空間を創ります 開発指導事業	●			

施策の方針 関係事務事業名	機能			
	環境	健康	防災	景観
Ⅲ緑を育てます。	—	—	—	—
(1) 緑の普及・啓発を行います	—	—	—	—
1) 市民への広報等を行います 広報事業 市民顕彰事業	—	—	—	—
2) 記念樹や花苗等を配布します 緑化推進事業 育苗園管理運営事業 緑のカーテン事業	—	—	—	—
3) 魅力ある緑のイベントを開催します 花と緑のフェスティバル事業 加古川菊花展等運営補助事業 環境教育啓発事業 地域学講座事業 ウォーキングセンター等管理運営事業 ツデーマーチ事業	—	—	—	—
(2) 市民、事業者、行政の協働により育てます	—	—	—	—
1) 緑の人材育成を図ります 花とみどりの街づくり推進事業 公民館事業 地域リーダー養成事業 環境体験事業 自然体験活動指導事業	—	—	—	—
2) 市民参画による緑化活動を進めます 加古川みどりの会運営事業 都市景観形成事業 美しいまちづくり推進事業	—	—	—	—
3) 緑に関する支援制度を充実させます 都市景観推進事業 環境美化キャンペーン事業	—	—	—	—
(3) 緑に関する施策・事業を総合的に進めます	—	—	—	—
1) 緑に関する施策マネジメントを適切に運用します 事務事業評価 市民意識調査 緑被調査	—	—	—	—
2) 関係機関との連携を深めます 緑事業連絡会議 国・県連絡調整会議 県民緑税等の活用	—	—	—	—

用語解説（五十音順）

<あ行>

●アダプトプログラム

アダプト(adopt)とは、英語で「養子にする」の意味で、一定区間の道路や公園などの公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援するもの。

●ウェルネス

単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルをめざす行動様式。

●営農組合

地域や集落などを単位として、生産の行程の全部または一部について共同で取り組む組織。

●NPO

民間の非営利組織（non-profit organization、略してNPO）。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

●オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分などの建築物に覆われていない空間。

●温室効果ガス（GHG：Green House Gas）

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの大気中のガス。

＜か行＞

●幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通および都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。また、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能もあわせもつもの。

●企業の森

社会貢献活動の一環として企業が社員とともに行う森林保全活動。

●既存集落

古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備が進む以前から形成され継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造家屋が密集している場合が多い。

●協働

市民、市民活動団体、事業者等と行政が、共通の目標に向かって、お互いの立場を理解し、それぞれの役割を果たしながら、一体となってまちづくりを進めること。

●クールスポット

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく（クール）過ごせる空間や場所（スポット）のこと。

●景観形成地区

加古川市景観まちづくり条例に基づき、良好な景観を保全、育成または創造を図る必要がある地区として、市長が指定する地区のこと。

●公園支援員

公園の維持管理をサポートする人。

●公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設で、市民農園や河川緑地、児童遊園、公共施設における植栽地等がある。

●耕作放棄地

農林業センサス統計用語で、所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない土地をいう。

<さ行>

●里山

人の集落の近くにあり、生活利用のために人手が加えられて環境が維持されている山のこと。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。

●史跡

古墳等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。

●自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定するもので、自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園がある。

都道府県立自然公園は、都道府県が自然公園法第72条の規定により指定する優れた自然の風景地で、都道府県の条例に定めるところにより、知事が都道府県立自然公園を指定する。

自然公園の特別地域は公園の風致を維持することを目的とし、開発や伐採等を制限する地域を指し、これらの行為を行う場合は環境大臣あるいは都道府県知事の許可が必要となる。都道府県立自然公園の特別地域は都道府県の条例に基づいて指定する。

●指定管理者制度

地方自治体の出資法人に限らず、民間事業者、NPO法人など地方自治体が「指定管理者」に指定し、公の施設の管理をさせる制度。公の施設の管理運営に民間の活力を積極的に導入していくことが可能となった。

●市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的により、小面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を育てるための農園のことをいう。

●市民緑地

地域の人々が利用できる公開された緑地や緑化施設。

●斜面緑地

台地または丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地または坂道等の緑が連続して自然環境を形成しているもの。

●集約型都市

市街地の郊外への拡大を前提とした都市づくりではなく、都市機能を拠点に集めることによって利便性を高め、生活しやすくかつ持続可能な都市を構築する考え方。

●親水空間

様々な形で水と親しむことができる空間のこと。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

●水源かん養

雨水が徐々に土に浸透して地下水を豊かにする機能や、雨水が直接河川を流れるよりも長い時間をかけて下流の河川に戻され、川の流れを安定させる機能のことをいう。

●生産緑地

市町村が定めた市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しており、500m²以上の面積で農林業の継続が可能な条件を備えているもの。

●生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

●生態系

ある地域に生息する生物群集とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせた一つのまとまりを示す概念。

＜た行＞

●大規模建築物等景観形成基準

景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、大規模建築物等について景観の形成を図るための基準。

●地域制緑地

法律や協定、条例等によって保全されている緑地で、都市緑地法や自然公園法、森林法等において、開発や伐採が制限されている区域や地区を指す。

●地区計画

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定める計画をいう。

●地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスが、地表面から放出する赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の温度を上昇させること。

●津波避難ビル

津波が押し寄せた際、高台に逃げるのが難しい場合に緊急的に逃げ込む建物。海沿いの公共施設やマンションなどを市区町村などが指定する。

●田園まちづくり制度

加古川市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

●都市基盤整備

市民生活の安全性、便利性、効率性等の向上を図るための都市施設である都市基盤を整備すること。都市基盤には、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等があり、近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置づけられている。

●特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する「特別緑地保全地区制度」で定められた地区。

●都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象となる地域のこと。

●都市計画公園

都市計画法第 11 条により、都市施設として都市計画決定された公園のこと。

●都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市全体の土地利用、道路・公園整備など、まちづくりの具体的な将来ビジョンを示した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市議会の議決を経て定められた基本構想及び兵庫県が定める都市計画区域マスタープランに即して定める必要がある。

●都市公園

都市公園法第 2 条に規定する、①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地、④国が国家的な記念行事として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地のこと。

なお、都市公園には、次の種類がある。

<都市公園の種類>

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1カ所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 近隣住区あたり1カ所を誘致距離 500m の範囲内で1カ所あたり面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で1カ所あたり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園			風致公園、動植物公園、墓園など特殊な公園で、目的に則し配置する。

●土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更等に関する事業のこと。

＜な行＞

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として市町村が認めた農業者。創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする者を認定する。

●農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがある等の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

●農地転用

農地を農地以外の目的に転用することを指す。農地を転用する場合には、農地法上原則として都道府県知事（4ha を超える場合等は大臣）の許可が必要となる。

＜は行＞

●花と緑のフェスティバル

「花とみどりの加古川、やすらぎとうるおいのあるまちづくり」をテーマに、多彩なイベントを実施。記念植樹や景観ガーデニングコーナー、フリーマーケット、盆栽展、模擬店など、もりだくさんのイベントがある。

●花とみどりのまちづくりリーダー養成講座

平成 14 年度から開催し、日岡山公園や育苗園をフィールドに植物生育の知識と技術の習得、花壇のデザインと植栽・管理、実践等を行う講座であり、地域の核となって花づくりの輪を広げるボランティアリーダーを養成する。

●バリアフリー

昭和 49（1974）年に国連で初めて使われた言葉で、主に建築上の障壁（バリア）を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がい者などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去することをさす。

●ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。人工排熱の増加（建物や工場、自動車からの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面温度の上昇）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害）の3つが挙げられる。

●ビオトープ

動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備などに取り入れられる。

●壁面緑化

建物の外壁にツタ類の植物を這わせるなどして、緑化すること。

●保安林

土砂の崩壊などの災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定する森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発等が規制されている。

●ポケットパーク

ベスト・ポケットパークの略で、洋服のベストに付いているポケットのように小さい規模の公園。

<ま行>

●マネジメントサイクル

企画・計画（Plan）を実行し（Do）、検証・評価して（Check）、改善に結び付け（Action）、その結果を次の計画に生かすプロセスのことをいう。このプロセスを継続的に進めることによって、より高い目標の達成を目指す。

●民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、一般的には、市民に開放され、不特定多数の人が自由に緑を散策できるような状況となっているもの。

●民間ミニ開発

1,000 m²未満規模の一団の土地を造成し、大部分の区画が 100 m²未満に分割され形成された建売住宅群。

<や行>

●遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地のことをいう。

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーには「存在する障がい・障壁を取り除く」という意図があるのに対して、ユニバーサルデザインは「障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市、モノ、生活環境等をデザインすること」をいう。

<ら行>

●緑地協定

都市計画区域内における一定規模の一団の土地所有者等の全員合意により、市町村長の認可を受けて締結する緑地の保全または緑化に関する協定のこと。都市緑地法に規定される。

●緑被

樹木や草地といった植物に被われている土地の状態をいう。

●レクリエーション

仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

加古川市緑の基本計画

編集 加古川市 都市計画部 都市計画課

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000

TEL (079) 421-2000

FAX (079) 422-8192
